

異同がある。

ある場合には、カイは、事業又は会社の経営者によつて任命され、所定の任務を果たすことになつてゐるが、然し、自己の計算と責任とに於て仕事をする。彼は、必要な数の労働者を雇入れ、仕事の組織を行ひ、賃銀を支拂ふ等々の責任がある。この場合は、カイは實際一人の雇主のやうなもので、これをカイ下請人と云ふ。

あるときは、カイは、單に村々から労働者を募集して、それを事業會社まで連行すれば、それで仕事を終る。この場合は、單なる募集員である。

カイは、また、自分又は他の人が募集して來た労働者達を監督する場合もある。その時は、職工長のやうなもので、雇主に對して、その労働者達を取締る責任を負ふのである。

或ひはまた、カイは單に労働者等に食物を與へ、賄をするだけの責任を持つものもある。

以上四種のカイは、いづれも弊害を伴ふ。それについては官廳の報告を基として次に述べて見よう。

(註1) M. Maunire 著 Sociologie Coloniale 八七頁。

(註2) André Dumarest 前掲書、一〇三—一〇四頁。

『カイ』下請人

一九三二年三月三十日に出た報告に於て、東京石炭會社の總支配人は、次の慣行について専門家の注意を喚起した。

下請人の或る者は、仕事から得た金の中から不當に高率の頭を撥ね、労働者本人にはほんの一部を支拂ふ。この事は各部の支配人に於て十分注意すべきことであつて、各々の仕事の代價が正しく支拂はれてゐるや否を見なければ其の任務を果たした者とは言へない。下請人に正當な支給を爲した上(給金、コミッション、利益の分配、貸金利子即ち最高約二割の利

子を含む)は、各部支配人に於て、必ず、その監理する事業場毎に、仕事の代價のうち幾割を、下請人が、労働者に渡すべきかといふ割合を定めなければならぬ。仕事に對して實際支拂はれた金額を記したチェックを保存して置く必要があるのだが、これは是非やつて貰はなければならぬ。その爲めに、各支配人の仕事が過重になるといふ譯は無い筈である。色々な方法によつて各仕事場の労働者に、支配人の考へる正常の受取方は幾何であるかを知らせて置けばそれでよいのであつて、さうして置けば下請人は必要な金額を支拂はらざるを得なくなるのである。この方法によつて、労働者達から強奪することも止み、強奪の爲めに、將來の人員募集を危くすることにより事業の正常能率を下げるといふ結果を生むやうなことも無くなるであらう。

右の總支配人の提案は、行政當局よりもむしろ私人側に於て始めるべきものである。一九三二年十一月二十一日に印度支那總督に提出した報告において東京理事長官は、『カイ下請人に對して執らるゝ凡ての行政施策は、雇主によつて設定されたものを、官憲に於て監視監督するといふ建前になる。これでは監督が二重になつて、實施困難を來たし、政府の代表者と雇主との間に衝突が絶えないことになり、雇主は、官憲の權威を見くびることもなるであらう。組織さへ良く行けば、直接利害關係のある雇主側に於てのみ不斷的監督をするのが、あらゆる點から見ても適當であらう。此のデリケートな問題に關して官憲が取締ることは尙早であり、將來もその必要無しと認める。本植民地の産業設備が進歩發達を遂げるに従つて、カイ下請人は、やがて、カイ監督又はカイ職工長に取つて代られることになるであらう。今後幾年か経つうちにはカイ下請人といふものは、全然消滅するであらうと考へることは輕率とは云へぬ。』と記してゐる。

募集員たる『カイ』

前記せる報告中、同理事長官はカイを仲介として労働者を募集することの缺陷について次の如く述べてゐる。

募集員カイは雇主のゐる所から遠い地方で募集をやる爲め、應募労働者及び雇主の損害になるやうな強慾を逞しうする。多くの場合、無謀の冒険者として、自分の頼まれた事業場に、なるべく多数の労働者を集めようと、あらゆる奸悪な手段を講じ、恐しく高い利子のついた金を貸し労働者等を縛る。色々詐欺的行爲をやるカイの慣行のうち主なるものは次の如きものである。(一)彼等は、應募する労働者には、雇はれて行く場所の生活状態だの賃銀率などの委しいことは少しも知らせず、甘い約束をして、實際に反することを平氣で言ふ。(二)契約をする労働者の能力などは丸で考へもしない。(三)應募者の爲めに使用すべく託された金を自分達で使ひ、募集に必要な色々な仕事(食事を與へること、運輸等等)毎に儲をする。

その結果は、應募労働者が仕事の場所に着く頃には意氣沮喪し、郷里から出て来て新しい生活、變つた環境に身を處することが六ヶ敷い状態である。

かゝる募集方法が改善せられるならば、殊に鑛山業に屢々起るところの全坑夫一時に脱走するが如きことも少くなり、之を防止することが出来ると思はれる。

此の種の弊害は行政處理に付することも可能であつた。明かに先づ爲さるべき事は、『認可募集員』の團體を作らせ、その仕事を嚴重監視するの制度を樹て、募集員中の惡質な、疑はしき分子を除外することであつた。一九三〇年七月十六日の總督令によつて、契約労働者の募集に關する規定を設けたのも、當局の目的は其處に在つた。それと同時に、當局に於ても、非契約労働者の募集を監察することは、當局の方に、契約労働者の場合に於けるが如き監督の方法も之を處罰する力も與へられてゐないから、實際にやることは、より以上に困難で時を要するといふ事實を知らないわけではなかつた。然し困難は困難でも、やり遂げられないものでもないと思はれたので、印度支那總督は、一九三四年十二月十九日公布の總督令^(註)により、東京に於ける非契約労働者募集を取締

らうと試みたのである。

大體に於て此の總督令は、非契約労働者募集に關して一九三〇年七月十六日の總督令の主要條項を準用したものである。自己の使用人たるか否かと不拘、仲介人と名のつく者を通して労働者を募集せんと欲する東京所在の農、工、商、鑛業者は、労働者を備入れることに責任を持つ使用人又は代表者の名簿を、東京の労働監督局及び警察部に、前以つて提出することを要す。右名簿には、募集員の身分を詳細に認めたるもの、全顔面及び横顔の寫眞を附し、以つて、人相カード作製の用に供するを要す。

各募集員は左の書類を携帯すべし。

- (一) 身分證明書
- (二) 現年度に於ける個人税カード
- (三) 駐劄官の査證ある、主人又は雇主の特別委任狀

右査證は、當人に於て、詐欺、虚偽、其他の不信行爲により處罰を受けたること有るときは、之を拒否せらるべし。行政當局より、素性悪く、又は契約を爲すに當つて強奪を爲したる際により、信用無き者たることを指示せられたる募集員は、事業主に於て解雇(又は請負はしむることを避ける)すべきものとす。募集員は、自己の下に使用する從屬募集掛の行動、募集の方法につき責任を負ふべきものとす。

此の總督令に規定せられたる制裁は、單純な警察處罰を含む。

(註) 一九三四年十二月二十九日印度支那官報。この總督令の實施方法については、一九三五年一月八日附東京理事長官の名によつて各行政官吏に同章が廻つた(一九三五年二月一日、Bulletin administratif du Tonkin.)

『カイ』職工長

事業主の任命するカイの募集して來た労働者達は、仕事の場所に到着した後引續き、そのカイの命令下に置

かれ、カイが職工長格になる場合が屢々ある。この方法によつて、カイが労働者と傭主との間に立つ一種の差配人になることは、労働諸法の保護政策を弱める恐れがある。労働監督局の年次報告を見ても、契約労働者等がそのカイに危害を及ぼした場合がよく掲載されてゐる。さうした事件の發生は、疑ひも無く、カイの野獸的な、強慾なところに起因してゐるに違ひない。カイは、カイで、労働者達に迫つて、『いぢめられないやうに』月給の割前を無理に出させるのである。同報告はまた、新しく來たばかりの労働者のうち多數の者が逃亡するのは、『古參労働者或ひは土着人職長までが、新參労働者を脅かしたり、罰したり、新參の者に過重の六ヶ敷い仕事を無理強いしたりする』傾向あるによるとして居る。^(註)

(註) たとへば、一九三三年七月一日から一九三四年七月三十日に至る *Rapport sur le fonctionnement de l'Inspection du travail en Cochinchine* を見よ。

如上の悪習慣を防止することも、行政官廳よりは、事業主自身においてその方法を講じた方がよい。常識でも分るやうな方法は、既に一般に行はれてゐる。即ち、カイの監督を、歐洲人監督に於て嚴重にやること、歐洲人雇主のうち安南語を解する者が多くなつた結果、雇主と労働者とが直接交渉によつて契約を結ぶことが増加して來た等々である。然し、一番良い方法は、募集員たるカイなるものを止めてしまつて、労働者個別に直接交渉によつて所要人員を得ることであると思はれる。これをやるには二つの順序を執らなければならぬ。第一、労働者が誰であるかを明確にすること(歐洲人には、土着民の誰が誰だか全く分らぬことが多く、たゞ一個の人間だ位に思つてゐる)。第二は、これは或る事業主側で既にやつてゐることであるが、各労働者に、一人々々直接に給金を手渡すことで、これによつて労働者はカイの手を免れることが出来る。然し、こゝで、これらの方法につ

いて詳論することは適當でない。たゞ、或る鑛山では、労働者に対するカイの力を更に増強せんとする傾向の見えるのは、雇主と使用人間の直接關係が多くなつて來て喜ばしい現象である最近の動きに逆行するものであることを指摘して置く。

例へば、ウオン・ビ鑛山では (*Uong-Bi mines*) 募集から仕事の振當まで雇傭の全過程をカイに一任してゐる。カイは、自分達の募集して來た労働者の一團を會社に報告する。賃銀はその群團毎に幾何と定め、各個に分ち支拂はれるが、その群團の總賃銀額の幾割かのボーナスをカイに與へる。會社はカイに、カイと労働者等との間に雇傭契約を結ぶ権利を與へ、以つて労働者等を一層強くカイに結付けて置くことを許可せらるゝやう當局に請願することさへした。右の契約を結ぶときは、労働者は一定の月數間カイの爲めに働くことを要求され、カイの承諾無しに鑛山を去ることは出来なくなるのである。カイは労働者達に賃銀の前貸をする。さうすれば、カイの承諾無しに持場を去つたり、貸した金を返さない労働者を訴へることが出来るのである。前記の會社の申出に對して當局が如何なる返事をしたか、又は爲さんとしてゐるか、未だ知ることを得なかつた。然し、さうで無くとも既に労働者に対するカイの権力といふものは極めて強いものである上に更に法律的壓力を加へんとする此の要求が極めて危険なものであり、契約労働の爲めに缺くべからざる對策であると考へられてゐる種々の便益(食物、醫藥、其他の供給)は、一つも労働者に與へられず、全く職工長たるカイの手中に置かれることになるといふ事實を看破出来ないやうな當局では無いと思ふ。

「カイ」賄 人

前にも述べた一九三二年三月三十日東京石炭會社の總支配人が庶務關係筋に與へた訓示中、カイ賄人等の悪習

につき次の如く述べてをり、之が改善の爲め適當な方法を講ずるの必要を思はせる。

我が會社の或る中心地では、會社使用人は、僅か數日働いた後、去つて行つた。これは實に遺憾なことではあるが、彼等に食物を與へる責任のある募集員達が、彼等の爲めに割當てられた米の四分の三にも足りないものを與へてゐたといふ事實に原因するのである。庶務關係筋によつて我々のマークを捺した米割當量並びに之を労働者等に知らせて置く事により、右の如き惡質強奪行爲は、之を行ふこと困難になる筈である。賄方にその取引關係を明示し、特定様式に記帳すべき義務を負はせることにより、更に強奪を不可能ならしめるに相違ないと考へる。各部支配人は、常に賄方に對する労働者達の不平を調査し、良心的にこの原因を究明し、必要あるときは、不正直な賄方を罷免することを要する。各支配人は、常に、労働者等の食物を眼魔化すといふことの知られてゐる募集員カイ等の姓名を記録し置き、シュナイグ氏に通告して、單なるコンマツション取の請負人から始めて右記録に上ぼしたカイ等を、募集員名簿から削除し、二度と再び我々の仕事に關係せしめないやう處置しなければならぬ。尙ほ、我々のいづれの中心地に於ても、生産能力に障害を與へるとか、労働時間を紊るやうな事なしに、労働者等が自ら一人々々、我々の店から米の割當を受けるやう施設しなければならぬ。正當な米の日々割當が出されあるや否やを、自分で見たいといふ労働者には、總ての便宜を與ふべきである。

第三節 労働者に対する賠償

フランスの労働者賠償法は、既に、數個のフランス植民地に擴張適用されてゐる。その主要な法律は、一八九八年四月九日の法律であつて、職務上の危険、一時金賠償、特殊保證の確立、負傷者のための簡單な訴訟手續を規定したものである。賠償は、事故その者に與へるのであつて、それが過失によるか、偶然によるか、不可避の事情によるかは問はないのである。法律の立場から言ふと、職務上の危険は仕事をする者が蒙る危険では無く、

雇主の危険である。事業主は、その工場の消耗破損について、これを見越して備へるところあらねばならぬと同様、工業機關の複雑性を知悉して、事故の發生、社員の受ける傷害、労働者の死亡につき、用意しあるべきものである。——之等の事は、皆な事業の不可避の負^{ライヤビリティ}債を形成するものである。

一八九八年四月九日の法律第三十四條は、同法を植民地に適用する方法は、公けの行政當局の發する施行細目に規定されるべきことを定めた。このフランスの法律は、一九三四年九月九日の大統領令によつて印度支那に擴張適用さるゝことになり、^(註一)一九三五年一月二十六日の總督令によつて印度支那に公布せられたのである。然しこの大統領令は、土着人労働者及び之と同等と認められたアジア人労働者を、同法律の恩恵を受くることから除外し、また、諮問された醫務當局が、現在の醫學では、熱帯病と工場病とを明確に識別することは實際上不可能であるといふ意見を答申した爲めに、職業病については何も規定するところ無かつた。

その結果は、一九三四年九月九日の大統領令は、全部合するも二、三千人に過ぎない印度支那で雇はれてゐるフランス人労働者、及び、多く見積つて二、三百人に過ぎない互惠條約の下にある外國人に關係する事故のみに當てはめられることになつたのである。^(註二)

かく、土着民労働者の大部分が、一九三四年九月九日の大統領令の範圍外に置かれたため、多くの抗議が出、相當非難も起つた。この事情の下に起つた不満は、地方議會に於て、土着人労働者代表側から叫ばれ、今日まで同令を全ての労働者階級に普及適用すべきであるといふ要求をつゞけてゐる。この大統領令の草案が、一九二九年十月に、印度支那經濟財政大會議によつて承認せられたとき、人民の代表者達は、フランスの法律を土着人労働者に擴張適用すべしといふ問題が十分考慮されるであらうとの保證を與へられたのであつた。

(註1) 一九三五年二月二日印度支那官報。

(註2) 本法は、また、印度支那の住民にしてフランス市民権を持つ人々にも適用される。この人々は、歸化令によりフランス人に適用される民法及び政治法の適用を受けるからである。然し統計の示すところによると、歸化證書を附與された土着民の数は、全人口に比すると實に微細なものである(一九三二年には三十人、一九三三年には五十五人)。

諸種の當局も此の要求を支持した。この問題の法律的研究の結果、西貢の辯護士ゲルムール氏(Guermeur)は次の結論に達した。『印度支那が、決断すべき時は今であると思はれる。工場事故に關する此の特殊法は、その支配下にある領土に之を擴張適用すべき義務フランスに在りと思はれる社會的人道的政策であるといふのが、今や一般の輿論である。フランス植民地中最も重要にして最も富める印度支那は、進歩、社會的發達の實例を、これによつて最初に示すべきではないか。』

一九二四年にフランス植民協會は、労働者賠償法を植民地に取入れる可能性に關して、全てのフランス植民地につき調査を始めた。印度支那の雇主側(商業會議所、農業會議所、商業組合等)は、この調査に當つて、意見が二つに分れてゐることを明かにした。一方はこれに反對であり、他方は、西貢商業會議所の極めて良心的な報告に見られる通り、多少の條件づきではあるが、全體としてこれに賛成するといふのであつた。然し、諮問を受けた全ての團體が、労働者賠償法に含まれた精神の公正なることについては一致してゐた。たゞ東京と安南は、實際上の困難が有つて、全面的に之が實施を拒絶するのが正當であると考へたに反し、交趾支那の商業會議所は好意の眼を以つて、此の計畫を試みるに障害となるものを取除く方法を見付ければ可いといふ意見であつた。かく兩者間に意見の相違したのは不思議では無く、交趾支那は總督直轄であつて、移住民もフランス人官吏も、他

の印度支那聯邦地方よりも早くから住民と密接な交際をつゞけてゐるところであるから、進歩も早く、輿論も、社會立法の導入を歓迎するだけに進んでゐるのである。フランス植民協會の調査によつて明かになつた労働者賠償法の適用に對する反對意見は、之を三つに分類することが出来る。(註)

(註) 一九二七年六月三十日、七月十五、三十日 Chronique de l'Institut colonial français.

第一は、道徳的反對であつて、土着民労働者は、此の法律の道徳的意義を了解し得る程度に進歩してゐないから、生來の横着により賠償金欲しさに故意に事故を起さないと限らぬといふ説に基くものである。

第二は、實際上の困難がある。即ち、之を此の地方の實情に照應するやう施行細目を作ることは六ヶ敷しいであらう、また出生も死亡も戸籍に記入してあるので無いから、本法の夥しい、寧ろ複雑した諸條項を遵奉し得るや否やが疑問であるし、工場事故に對する傷害保険を引受ける保險會社も無いかも知れないといふのである。

第三は、フランスから移住した者、製造工業家等は、既に、その使用人達に事故に對する賠償を與へてゐるといふ事實を楯に反對したものが相當あつた。

右三様の反對意見については議論の餘地が有る。一八九八年の法律が作成中であつた頃、フランス本國で反對論者が反對意見の基礎として擧げたのは故意の自己傷害であるが、それをやる者は非常な勇氣を以つて己を犠牲とする覺悟が無ければ出来ないことである。況んやアジアの諸宗教は、人が死んだときに、體に傷が付いてゐないことを重要視してゐるから、この教に反して自ら傷つけるといふやうなことをするアジア人は先づ無いであらうと言へるのである。だからといつて、その大切な事を餘り考へてゐない安南人に人間生命の貴重なるものであるといふ思想を吹込んで、この點について進歩するやう導いてやる必要だとは言はない。植民地政務官キ

ラン氏 (Giran) は、其の著『安南人の心理』(The Psychology of the Annamite People) に於て、安南人は居眠りをしてゐるか、さもなくば、その環境について半意識の状態にあるかと思はれるやうな生活をしてゐる。安南人が軌道を枕にして鐵道線路の上に熟睡してゐるのは珍しいことではない、と言つてゐる。

出生、死亡等の戸籍記入がないから適用に支障を來たすといふことは、何も除去し得ないものではなく、既に戸籍簿の整備は行はれつゝある。これは行政組織の問題である。

最後に、歐洲人雇主は、一般に、法律の強制を受けるまでもなく、既にその使用人に傷害賠償を行つてゐるといふ説は、却つて、その慣行を法律の中に入れてしまふ方が可いといふ理由になる。この慣行を、規正して一般に及ぼすことが、どうして悪いのか。かゝる普通の義務である出費を、たゞ人の良い雇主のみに出させて置くといふのは可笑しいではないか。いづれにしてもこれを爲すことを嫌つてゐる支那人及び安南人工場主をして、フランス僑主のやつてゐる善い例に従ふやう強制すべきであらう。

フランス植民協會が、右調査の結果、提案した計畫は次の如きものである。

土着民労働者に關しては、歐洲人たとアジア人たとを問はず全ての雇主及び何等の區別無く全てのアジア人労働者に適用すべき一般法を適用することは一歩々々やつた方が可いと思はれる。ある方面の言ふやうに、此の法律から支那人の如き外國アジア人を除外すると、この計畫の根本觀念に背き、これが爲めに、安南人よりも支那人を雇ふ方に、又支那人を使用する支那人工場にプレミアムをつけるに等しい結果となる。先づ必要な調査を遂げた上で諸々の規則を作成し、それには、工、農業雇傭を全般的に包括し、勞資の互惠的權利義務を確立する雇傭契約を規正し、労働者の身分證明の方法を定め、初めは傷害を受けた者に限つて、事故に關する保護を與へることを規定すべきである。この保護は、雇主をして事故は全てこれを其筋に報告せしめ、其筋の指定する病院等に於て醫療を受けしめ以つて土着人の山師醫者にかゝらせないやうに

しなければならぬ。然し、フランス當局の認可を受けてゐる支那人部落にある病院で、外國アジア人達が治療を受けるのを禁ずることは六ヶ敷しいと思はれる。

負傷者は、全治するか、不能者たることを宣告せられるかするまで、その給金の一部を受ける權利を與へ、負傷者に支拂ふべき賃額については、關係商業會議所並びに經濟團體に謀つて之を定むべきである。

負傷者に對し、殊に全面的又は部分的に不能者となるか、死亡するかした場合は、その寄食者に支給すべき賠償金の問題は解決が相當困難であらう。この點に關して提出された反對説は尤ものことであつて、事實、歐洲人勞務者と全く異なつた心理状態の特主である退嬰的國民が、之を悪用するの惧は十分ある。最後に、彼の寄食者といふ者達が誰々であるか確認することは容易なことではない。かゝる事情であるから、少くとも初めの間は永久使用人と移動労働者とを區別した方がよい。永續的に雇はれてゐる者なれば人も分つてをり、主として技術者であり、また歐洲人と同じ様な心意を持つてゐる土着人支配人等であるからこれを別にして、移動労働者即ち時々傭はれる者、臨時の必要を充たすべく募集された労働者達は、誰といふ見分けもつけ難く、其の本人は分つても、寄食者は丸で分らぬのだから、さうした連中と區別した方がよい。事故によつて不能者となつたり死亡した者への賠償支拂方法を、この二種類に區別して定むべきである。

永續使用人には労働手帳を持たせ其れによつて本人たることを確める。現に渡されてゐるものよりも、もつと悉しいものにして、普通の記事の外に、人體測定學上の細目、所持者の履歷、民法上の身分、その家族について詳細記した労働手帳を持たせることである。この種の人々に對しては、労働者賠償に關するフランス本國に於て採用されてゐる政策を、その主要なる點に於て適用することは更に害は無い筈である。

移動労働者の場合は、賠償金は、本人の居所を確めることも家族を確めることも困難であるから、その負傷の程度に従つて一時金を法廷で定めた額により、負傷した本人、その配偶者、子供等に支拂ふべきである。此の解決方法は不完全たるを否めないが、然し現在の状態では、實際上、これより外に方法が無い。たゞやがては、工場事故に對する賠償を受くるの權

を、區別なく全ての労働者に與ふべき法律を實施するに到るまでの第一歩たるに過ぎないのである。

上記せる諸規則は、現在同様、契約文書の下に雇はれある全ての農業労働者及び、總て、關係諸團體と協議の上會社名簿に載せられたる機械使用事業に雇はれある労働者に適用すべきである。其他の種類の労働者に對しては、歐洲に於て採用された順序に従つて、將來、序を経て適用することにする。^(註1)

これと同時に、政府當局に於て、一九三四年九月九日の大統領令を全部又は一部づゝ土着人労働者大衆に擴張し、適用さるゝのを待つてゐる間、労働者賠償に關して無爲でゐたといふわけでは無い。一九二七年十月二十五日の總督令により、契約労働の爲めに、規則の定められたことについては、既に注意を促して置いた。同令第三十八條は、病氣又は事故が、犠牲者の雇傭中、又は雇傭によつて發生したといふ理由あるにあらざれば、その休業中の期間に相當する期間、契約を延期することに關する規定を定めてゐる。雇傭中に傷害起りたる時は、その労働者の全賃銀額を受ける権利は、入院期間中之を失ふことなしとある。第五十二條には、いづれの場合に於ても、その労働者は、雇主から無料で食事を供給され、醫療醫藥を受け、また、その事業所構内に居住する十五歳未満の自分の子供の爲めに、總て傭主の出費に於て、食事の供與を受ける権利を與へられてゐる。

然し、この、契約労働者に限り適用される法規の目的は、事故による休業期間中その労働者が賃銀全拂を受けることを目指したものであつて、事故に對する賠償といふことを含んでゐないのである。事故に對する賠償については、二つの方法が現行されてゐる。

- (一) 私人の發意又は國家の行動として、與へらるゝところの一時金
- (二) 普通法によつて、傷害を受けた者の提起する賠償訴訟

(一) 一時金の支給——或る雇主達は、その使用人が傷害を受けた場合、賠償として、一時金を與へて居る。^(註2) 例へば東京石炭會社の定めてゐる規則はかうである。『傷害を受けた坑夫は、直ちに會社の病院に入れて治療を受けさせる。退院に當つて、在院一日につき〇・〇五ピアストルの割合を以つて一時金を與へる。永久不能者となつた場合は、その不能の程度に従つて二十から百ピアストルの一時手當を與へる。普通、一部不能者は、また全然不能者になつた労働者に至るまで、引續き番人、メッセンジャー等適當な仕事を與へて雇つて置く。事故により死亡した場合は、會社は、その葬式費用を支辨し、必要の程度に従つて遺族に慰藉金を與へる。』

(註1) 一九二七年七月三十日フランス植民協會年報。

(註2) 一九三五年九月十九日安南新報所載、『工場事故、一人の人間生命の價——最低三十ピアストル、最高百ピアストル』なる記事を見よ。

尙ほ、政府當局が、事故犠牲者にして雇主から賠償金を受けない人々に同情してゐることは、本植民地豫算中に、かゝる人々を助けるため一定の金額を組入れてゐることによつて明かである。この點に關して總督ヴァレンヌ氏 (Varanne) は一九二六年九月二十日、政府會議に向つて次の如く言つた。『雇主から何等の賠償金も受けない負傷労働者急救の爲めに、我々は、政府豫算中に、工場事故の犠牲者救助の爲め使用すべき適當額を組入れた。この金額は、地方行政當局に於て之を處理し、必要に應じて労働者達に下附すべきものである。』然し、此の政策は、經濟不況による豫算削減の結果、近年は續けられてゐないやうである。

(二) 普通法による訴訟——これについては、歐洲人に雇はれてゐる土着人又は同待遇人の場合と、土着人又は同待遇人の雇主に雇はれてゐる土着人又は同待遇人労働者の場合とを區別しなければならぬ。

歐洲人に雇傭される土着人又は同待遇人労働者

フランスの法律は、双方の何れか一方が、フランス人又は外國人（勿論同待遇のアジア人を除く）である場合に適用されるといふ主義に従ひ、傷害を受けた者は、その國籍を問はず雇主から賠償を受ける要求をなす権利があるが、但しそれは、民法一三八四節第一條の普通法律條項の下にのみ有効である。この條項に於て、一九二九年二月二十七日の民法局命令（同、一九二九、一、一二九）の定めにより、工場事故が、控訴院の決定により認められたる場合適用を受くべきことを宣言してゐる。然し、同條は、雇主に責任のある事物に原因する事故に對してのみ労働者を保護するものであつて、その他の原因による場合は含めてゐない。

土着人又は同待遇人に雇傭される土着人又は同待遇人労働者

この場合に於ては、該土地の法律のみが適用される。次に要約した條項によつて見るに、少くとも印度支那聯邦の或る部分に於ては、フランス立法の思想を基調とする賠償に關する負傷者の権利を確立してゐる。

交趾支那及び安南——今日までのところ交趾支那及び安南の民法は、整頓されてゐない（一九三五年十二月五日に發せられた總督令により、印度支那在住のフランス臣民たる安南人に適用すべき民法制定の草案を作るべく委員會を設定した）^(註)。この民法作成に到るまでの期間は、法制的慣行としては、ギア・ロン（Gir-Lon）の古く安南法によるの外なく、その五十八節には、自己の責任ある機械器具の事故を起したものの責任に關して規定してをり、それを工場事故の賠償に適用されてゐる。

（註）安南民法第一卷は一九三六年六月十三日に公布された。

柬埔寨——一九二〇年二月二十五日の王室命令により柬埔寨の民法が公布され、その第八二七—八三四條は工場事故賠償に對して規定してゐる。

これらの條項規定により、主人及び雇主は、召使、有給社員、労働者、及び徒弟が、その携はつてゐる仕事の爲めに、又

は仕事によつて發生した事故によつて損害を受けた場合、之が賠償を爲すべきことを定めてゐる。

事故のために一時仕事の出来ない程度ならば雇主は、犠牲者の醫療費と食費とを支拂ふ、但し食費は賃銀額を超過せざることを條件とする。

永久労働不能となつた場合は、雇主は、他の仕事の爲め引續き其の者を雇傭し得るも、本人が之を承諾するにあらざれば、賠償金を支拂ふことを要す。

事故により死にいたるときは、雇主は、その葬式費用を支辨し、且つ死亡者の家族中扶養者に對して、本人の賃銀を超過せざる程度の慰藉金を支給すべきものとす。但し、死者の扶養者等を雇主に於て養ひ、當人等も之を承諾したるときは、別に慰藉金を支給するの要なきものとす。

手當額に關する紛争は、土着人事件を取扱ふ裁判所に於て解決する。永久労働不能の場合は、裁判所は、能力喪失に對する慰藉金及び本人が得てゐたる日給額を支拂はしめ、死亡の場合は、本人の扶養者等に對し、その血族關係の厚薄に従ひ高低をつけたる慰藉金を支給せしむるものとす。

老働——老働民法の一九七一—二〇一條は、事故が、作業の結果又は危険を防止すべき特別の用意なき危険労働の爲めであつたか然らざるかによつて、労働者の賠償金支給に二つの方法を規定してゐる。事故が危険な労働に原因する場合は、雇主の責任を次の如く定めてゐる。即ち死亡又は永久不能に至る時は、犠牲者又はその扶養者は、本人の地位に従ひ、會社の役員は百ピアストル、普通社員又は利潤事業に携はる熟練工は八〇ピアストル、其他の労働者は五〇ピアストルの慰藉料を與へられる。

犠牲者の労働能力が事故によつて五〇又は二五パーセントだけ減退せる場合は、永久的減退といへども、以上の慰藉料は所定額の半額又は四分の一に減らされるにすぎない。

一時的労働不能の場合は、事故に對して責任を負ふべき者は、傷害を受けたる者に對し損害賠償として、醫療費及び、勞

働不能の期間中、役員の場合は給金の全額、社員又は熟練工の場合は一日〇・五五ピアストル、其他の者の場合は一日〇・二五ピアストルの割合を以つて支給すべきものとす。

傷害を受けたる者が若年にして、父母の承諾によりその作業又は危険を伴ふ仕事に従事しありたる者については、前記慰籍料は半額に減ずる。

本民法は危険を伴ふ業務として、次のものを指定してある。高い木の皮剥ぎ、井戸の中、又は地下洞穴、地下道に入つて行ふ労働、河川の深淵又は急流に潜る労働、野獣の捕獲、野獣を馴らす労働、犯人を追跡すること、等々。

他方、事故が危険を伴ふ業務の結果にあらずして、しかも、雇傭中又は雇傭により起つた場合は、雇主は、死亡又は永久労働不能の場合は、前記危険業務により傷害を受けた者に支給せらるゝ慰籍料の半額を、犠牲者に支拂ふべきものとす。死亡のときは、之に加へて、埋葬又は火葬の費用を持たなければならぬ。

事故が、輕傷なるときは、雇主は、その醫療費及び一時休業中の食費を支拂すべきものとす。

最後に、不可避の事情の下に起つた事故に對しては、雇主は責任を負ふこと無し。

東京——東京に於ては、民法第七二六—七二九條によつて事業上の事故を取締つてをり、これは土着民裁判所に於て取扱ふものとして一九三一年に公布されたものである。

召使、月給社員、勞務者、賃銀労働者及び徒弟が、雇傭中又は雇傭のために起つた事故の場合、犠牲者側の愚かな過失又は不注意により、これが證據を雇主側に於て提出し得るときは、雇主は其の責に任ずること無く、其他の場合に於てのみ責任を取る。

一時労働不能の場合は雇主は、負傷者の醫療費を支拂ひ、休業中その生活を辨じなければならぬ。但し生活の爲めに支給する金額は、負傷者本人の受くる賃銀額を超過すること無し。

永久労働不能の場合は、雇主は、負傷者に對し慰籍料を支拂ふべし。但し、他の仕事の爲めに本人を引續き使用し、本人

に於ても之を承諾したる場合は此の限にあらず。

死亡にいたる場合は、雇主に於て葬式費用を支拂し、且つ死亡者の家族中扶養者等の爲めに慰籍料を與ふべきものとす。但し、その額は死亡者の受くる賃銀額を超過せざるものとす。

永久労働不能の場合は、慰籍料額は、裁判所に於て、喪失能力の程度及び犠牲者の受くる日給額を基礎として之を定め、死亡の場合は、死亡者の扶養者等の血族關係の厚薄及びその必要に應じて、之を定める。^(註)

(註) ギュイ・マンシエ (Guy Marcille) 著 L'extension à l'Indochine de la législation métropolitaine des accidents du travail. 一九三六年版、一四六—一五二頁。

第四節 労働監督

労働者の組合も無く、その爲め彼等の利益を保護してやる適當な方法も見付からない印度支那の如き國にあつては、労働監督局の仕事は最も重要である。最初の労働監督局は時の總督サロー氏 (Sarraut) によつて一九一八年に、交趾支那に設置された。その後引續いて各地の監督局が、一九二六年四月三十日の總督令によつて東京に、一九二七年六月十日の總督令によつて安南に、一九二七年十月十日の總督令によつて東埔寨に設置された。而して、印度支那全土を管轄區域とする労働總監督局の置かれたのは一九二七年七月十九日のことであつた。即ち地方の監督局が總監督局に先立つて設置されたのであるが、これは、此の國の經濟的發達の順序から來た理論的歸結である。此の國に於ける經濟發達の二大要素は交趾支那に於けるゴム樹の大植林業と、東京に於ける鑛山業とであつたからである。

労働總監督局は、全監督組織の參謀本部とも云ふべきものである。其の權能は、印度支那到る處の非契約的労働、

契約労働、強制労働の全般に亙つてゐる。同局は、全監督制度の運用及び統一についても責任を負ふ。この任務は三重になつてゐる。即ち、(一)全印度支那に於ける労働法規、貯金事業、並びに社會厚生事業に關する諸政策の調節、(二)労働者の移動及び之に伴ふ仕事の取締、(三)労働に關係する諸種の業務、及び労働者を雇傭する全種類の事業の檢閲である。保險會社、投資組合、据置拂局、更に一般的に、全ての貯蓄業者は總て労働總督局の監督下に置かれてゐる(一九二七年七月十九日及び一九三三年八月四日の各總督令)。労働總監督局は、社會的、労働的政策を、遠くから指導して行くと言ふに止らず、現地に出張して必要な調査を爲すことが出来る。尤も實際には、普通、地方の監督局に一任して、總監督局自ら地方の調査を行ふといふことは稀れである。

各地方労働監督局は、雇傭状況、その規則、また一般に、所管区域内に在る商業、工業、農業各事業所に於ける土着人及び外國人労働者の雇傭状態に關する、凡ゆる問題を調査しなければならない。これら諸事業に雇傭された労働者に關する規則の遵奉を監視し、地方政廳の長官が指令するところの労働關係事項につき調査を爲す。本聯邦内の各州の労働監督官は労働總監督局の命令及び責任に於て行動するのでは無く、地方政府の長官の命令及び責任に於て行動すべきであることは條文に明記してある。何故斯かる規則になつてゐるかといふと、印度支那全體のための總則を制定することも出来ようが、その場合に於ても、これを聯邦の各州に適用する施行細目は、州によつて極めて相違の多い人種及び民族習慣に適合するやう變化あるものとしなければならないからである。

交趾支那の労働監督官は、他地方の監督官よりも大なる力を附與されてゐる。他地方の監督官は單に報告官であり、その行動も労働を監督して、其の地方の理事長官に報告するだけに限られてゐるに反し、交趾支那の監督官は、その調査した全ての事項に關する報告書を作成して、一通は知事に、次は關係州辨務官に、次は農場經營

者に、第四の一通は訴訟提起の必要ある場合、檢事總長に送るのである。一九二八年以來東埔寨でも同じ方式で行はれることになつた。一九三〇年七月二十二日以來、當局は労働監督局の組織ある諸州に於て副監督官を任命し得る權限を與へられた。そこで交趾支那の知事は、この權限を行使して、其の日から副監督を任命し以つて、労働監督を一層有効ならしめてゐる。

契約労働者の大部隊が雇はれてゐる交趾支那及び東埔寨では、契約労働保護に關する一九二七年十月二十五日の總督令により、労働監視員を任命して、労働監督官を補佐せしめてゐる。労働監視員隊の組織は、一九二八年一月五日の總督令によつて、交趾支那に許可せられた。労働監視員達は、労働者の集結してゐる中心地に駐在して、労働者の番人として働き、雇主及び使用人相互の義務を果すことを監視し、労働者にその權利、義務を教へ、不滿のあるところを調査し、全ての帳簿、使用人に關する帳簿、殊に使用人に與ふる据置拂收支を査閲して之に承認を與へる。彼等は、前以つて雇主に通知をすれば、必要と認めたる場合調査をなすの權限を有し、また契約労働者の出入する總ての場所に立入る權限を有する。最初この條令によつて、交趾支那には十一名、東埔寨には四名の労働監視員を任命し得ることになつた。これ等の官吏は、フランス本國に於ける労働監督官と似たものであるが、契約を結んで労働者を雇傭してゐる凡ての事業所に、少くとも年二回出張して、規則違反ある場合は之を報告しなければならない。かうした任務を遂行するには安南人労働者の性質及び安南語に熟知精通してゐなければならない。それ故に、監視員達は、大會社附屬の現業員即ち事務所長或はその補助員のうちから選任された。然し、安南語の話せる労働監視の専門家が交趾支那に於て任命されて、それらは良好な結果を擧げてゐる。

一九二九年一月三十日の大統領令によつて、労働監視員は、或る種の反則行爲（理由無くして雇主の命に従はざること、理由なくして仕事を怠ること、病舎に送られることを拒絶し、又は履行せざること、理由なくして二十四時間以上缺席すること）を取締る爲めに、簡単な警察力を用ひるの権能を附與せられた。右に對する罰は、普通の警察犯の場合と同様で、初犯に對しては、一乃至一五フランの罰金又は一日乃至五日の禁錮、再犯に對しては必ず禁錮に處する。

労働總監督局設置に關する一九二七年七月十九日の總督令は、一九三二年一月十六日の總督令によつて改正せられ、労働問題を取扱ふ全ての官吏役員が、情報を提供するの目的を以つて、労働總監督局を通して、直接總督宛の報告及び文書を遅滞なく總督の手に送達することが出来るやう、各官廳に於て必要な所置を講ずることになつた。この方策は、總督が、出来るだけ速かに雇傭狀況に關する必要な情報を入手出来るやう定めたものであつて、既に良好な結果を齎らし、かの經濟不況の當時、必要な労働問題に關する情報が各方面から時を移さず送達されたのであつた。

以上が、一九三二年八月迄の労働監督事務組織の狀態であつた。然るに豫算削減の結果、この監督事務は、一九三二年八月四日の總督令によつて再組織の止む無きに到つた。而して労働總監督局は、經濟行政省の第一局と成り、獨立した機關ではなくなつた。一九三五年六月三十日完成した労働監督事務の新管掌様式は次の如きものとなつた。

總督府にありては、民政一等事務官が、労働監督總長兼經濟行政部長。而して民政課長が、經濟行政省第一局（労働總監督局）の局長として右總長を補佐す。

東京にありては、一名の民政事務官補が理事長官府第五局長兼地方労働監督官たるべく、民政課副課長が海防に於ける移住労働者監督局長を兼任す。

安南にありては、一名の民政一等事務官が、北部及び中部安南諸州の政治行政監督官兼労働監督官。一名の民政事務官が、南部安南諸州の政治行政監督官兼労働監督官。

交趾支那にありては、一名の民政一等事務官が政治行政監督官兼労働監督官。之が補佐として、一名の労働監督官補、一名の婦人労働監督官、及び四名の労働監視員を置く。

東埔寨にありては、一名の民政一等事務官が、政治行政監督官兼労働監督官。之が補佐のため四名の労働監視員を置く。

老邁には、今日までのところ、労働監督局の設けがない。一九三二年十二月二十二日の總督令は、その政治、行政監督官が、本務の傍ら、労働監督官の義務を果すやう要求した。其の後、これら二つの任務を兼ねた民政一等事務官の更迭が無かつたので、カムモン州の行政長官が、その管轄地域内の全ての鑛山業の労働監視員の任務を遂行するやう一任された。

豫算が削減された爲めに、諸地方の労働監督局の定員を減らされたことは、この監督事務に不幸なる退歩を來たしたであらうことは想像に難く無い。

（註）例へば、一九三三年七月一日より翌年六月三十日の一年間に關する東京労働監督局年報には次の如くある。『労働監督局が第五局に合併されたことは、労働監督官の活動範圍を甚だしく縮小する結果となつた。彼の經濟局長の任務の爲め時が十分で無く、檢閲旅行に出るのは萬止むを得ざるときのみに限られることになつた。』

第五節 労働組合

印度支那に於ける労働組合運動は、未だその形を取り始めたとは云へない。第一、賃銀労働者階級の形成は最近のことであつて、全人口の極めて少い部分を占めるに過ぎない。第二、労働組合といふが如き永久團體は、法律によつて未だ許可されてゐない、といふ理由によるのである。序でながら、一八八四年三月二十一日の労働組合法も、一九〇一年七月一日の商業組合法も、本植民地には未だ擴張適用されてゐない。^(註)

加ふるに、印度支那に於ては、ストライキの権利は、労働諸法則の罰則によつて局限されてゐる。契約労働に關する限り、現状は次の通りである。交趾支那の農業労働者の爲めに設けられた労働法規である一九一八年十一月十一日の總督令は、労働者側に於て契約を破つた場合の罰則を含んでゐる。その制裁は、労働保護に關する一九二七年十月二十五日の總督令第九十五節により、印度支那聯邦の全ての州に適用されることになり、一九二八年二月十八日の大統領令によつて裁可されたのである。一九一八年十一月十一日の總督令第六十五條には、次の一項がある。

土着人又は同待遇アジア人労働者にして、農業會社と雇傭契約を結び之に署名したるのち、一個人單獨に又は他の人々と談合の結果の何れたるを問はず、正當の理由無く、また本法に記載したる理由に依ることなくして、その職場を去る者は、刑法第四一六條に定むるところの刑罰に處せらるべし。

右の刑法第四一六條には、多人數一致の計畫により罰金、禁止、命令及び禁止命令を發し以つて、労働の自由又は事業の自由遂行を妨げたる労働者又は雇主は、處罰せらるべしとある。換言すれば、右刑法は、其處に適用

されある労働條件の故たると、非労働組合員を傭入れたるの故なるとに論無く、その會社をブラックリストに入れたり、労働者が仕事の目的の爲めに其處に行くことを禁じたりすること、並びに労働者をブラックリストに入れて、彼を解雇することをストライキで脅かして雇主に迫るといふやうなことをする者を罰するのである。

この條項は、フランスでは、一八八四年三月二十一日の法律で削除されたが、印度支那では、今なほ効力を持つてゐるのである。

(註) 本書三三一頁の『結論』の一節『労働組合主義の問題』を見よ。

非契約労働に關しては、印度支那に、團體争議の和解妥協の方法を定めた一九三二年四月二日の大統領令第三十條が、職業的争議の解決にも役立たず、或ひは公共の爲めに有用なる仕事を妨げることによりて政府の採用する行動を壓迫するの惧ある集團的罷業に對して、六日乃至二ケ年の禁錮及び十六乃至二千フランの罰金、又は禁錮、罰金のいづれか一つを課することを規定してゐることは前に述べた通りである。尙ほ、之等の罰は、刑法の第四一四、四一五、及び四一六條の適用によつて課せらるゝ制裁を害ふこと無く課せらるゝものである。加ふるに、有罪と認められた者又は者等は、二ケ年乃至三ケ年國外に放逐される。

右の如く法律には定められてゐる。然し、實際のところを調べて見ると、労働者達の團結運動は近年相當に表面に現はれて來て、或る場合には大規模の集團罷業が行はれた。

前にも述べた通り、一九二二年と一九三四年二月との間に約百のストライキがあつた。これらストライキの多くは、賃銀低減、増額拒絶、或ひはカイ及び雇主の酷使が原因を爲したものであつた。數から見れば大して多い件數とは云へないけれども、印度支那の農業國であることに思ひ及べば、これらのストライキは、労働者等が互

に一致團結せんとする感情増高の表徴であることは疑ひの餘地が無い。^(註)

(註) 一九三六年の終の二、三ヶ月の間に、ストライキ件数は非常に多くなつた。前出第二篇第二章『最近に於ける非契約勞働立法の進歩』を見よ。

第三篇 獨立勞働者

第一章 手工業者

フランスが占領する以前、技工職人は、印度支那町村に於て重要な役割を演じてゐた。これらの町村は農民が大部分であつて、その頃も現在同様、米を作るといふことが此の國の基本的經濟活動であつた。而して分業といふことが殆んど無く、人々の欲望も少く、容易に満たされたから、農民は皆、同時にある程度の技工職人であつた。自分の必要な物は自分で造つた。幾世紀も傳承された技を受継ぎ、或は宗教儀式に伴うて物を造つた。技術は簡單なものであるから直ぐに習ふことが出来たのである。

かうした農民兼技工職人の外に、もつと専門的な職人の一團が有つた。彼等の起つたのは、熟練技術を要する物品を造るため、また材料が一定の地域に片寄つて居たためである(バラソル、棺、ハンモック、陶器、道具、其他の製造等)。

次に一層高等な技術を有する職人の群があつた。程度は昔風を出でず、傳統に捉はれたものに過ぎなかつたけれども、都會に居住し、宗教上又は社會上の必需品を作つてゐた。それらは美術工藝の部類に屬し、殊に東埔寨に榮え、これらの職人によりなされたのである。それらの職人には、僧侶や、貴族の用人、或は王の家臣たるものもあれば、獨立した職人も有つた。

フランスの印度支那占領が右の三群の技工職人に與へた影響及び其の後の發達について一考する要があらう。

第一節 地方職人

フランス人が植民して來たことは、實際上、さして田舎の住民の生活には影響を與へず、相も變らず昔のままの家に住み、元の通りの着物を着、元のまゝの道具器具を使つてゐる。家は土造か木造で藁葺屋根である。着物は木綿又は絹地で簡単な變化の無い仕立である。道具の種類も少く、家具も原始的のものに過ぎない。農民達は自分の手で家を建て、近所の人達に手傳つて貰ふこともある。木やタイルの床板を用ゐず、釘を使はず竹を編んだものを用ゐる。女達は、糸をつむぎ木綿や絹の織物を織つてこれを染め、家族の者達の衣類を作る。雨合羽は竹の葉で作られ、日除けの笠は、ラニア棕櫚の葉で作る。農具も自分で造り、漁夫であると襦から索具、魚網まで自分で拵らへるのである。

それ故、田舎人の手工は、そのまゝ變らずつゞけられ、將來も相當久しきに亙つて、田舎の人達は衣、食、住の舊慣を守つて行く^(註1)と見てよからう。田舎人は、新しい生活様式を取入れることも、歐洲製の商品を購入することも、貧乏で出來ないのである。

第二節 専門技工職人

小職人は、その印度支那經濟生活に演ずる役割は極めて大なるものがある。フランスの保護國になるまでは、^(註1)彼が土人の必要とする全ての製造品を作つたのである。

相當程度の専門工業が發達してゐた。それは交趾支那には殆んど見られないが、北部のデルタ地方には、人口稠密の關係も有つて、久しい以前から廣汎にこの種の手工業が發達してゐた^(註2)。

(註1) 一八七四年以降安南のフランス税關の統計によると製造品の輸入額は、極度に少く、一八八〇年には、海防を通じて輸入したものは六百五十萬フランで、内、三百萬フランが製造品であつた。(一八八〇年海防のフランス領事商業報告、中央記録、河内、アミエール、級第一三一—二二二)

(註2) 本節の専門職人に關する説明は、全てみな、特に研究の進んだ東京デルタに關するものである。P. Gourou の *Le Tonkin; Les Paysans du delta tonkinois, 1936*, Robequain の *Le Tinh-Hoa: Etude géographique d'une province annamite (2 vols, 1929)*, V. Demonge の *Les petites métiers du Tonkin* (一一九八年印度支那經濟報所載) Barboin の *La poterie indigène au Tonkin* (印度支那經濟報一九二二年版所載) 等を見よ。

現在のところ、これらの村落工業に携つてゐる職人の數を究めることは非常に六ヶ敷く、手職だけやつてゐる専門職人といふものは極めて少いから、見分け難いのである。多くの者は土地を持つてゐて、自分で耕してゐる。手職の方は内職位に考へてゐて、儲けた金で土地を買入れると、全然農民になつて終ふ。東京低地に住む六百五十萬人の安南人中、二十萬人は、大部分の時を家内工業に費し、八十萬人は一年のうち少くとも數週間家内工業をやると見積られてゐる。

「安南人職人は利口で上手で、その仕事を樂しみ、誇つてゐるが、お祭だとか稲刈などの時はいつでも、手を休めて其方に行く。ある職人をやつてゐる者は殊に面白く、フランスの昔に見られたお師匠さんや巡回職人のやうな恰好をして居る。」^(註)安南人職人は社會上の地位低からず、別に特殊階級を形成してもゐない。その職が家傳であること又その方法については支那人の手工業を研究すると良く分る。

(註) L. Delignon の 'L'artisanat indochinois' (一九三六年十一月 Le Monde colonial illustré 所載)。

第一に注意すべき點は東京小工業は、村落工業であるといふことである。各家族々々でその必要品を造るので無く、また一つの村に色々な職人がゐるといふわけでも無い。一つの村は、或る種の工業を専門にし、村人が同じ仕事に限つてやつてゐるといふ村もある。甲の村は、その製造品を乙の村に賣り、自分の村で造らない乙村製造の品物を買ふ。即ち、各村が經濟的に專業化してゐるわけである。

これらの小工業は、殆んど全く、適當な設備無しでやつてゐる。僅かの道具とか原始的織機を有するのみで、進歩した機械器具を購入する力は無い。

も一つの特徴は、組織といふものが全く缺けてゐる事である。職人達は、貧乏で貯蓄心無く、原料や製品のストックを溜めて置く事も出来ず、製造原價を計算する事も出来ないのである。彼等は、原料の購入又は製品の販賣條件を有利にする爲めに組合を作る事もしない。一つの品物を造るのに甲乙の村々に分けて仕上げる場合も多い。甲の村で竹籠を造り、乙の村でその蓋を造るといつた調子である。絹工業に於ても、同じ一個村で桑を作り、繭も飼ひ、蠶から糸をとり、絹を織るとは限らないのである。かく村々で分業してゐるのは、決して工業文化の程度が進んでゐるといふ證據では無く、却つて、人々が貧困で、全工程をやり遂げるの餘裕無く、生計費や原料購入費を一日も早く得るために、自分の造つた物を側から賣つてゆかなければならない状態を示すのである。

全國に亘つて各種の工業が地方別に分布してゐるのは、或る場合には、ほんの偶然の機會からさうなつたとも見える。たとへば、チイ湖 (Tih) 附近の住民は、ラタニア棕櫚の葉で圓錐形の笠を造るが、その葉を集めるには奥山に入つて行きそれを紅河を下つて運んで來るのである。彼等の村が、その河から遠いので、運搬は大變な

仕事である。この代りに彼等は、自分達の家の周りに生えてゐる竹を伐つて、紅河岸の村ニン・セ (Ninh Xe) の竹細工職人に賣るのである。

これらの村落手工業は、北の方からやつて來た或る人間が始めたものと想像される(支那から東京へ、東京から安南へ)。そして其の者が或ひは偶然に、或ひは地方官吏の招聘により或る村に落着く。この者から幾人かの者が技術を授かる。その村は朝廷からその技術についての特權を與へられる、さもないと同種の工業を他の村でも始めては困るから、專賣權を與へて、他の村に抗議の出來る様にしたのである。斯かる理由で、村と村との間に競争も起らず、この工業の爲めには不便の位置にある村がもつと便利な位置にある村の爲めに譲るといふことも出來なかつたのである。即ち、此の組織によつて、經濟法則の活動が麻痺して終つたのである。

之等の村落工業を重要性順に類別するとすれば、織物業を第一とし、籠製造をその次に置くべきである。綿織物を作り之を茶色に染めて安南人の常服を作る綿織物業はその重要さを減退しつゝあるが、絹工業の方は繁榮して來た。養蠶業は、近年關係當局の指導の下に、改良された方法によつて行はれてゐる。^(註)

(註) 然し今でも間違つた方法によつてゐるのが澤山あるが、これは不思議にも土着民の迷信に關係がある。安南人は、蠶の魂は特に狡猾で怒りつぱく、あることを極端に嫌ふ(たとへば、妊娠中の女、お葬式から歸つて來た人などは決して蠶に近づいてはならぬ)と信じてゐる。(P. Gourou の Le Tonkin, 一五三頁)

繭は相當歐洲人の紡績工場に買はれて行くが、大部分は、まだ、村々で紡いで賣れさうな織物に織つてゐる。それは普通の繻子、毛繻子、絹、クレボン、モスリン等である。

籠を造るのは非常に廣く行はれてゐて、押潰した竹、葦、籐がどれだけあれば幾つの品物が造れるかといふこ

とを皆な知つてゐる。然し、六ヶ敷い品物、即ち竹籠家具、荷籠、三角笠、葉で作つた簑等を製造する特殊技能を持つ職人のゐる村も澤山ある。

木工は農民に必要な簡単な家具、箱、卓子、ベッド等を作る。佛壇、祭壇用の机は極めて大切なものとされ、細工に容易な柔かな木で造るが、蟲喰にはかゝり易い。蝶貝を用ひる象眼細工は、廢れ氣味である。木工の次には漆器があるが、安南人は近くの山が提供する優秀な材料で、巧みなものを造る。

紡織、バスケット業、木工等が、最も廣く行はれてゐる村落工業である。殆んど凡ての低地々方の職人階級はそれによつて生活してゐる。陶器業は、もつと一個所に集つてゐて、陶器で名高い村々では、相當の資本を下ろして工場を建て、ゐる。これらの仕事場で色々な容器を造る、眞水や海水を汲んで来る瓶、茶器、茶碗、皿、檜椰子果を嚙む爲めの石灰壺、死者の骨を葬後二、三年も入れて置く爲めの小さな骨壺といったものである。

鑄物師とか鋳力屋のゐる村は少い。鍛冶屋はデルタの村々を巡つて、仕事を請負つたり、自分のつくつた物を賣つたりしてゐる。鋳力屋は原料に石油罐を用ゐてゐる。錫箔打や、銅・青銅鑄物師、彫物師にも、偶まには出會はず。

簡單で農閑期の片手間に出来るやうな仕事は、女や子供にさせてゐることが多い。例へば、宗教儀式用品（竹や紙で造つた神佛に捧げる物）を造るのは、お祭や法事の前になると、どこの家でも夜おそくまで石油ランプのゆらぐ光をたよりにやつてゐる。

東埔寨で最も主要な土着人工業は、魚製品の仕上げ、絹の絲繰及び紡織（特にサンボットといふ着物を織る仕事）、陶器製造（殊にコンボン・チナンに於て）、舟の製造、木彫、金銀細工、寶石造り等の美術工藝である。

東埔寨の絹は、支那絹にも比すべき上等品である。

老撾では、住民の欲求極めて少き爲め、土着人工業は發達してゐない。少數の例外はあるが、老撾の村々には家の建築、道具の製造、海山の獵師の用品、紡織道具、染織材料その他衣食住に必要な品物を作る特別の職やつてゐる者がゐない。

要するに、この印度支那の國は、全くの農業國であつて、外國貿易も知らず、住民達は、個々離れ々の職人達が、少數のお得意の爲めに仕事をするといふ以外、工業生活といふことは考へも及ばなかつたのである。安南人は、今日までは、有能な指導者を必要とし或る程度の資金を要する近代工業については何等の考も無かつたのである。今日に到るまで、安南人の工業者とは、單純な職人達から成る一種の階級カステ以外に無かつた。例へば、或る村は、絹を作り、他の村は象眼細工を作る。それを幾世紀もつゞけてゐる。然し、かうして一つの村に同じ商賣をする職人達が集まつてゐても、それが大きな會社を作るといふことには成らなかつた。各家庭は別々に働いてをり、一軒の家に、職人が二人も三人もゐるといふ家はむしろ例外である。^(註1)

前述せる昔風の手工業は、一八八〇年以後も、實際、變らずそのまゝになつてゐる。殊に東京デルタ地方がさうであつて、殆んど賣りも買ひもせず、自給自足である。^(註2)しかし、印度支那に對するフランス植民者の入國は當地の専門技工の地位に或る程度の變化を與へた。

(註1) 一九〇四年印度支那評論所載 P. Pasquier の "La Province de Thai-Binh"

(註2) 一九二八年中の北部印度支那の人口一人當外國貿易額は一二五フランを出なかつた。而して南部はその四倍近くであつた。

一方に於ては、彼等の製品も技巧も、新來歐洲人顧客の必要に應じて變化した。家具屋は、傳來のベッドや箱を作るのみでなく、テーブル、椅子、戸棚、食器棚等も造る様になり、靴直しは住民用のサンダルの外に長靴、短靴を造り、仕立屋は、ズボンやジャケットを縫ひ、織物師は絹、柞蠶絹、スボンジ織などを造るやうになつた。他方、新しい手工が生れた。製帽、上等バスケット製造、トランク製造、裝飾用藁細工等である。大きな町には時計屋、印刷屋、寫眞屋も出來た。或る種の新工業は既に大量の輸出さへしてゐる、例へば、東京の村々から數千の女子に仕事を與へて生活費を稼せてゐるレース及び刺繡工場の如きがそれである。第三には、都市に住んでゐる教育ある安南人達が、これらの近代工業職人の好顧客となつた爲めに、今まで夢想だもしなかつた利益を上げるやうになり、職人達は次第にブルジョアになつて來た。政府當局は色々な方法（名譽ある肩書を與へるとか、官位につけるとか、等々）でこの傾向を助長してゐる。

この進化につれて、それは家傳の職人にも利益を齎らす進化ではあつたが、間もなく、二重の危険が現れて、遂には彼等の絶滅を來たしさうな形勢となつた。即ち一方では、土着人の生活が徐々として西洋化して來て顧客の需要に變化を來たしたため、昔から受け繼いで來た製作物が不要になり、他方では、印度支那に外國の製品が輸入されるやうになつたため、職人達の手に成る同種類の物品の製造を止めるといふことになつたのである。

この二重の危険に臨んで、印度支那の職人達が、如何なる程度までそれを免れて來たかを調べる必要がある。或る村落工業が、既に消滅に瀕してゐることは否定出來ない。輸入された綿、絹製品が、各地で織られてゐる強い土産の織物にとつて代りつゝある。尤も、或る村では、土産製品の方がよいといふ評判を取つてはゐる。莫産の製造でも同様であつて、大規模の支那人工場が、小職人工業に對して脅威的競争をやつて居る。

(註) ニン・ピン州フアト・ディエム近傍の莫産製造織機三千個中、約二千五百個は小職人のものであるが、一年に僅か二ヶ月しか動かさない。反之、支那人の二工場は年中運轉してゐて此の地方の生産の大部分を出してゐるのである。(P. Gourou 9 Le Tonkin, 一五四頁)

他の工業、即ちバスケット製造、鍛冶屋、鋳力屋の仕事、製陶、宗教上の用品製造等は、力強い抵抗を試みてゐる。現状について正確な觀念を得るためには、十分注意して研究しなければならない。『東京に於ては、多くの小工業が地方の需要を充たすだけの物を造つてをり、それらの物品は、大工業では造らないから、今迄のところ、これと言ふべき影響も受けてゐない』(P. Gourou 9 Le Tonkin, 一六九—一七〇頁)。手工職人達が、尙ほ存在をつゞけてゐるのは、現在、農業家族制度が存続してゐるからであつて、農業家族制度が經濟發達の結果工業化すると、職人藝の方は急速に衰へて行くであらう。

論者の意見は、總て、此の進化は出來るだけ遅らせるべきであるといふに一致してゐる。彼等は、經濟的見地から技工職が大切な役割を勤めてゐることを認めてゐる。『印度支那は廣東の生糸の一等顧客となり、年に五十萬疋を買ふ。安南の或る織物中心地では、五百の織機を備へて一日二百疋の生糸を消費してゐる。ニン・ピン州には莫産製造織機が三千あり、その二千五百機までが小職人に屬する。ハジヨン州では、百二十一ヶ村に於て五千人の女工がレース製作に従事してゐる。』(L. Delignon)

社會的政治的の危険も大である。『經濟的要因は、社會的並びに政治的要因と密接に關聯してゐる、故に經濟的要因に關係することは、必ずや他の二要因に反應を起させる。……印度の實例に見るも、村落工業の破滅は、其の國の繁榮に大障害を來たし、これを保護してゐる國の評判を傷つけるものである。』(P. Gourou 9 Le

Tonkin. 一六九頁。)

『農村人口と密接な關係を以つて生活してゐる印度支那各地の數百千の手工職人達は、安寧秩序の要因である。彼等は、營業費も要らず設備も簡單であるから、物を安く造つて、購買力の低い顧客達の需要を充たすことができるのである』(L. Delignon.) 職人達にとつては、經濟的變化は禁物である。シオン(Sion)教授は、その著L'Asie des moussos 中に、土着人新聞が西洋諸國を最も強く非難する點は、アジアを征服して之を開發奪取したといふことよりも、それが社會道徳上に如何なる結果を齎らすかを考へないで妄りに經濟的革命を行つたといふ點にあることを指摘してゐる。^(註)

(註) M. Eckert, L'artisanat indigène au Tonkin. (一九三一年パリに於ける土着人啓發會國際及び植民地聯合總會に對する報告)

『印度の如き國に於ては、既に小手工業の衰退著しく、之を復興することは不可能と思はれる、からと言つて、印度支那まで、必ずさうなると定めるべきであらうか、少くとも、これを遅らせることは出来ないであらうか。勿論、ある人々は、この傾向を、進歩といふものは阻むことを得ぬといふ論據によつて、むしろ促進させることを希望するであらう。然し乍ら、將來子孫にとつても果して利益であるか分らぬやうな事の爲めに、幾千人の人人から生計のよすがを奪ふやうなことをする必要が有るであらうか。確かに我々は、時と機會の推移に放任すること無く、少くとも出来るだけ早く、此の人達に何か他の生計を得る途を備へてやらなければならぬ。』

(Ro-bequain : L'Indochine française. 一六九頁)

東京の如き國に於ては、傳統的技工職を保護保全する爲めに、三つの主要な方法に出ることが出来ると思はれ

る。第一は、職人達に新しい環境に順應して、國が漸次西洋化するにつれて必要になつて來た新式製品を、近代設備と技術とによつて製作するやう導いてやることである。第二は、賣買の方法を一層合理的に組織するとか、注意深く考案した貨銀法によつて常得意を増加するかして、製作品の捌口を開拓してやることである。第三の方法としては、適當な信用制度を立て、手工職を助けてやることである。

このうちの第一法は、今日まで印度支那の當局が採用して來たところである。このことに關聯して想ひ起されるのはクレヴォ氏(Crevost)であつて、氏は、古い工業の或るものを完全に、新製造法を授けたのである。新型の手工業を教へて如何なる良果を生むかの實例として擧げて見ると、クレヴォ氏は或る村に、一九〇六年頃籐細工を教へた。その頃、村一番の金持でも年收僅かに四十ピアストル(百金フラン)であつた。それが三年後には、或る一軒の商店から二萬七千ピアストルの籐細工の注文を、此の村が受けたのである。村落工業獎勵に乗出した當局の大いなる助けになつてゐるのは、安南人が金儲けが非常に好きであること、手業が上手なこと、新しい仕事を非常に早く覚えることである。然し他方では、折角の當局の努力を妨げることがも有る。それは前にも述べた通り、安南人が仕事の獨占をやりたがり、貯蓄心に缺け、組織を作ることの出来ないといふ性癖を持つてゐることである。^(註)

(註) かうした障害のあることは、實例について見ると分る。一九二五年クレヴォ氏はドン・ガク州カトル・コロン(Coatre-Colomes)村に竹帽子の製造を教へた。しばらくして、職人達の處へ一個〇・三五フランで帽子の注文が來た(少し安つぱいジャバ帽は〇・三〇フランで買へた)。然し彼等が最初に作つた帽子が河内の町で一個二フランに賣れたことがあつたので、右の注文値段では請負はないと言つた。その結果、注文は取止めになり、他の注文も來ず仕舞ひであつたけれ

ども、職人達は、自分達の考へる値段より安い帽子の製造をやる位なら遊んでゐた方が増しだと言つて働かなかつた。彼等には、河内でそのやうに高く賣れたのは、歐洲の婦人達が河内に來て物珍らしさに争ひ求めた爲めであつて、賣れたところで少数しか捌けるものでないといふことが分らなかつたのである。この爲めに、初め四十人だつた製帽職人が八人に減つてしまつた。(P. Gourou: Le Tonkin. 一六七—一六八頁)

蘭草で作る包装箱の製造は一九〇二年に創められ、一九三〇年にはデルタ南部で四千人に職を與へた。バスケット、盆、箱等を作る藤細工が一九〇六年に創められたのも(クレゾオ氏の奨めによつて)官邊の指導によつたものである。その他、南部安南から東京に移入せられるココアの纖維から蔴蔴やブラッシを作ることを、水草クサネムの根や、印度でも帽子製造に用ゐてゐた木髓に似た球根で作る帽子の製造など小工業も始められた。クレゾオ氏は、一九〇四年東京にこの水草クサネムの有ることを發見してクサネム帽の製造を創め、それ以來、フン・エン(Hung-Yen)州にこれが栽培を始め、クサネム帽の小工場が、多數、河内、海防、ナム・デイン等に見られるに至つた。藤細工の家具製造は一九一二年以來相當の發展を爲すに至つた。レース工業の創始も、大成功であつた。最初試みられたのが一九〇一年であつたが、現在では、ハ・ジョン州では百二十一ヶ村五千人の女工、ナム・デイン州では六ヶ村七百人の女工、ハ・ナム州では五ヶ村四十人の女工がレース編をやつてゐる。一九二七年に於けるレース輸出額は、十八トン、四百六十萬フランであつた。(P. Gourou: Le Tonkin. 一六四—一六九頁)

職人達を新環境に適用させることは第一段階としては官廳の仕事であるが、私人會社が之を助けて協力するところは、一層容易に目的を達成する所以である。印度支那に在るフランス人工業家達は『自分達の經驗から職人達を導き設備の改善を奨め、何を買つて、どういふものを賣つたらよいかといふやうなことを教へる。その代り職人達の方では、フランス人達に或る種の製造法を教へたり、印度支那に適當した商賣上のコツを教へたりする。黒毛繻子の製造を教へたなどは其の著しい例である』(L. Delignon)。これと同時に、手工業を保護發展させる政策は、住民大衆の支持に俟つところが多い。『安南人自らがよく解つた行動に出なければ、所期の目的を達することは出来ない。政府に於て、どの地方に何業を維持發達させるのが最も適當であるか、從來製造されてゐる物のうち何が世界市場に最も良く受けるであらうか、東京では、どの新製品を造るべきか等の調査は出来る、然し、製產品についての内部的組織を工夫することは土着人達の爲すべき務である。内部の整理をすれば、利益も増し、また村全體の繁榮となり、さうなれば、自分の利益また國の福祉を思ふ若い人々の心を惹付けることも出来るのである』(P. Gourou: Le Tonkin. 一七〇頁)

技術上の再適應に續いて來るものは、市場の問題である。當局に於ては、下に記すところの美術工藝品の爲めに市場を開拓する寧ろ特殊部面と云ふべきこと以外、一般市場の開拓には大した努力もしてゐない。これまでに行つた最も有効な仕事としては、住民の購買力を増大するといふ間接的政策に寄與したのみである。この點については、先きに賃銀の問題について述べたところを参考にせられ度い。

これと共に、特別の信用制度を立て、手工業を促進するといふこともしてゐない。この方面の事に就いては、印度支那當局は、テュニス(Tunis)の如き保護領に於て實行されてゐる方法を研究すべきであらう。

第三節 美術工藝

印度支那は、半ば印度人、半ば支那人に源を發した古代文化の國であつて、久しい以前から獨特の藝術を持つてゐる。印度文化は、チャム及びクメール (Cham and Khmer) 美術を生み、アンコール (Angkor) の記念塔は、それが印度以外の地で、如何に完成されたかを證明するものである。支那文化の影響は、安南人美術の基礎を成し、ユエ (Hue) の官殿及び墳墓或ひは東京の塔に見る最高完璧に達したのである。大規模の創作時代は、クメール美術にありては第十四世紀、安南人美術に於ては第十八世紀に終つた。然し裝飾美術は引續いて東埔寨、老撾、安南に榮えた。安南の彫物師、象眼細工屋、青銅工、及び、東埔寨の織物屋、金銀細工屋等は、今日まで、印度、支那の人々から承け繼いだ美術を生かしてゐる。

(註) 此の題目については、次の参考書が有る。M. Gourdon が一九三一年十月パリで開かれた土着町村に關する國際並びに植民地聯合大會に對する報告として書きたる *La Protection de la vie locale en Indochine*. G. Groslier が右と同じ會合で報告した *L'artisanat au Cambodge*. 同氏の *L'enseignement et la mise en pratique des arts indigènes au Cambodge* (植民科學會報第十六卷の抜萃)。同氏の *La psychologie de l'artisan Cambodgien* (クメール古代美術第一卷)。同氏の、一九二五年十月號 *パリ評論掲載* "La reprise des arts khmers".

印度支那にフランス人が移住し來つたことは、自然、小美術工藝の事情を一變した。初めのうちは、フランス人の影響は、實に悪く、殊に東埔寨では、西洋の感化の爲め、傳統技工の完全廢滅の危機が襲うた。この廢滅の主原因は極めて解り易いことで、主なるものは、地方顧客の喪失であり、次の原因は、歐洲趣味におもねつて、傳統藝術が墮落したことであつた。

地方の貴族達は、忽ち西洋風にかぶれ、土着手工藝製品を顧みず、家具、衣服を輸入商から求めるやうになつて生計費は急速に高騰し、自動車が入りして、東埔寨の貴族達、安南の官吏達は、抱へてゐた金銀細工屋、女優、織物師等を養ふ資力が無くなつた。これらの職人達の必要も實は無くなつたのである。僧侶達も同じ途をたどり新しい塔を作るには鐵筋コンクリートで事足り、寺院僧堂に彫刻をしたり漆塗をかけたたりすることも廢めたのである。同時に、人民全體も、古い織機を棄て、織物は輸入商から買入れることになり、やがて、丸木舟の代りに自轉車を、珍木に象牙を嵌込んだギターの代りに、蓄音機を買ふといふ調子に變つたのである。

一九〇〇年から一九二〇年までの間に、美術工藝の衰退、殊に東埔寨に於て甚しく、遂に完全崩壊に瀕した。こゝに於て一九一七年七月十三日東埔寨理事官は、回章をまはして、各理事廳に、凡て美術工藝に携はれる技術工につき總調査を行ふやう命令した。これに對する答申の結果、諸州を通じて、僅かに美術工百三十名、その多くは生計費補充のため農夫を兼業するの止む無き状態に在ることが明かになつた。一九一七年には、クメール王國の首府プノムベン (Pnom-Penh) に於て僅か三十二名の美術工人が、漸く生活を支へてゐた。東埔寨美術學校が設立されたとき、昔の染色法を知つてゐて他人に教へることの出来る東埔寨人は、プノム・ベンの市中一人も見付からず、これを教へる爲めに奥地から六十五歳のお婆さんを連れて來たほどであつた。漆器工は唯の一人見付かり、十九世紀の終までには一般に行はれてゐた黒象眼術は、誰もこれを習得してゐる者が無かつたため、遂に再興することが出来なかつた。土着藝術は、顧客を失つたため殆んど絶滅した有様であつた。

土着人官吏、本植民地在住のフランス人、或ひは旅行者達が、新しい顧客として登場したことは事實である。然し、これらの新しい客は、自分達の趣味をば技術者達に押付けて、傳統藝術を墮落せしめ、フランス流と土着流とが恐ろしく混交してしまつたのである。歐洲型の東京刺繍、鳳凰や龍の飾りの付いたヘンリ二世の食器類な

どの作られた時代がそれであつた。尙ほ悪いことに、美術品のデモ顧客は安く手に入れようとする、旅行ついで
の短期間印度支那に留るものであるから、仕事を急がせる、自然、美術工達は、完全に腕を揮ふ暇を與へられ
ないのであつた。絹布、象牙、蝶貝等の原料品の値上りで、職人達は、下等品、或は怪しげな代用品をつかつて製
品を造るといふことになつた。更にリヨンの絹、アニリン染料等の歐洲産品を用ゐるまでになり、餘計に、印度
支那特産品の美術的價値を下げることになつたのである。

一旦失はれた地盤を回復せんとするには、非常な努力が必要であつた。第一步は、私設の會社が、最も良い製
品を選び出し、之と同じやうな物の製出を奨励し、時々展覽會を開催して作り手と買手双方を教へ導くといふ仕
事であつた。特記すべき働きは、西貢の植民地美術協會及び東京のフランス安南美術協會のそれであつて、この
兩者は、土着美術品中の傑作を集めて年次展覽會を開いてゐる。

印度支那政府も、この協會の例を見做ひ、一九〇七年既に印度支那に、美術局を設置し、工藝學校が、諸方の
州に設立せられた。交趾支那には、ギアディン、ピエンホア、チドウモの三校が在り、各々製圖、陶器及び青
銅品、木彫及び戸棚製作を教へた。東京には、河内に工藝學校が在つて、青銅器製造者、指物師、象眼工、漆器
工を養成した。ブノム・ベンには、東埔寨美術學校が在つて、彫物師、彫塑家、織物師の技術を復活させた。そ
して、フランス人教師及び土着人教師の團體が漸次形成されるに至つた。

各首都には、博物館が設置され、過去の傑作を蒐集して、一般の人々及び美術家の自國美術に關する知識高揚
に資した。そのうちには、河内のフランス極東學院の博物館、ユエのカイディン博物館、西貢のブランシャール
・ド・ラ・ブロス博物館及び、ブノム・ベンのアルベール・サロー博物館等がある。

繪畫、彫刻、建築等の高等美術は、河内の印度支那大專附屬の美術學校で教へてゐた。同校には裝飾美術部が
在り、學生に教へるばかりでなく、繪畫、工藝美術の土着人教師を養成して、他の學校の教師たらしめるやう努
めた。

次の手段は、これら復活した美術製品を、廣く世に知らしめることであつた。多くの地方展覽會が印度支那に
於て開催され、また過去十五年間歐洲に於て開かれた展覽會により、印度支那土着美術品を廣く公衆に紹介する
機會を與へられた。マルセイユに於ける植民地展覽會、パリに於ける裝飾美術品展覽會、或はヴァンサンヌに於
ける植民地展覽會等は大成功であつた。かうした宣傳の結果、印度支那美術界に新しい生氣を吹き込み、美術工
藝に携はる者が相當多くなつて來た。フランス人工業家達は、この異國情趣の美術傳播に大なる興味を寄せるや
うになつた。刺繍品、美術織物、青銅器、彫刻又は漆塗家具の輸出額は、既に、數千萬フランに上つてゐる。新
しいレエス編、リンネル刺繍などは約三十年前に此の國に紹介されたのであつたが、今や幾千人の職工達に生活
の糧を與へてゐるのである。

この新技術の製品に眼をつけた商人が、職人の孤立して居るのを悪用して、値段を下げさせたり、仕事を急が
せて、仕上げの十分出來ないものを作り出させたりする危険があつた。そこでさういふことの起らぬやう、商人
の手を封ずる方法が試みられた。東京では、ハジョン州知事が、ハジョン市の職人達を集めて、自分の屋敷に於
て展覽會を開かせた。河内では、クレヴォ氏がモリス・ロン博物館に販賣店を設けた。最も完全な方法は
美術家兼美術評論家であるジョルジュ・グロスリエ氏 (Georges Goslier) の指導の下に東埔寨に於て試みられ
たものである。この方法の主要點は、グロスリエ氏自身の口から聞くことにしよう。曰く、

『非常に危険な事情に對處すべく、フランス保護國東埔案當局は、一九一八年東埔案美術部を設置した。同年少數の職人達が、僅か六十八個の品物を造つて、三、八八九ピアストルを擧げた。この基本部隊とも云ふべき連中を、再教育した結果、一九三〇年には、四、四三四個の製品を賣つて、五九、六二〇ピアストルを賣却した。一九一八年には、東埔案全體で職人の數百三十名であつたのが、一九三〇年には、ブノム・ペンだけで六百名に達した。

かく再組織された職人群の發達の原因がどこにあるか考へて見よう。先づ彼等は、製産品の需要に適するやう教育、訓練される、次には、美術部は、顧客の要求より少ないやうに教習された職人の數を制限してどの技術も平等に繁昌するやうに努める。かうすれば失業が防止され、製品は稀少なために、高價になる。最後に、美術學校は、國立製造工場たらしめず、専ら技術工人の養成に努め、その製品を外に販賣しないことにした。それでないと、學校は獨立職人に對して大競争者となる恐れが有るからである。

以上の三つの根本方針を有效ならしめるため、獨立してゐる技術者達の製品を、一定の販賣事務所にある買手に持込ませる必要が有つた。同時に、始終技術上及び商業上の査閲を行つて、この方法が經濟的に健全に行くやう努めなければならなかつた。

その爲めに、美術部に一つの販賣事務所を設置した。職人達が製品を作ると、それをこの販賣事務所が購入する。時間で製作者に支拂ふのである。而してその製品を事務所が賣りに出す。換言すれば、職人達の顧客は即ちこの事務所なのである。美術學校の卒業者はかりでなく、獨立職人の製品も勿論同じやうに買ふ。

ほとんど職人達の眼に付かないほど、ひそかに、自分の考へに従つて、日毎に仕事を熱心に見たり怠けたりする全國に其の數を増しつゝある美術工の群を、強い、しかも弾力性ある組織によつて集中團結させるの必要が有つた。注文、出荷の交互作用の組織も必要であつた。

美術工達が東埔案職人組合の名の下に最初に組織されたのは、一九二〇年のことであつた。一九二一年又は一九二二年に

は、このギルドの名は廣く東洋に知らるゝに至つた。然し同職人組合が法律的に其筋によつて認許されたのは、一九二七年四月二十七日に王室令が出たときで、同四月二十三日には理事長官令も出た。右ギルドは既に創立以來五ヶ年、其の間に販賣した物品數一八、三二七點、價額二四八、五五六ピアストル即ち三百萬フラン餘に上つた。ギルドの規則は、この國の經驗を基として作られたもので、決して新しい條項を盲目的に強ひたものでは無かつたから巧く行つたのである。この試験年間に學び得た三つの點は、

- (一) ギルドは專賣をやつてはならないこと。
- (二) ギルドは之を官廳式に組織することは出来ない。ギルドに適するやうな官廳式組織といふものが無いからである。
- (三) 官憲は、如何なる事情の下に於ても商賣に携はつたり、實際は無能であつても法制上は商賣の出来る職人達に取つて代ることは出来ぬ。

といふことであつた。

それ故に本保護國は、東埔案ギルドを民間組合として認可した。そして規則の一項により、美術部の美術的並びに技術的檢閲を受けさせることにした。組合は規則の定むる方式及び條件に従ひ土着美術及び工藝を促進することになつた。其の代りに、保護領政府は適當なる助言を與へ、展覽の場所を提供することになつた。規則の要領を記すと、

- (一) 凡ての種類、彫刻、戸棚製造、漆工、及び鍍金
- (二) 建築及び寫本の裝飾
- (三) 金銀細工
- (四) 美術的鐵製品
- (五) 織物業

各ギルドは、會員中から自由に選出した一人の職人によつて代表される。これら五人のギルド指導者等（名譽職である）によつて、経営委員會が組織され、常時、美術部と聯絡を取る。五人の委員會の一人も、職人達の上に権力を揮ふのではなく、また何等特権を與へられる譯でもない。委員會が全權を持つてゐて、賃銀に關する凡ての事項を決定し、競争を裁き、監督も行ひ、其他之に準ずることを取扱ふ。美術部長は、最後の場合のみ委員會の議に立入つて必要とあればキャスティング・ヴォートと與へるだけである。

職人は誰れでも無會費で東埔寨ギルドの會員となることが出来る。彼は必ずしも販賣事務所の注文に應ずるの必要無く、自分で見付けた顧客に直接その製作品を自由に賣つて可い。他方、注文は無くとも販賣事務所に製作品を持込んで可い。それが長い物ならば事務所は購入を承諾して、直ぐに代價を其の職人に支拂ふ。報酬の割合は、皆に知らしてあり、總て收支計算は、規定の書式に記帳される。會員の帳簿閲覧は自由であつて、いつでも自分の製作品が、何日に、誰に、幾何で轉賣されたかを査べることが出来る。

これによつて、職人達が組合に入れられるのは、規則に定めた通りの便宜を得させる爲めのみであつて、何等の義務を負はずものでないことが明かであらう。唯だ一つの條件は、優良な製作品を造れといふ事である。彼は其の製作品を自分の希望、自分の必要に應じて賣れば可いのである。

販賣事務所は、季節により需要の大小に従つて注文する量を定め。ストックを多量に積んで置くこともあれば、持込まれた物だけを受けて置くに止まることもある。時には職人に、もつと多量に製産するやう催促したり、無理押しさへするともあるが、また、彼等の望みに任せて好きなだけ生産させることもある。

このやうに規則立つた經濟活動を圓滑に運ぶには、適當な資本を持つ弾力性ある金融組織を必要とすること自明の理である。東埔寨ギルド事務所は、その買った品物を總て賣り捌き、経営委員會によつて定められ、會員全部に知らしてある一定割合をそのうちから取除ける。時によつて進ぶが一割から一割五分を取つて之を積立て、ギルド資金にする。

上述せるところが、東埔寨の職人達の現在の地位である。これによつて、彼等が昔の型式に再構成を加へられたことを知るべきである。然し、事務所に美術品が買取られて、それからどうなるかといふ、その行方以外には職人の地位は昔と變りはないのである。職人達は今でも主人にして保護者たる人の爲めに働いてゐるのであつて、事務所は從來直接の得意であつた貴族に代つただけである。職人達は昔と同じ商人であり、昔の習慣を變へると強ひられもせず、自分に持合せの無い才能を強ひても磨けなどと言はれるでも無い。たゞ金が儲けたいと思ふ時に働けば可い、自分の好きな物を作れば可い、といふ氣樂さを與へられたのである。斯かる事は昔の主人には許されなかつたのである。尙ほ、彼等は、今は、自分の家で働いてゐる。』(G. Groslier 著 *L'Artisanat au Cambodge*)

この、東京、安南及び東埔寨に於ける傳來美術工藝復興の企てが、深く永く美術復興を齎らすや否や、疑問であらう。これらの工藝が、どこまで發展するかを豫言することは不可能である。然し、希望無きにも亦あらず、新しい職人達は、その表現法に於て進歩を見せ、支那人や安南人の傑出した先輩工から享けた解釋法を自然界の研究に巧みに調和させるやうになつた。新美術が、先行職人達により使ひ古された方式の殻を打破り、西洋美術の單なる模倣にも墮することなく擡頭しつゝあるとも考へられる。デザインに關する基礎方式、遠近法、採色原理等は西洋式に變化接近して來たが、インスピレーションは純粹に此の國特有なもので、表現法も、東洋美術思想に忠實であり、從來非人格的無名的であつた美術に、制作者の人格が表現されて行くやうになつた。結論として、最初は、土着人藝術に害を及ぼしたフランスの感化も、却つてそれを復活せしめ、美術工藝職人達の爲めに新しい途を拓き、獨立生存の獲得へと發達せしめることになつたと言ひ得るであらう。

第二章 農民

印度支那に於ける農民が如何に重要な者であるかは、此の國の全國內經濟組織が、今なほ殆んど全て土着民によつて作られてゐる米の生産に支配されてゐることを考へれば自明である。東京に於ては雨期に於けるデルタ地域の全農地は稻で蔽はれてをり、乾燥期でも六割から七割まで稻作地である。聯邦の他の諸州に於ても稻作が土着人の最も大切なものである。その重要さは、フランスに於ける小麥の比では無い。稻田の面積は六百萬ヘクタール以上に達し、生産米中、約六千萬キントルが住民の食糧となり、年平均一千五百萬キントルが此の國の重要輸出品となつてゐる。

かく米が支配的地位を占める理は容易に分かる。デルタの土質は、沼地であつて、他の作物には不適當であるが、稻を作るには持つて來いのものである。苗を植ゑるのであるから、種米も少量で済む譯である。他の類似した農産物よりも、米は消化し易い食糧である。少量の施肥で良收穫をあげることも出来るのである。米は料理が簡単で、貯藏も容易である。日常食として國內消費に缺くべからざるものであると同時に、輸出品としては大市場が待つてゐる。

印度支那に於ける農業の重要さは、下記の數字を見れば明かである。現在までのところ、農工商諸事業に雇はれて賃銀を貰つてゐる者の總數は二十二萬人を出でない位のものであるが、残りの住民の殆んど全部、即ち千八百萬以上の人間が農民である。こんな多數の者が全て農民だとしてよいかどうか疑ふ人もある。

『農民』といふ言葉を適用できるやうな階級意識は安南の百姓達は持つてない。嚴格な意味の農民といふ概念は印度支那

りも社會的に發達した國でなければ發達しないものである。かゝる概念は比較的遅く起るもので、農業に於ける社會意識は工業に較べると明確でない。

安南に於ては、交通の不便、各小部落々々で自存力を持つこと、農業が家族仕事であること、上部安南の如き地方に於ける分立傾向等が禍ひして、百姓達の間的一致結束しようといふ意識が發達しないため、明確な社會階級を作ることが出来ぬのである。故に、農民と云ふより、百姓大衆として考へた方が可い。(André Dumarest 前出書、二四三—二四四頁)

然し、最近の或る事件、殊に、一九三〇年五月から一九三一年六月の間に印度支那に起つた爭議を思ふと、右の說に賛成し難い。これらの爭議は、同じ様な惡弊の下に壓迫されて、一緒になつて改善を要求する眞實の社會階級が存在してゐることを示すものゝ様である。立派な農民叛亂——本格的な百姓一揆があつた。村の帳簿、出生死亡原簿、調査票、納税臺帳等悉く農民が破棄した。かうすれば、邪魔物を彼等の土地から追拂ふことができると思つたのである。尙ほ、本章後段に述べるけれども、印度支那の經濟的發展の結果、多くの農民達は貧民階級となり、自己所有の土地は取り上げられて、大地主(Latifundia)が出来るやうになつた。かくして、農民の本格的階級が徐々として形成され、既に多かれ少かれ、同質であるといふ事が出来る。『フランス農民の定義に關しては屢々試みられたが、六ヶ敷い仕事で、その因つて來るところが雜多である爲めよりも、彼等の生活様式が雜多であるから定義し難いのである。其の點、安南人農民の定義は比較的容易である。普通一般に通ずる農民型を畫して見ることは、容易く出来るのである』(M. Robequain: "Le paysan annamite" 一九三〇年 Les Cahiers de Radio Paris 所載)。農民大衆は、同質なグループであるのみならず、最も強く進化向上に反抗するところの社會的一團を成してゐるのである。東京でも交趾支那でも、農民はまだ迷信家で、山を恐れてゐる。

無味乾燥なデルタ平野に祖先傳來の農作をやり、その仕事の仕様も、生活様式も昔の儘である。

以下記すところは、土地保有に關する傳來の規則と、フランスの影響によつて齎らされた本植民地の經濟社會的發達とにより條件づけられた農民達の現況に關する研究である。農民保護の政策の主要原則に關しては、それについて概説を與へることにする。

第一節 農民の現況

安南人の國々に於ける私有財産制度は、村と家族の構成から生來する。理論的には、皇帝が、全土を所有してゐる。之を耕作し、地租を支拂ふ者に土地を讓渡するが、いつまでも耕さず、税も拂はないで置くと其の土地は取上げられて了ふ。然し實際に於ては、皇帝は、殊に十九世紀に於ては、此の權力を行使すること稀であつた。そして土地を耕してゐる者は、眞實その持主たるの特權を持ち、之を利用することも、賣ることも出來、土地を買取することも出来るのである。

村落は帝國の行政單位であつて、非常に強固な團體組織である。村の土地の一部を村有にしてゐる。『塔（墳墓）の建つてゐる土地は賣買が出來ず、狭いものである。其他の土地は、寄附其他の行爲によつて村が入手したものである。この二つの土地が村の所有地である。それに、元と國家から用益權付きで與へられた廣い土地がある。これも村有地であるが、それは部落を形成してゐる共同體の各員に、各々の資格に隨つて公平に分配するのである。』(Pierre Pasquier : L'Annam d'autrefois.)

即ち、村の共有地以外の土地は、村の帳簿に載つた村人達に分つのである。家族の頭は、古代の家父長家族の

家長に似た權威を持ち、自己の土地についての特權を保有するのである。然し、所有地の處分については村有地に等しい制限を受ける。彼は、家族の墓地を處分してはならない。若し墓地が利益を齎らす場合は、祖先を祀る費用として貯蓄すべきものである。之れは特に家族の財産として他に讓ることなく、不孝の所爲あつてその權利を失ふことが無ければ長男に傳承して行くべきものである。其他の所有地は、正妻の子でも、妾腹の子でも總て男の子に等分に分けて遣るものとされてゐる。

如斯、村の帳簿に載つた村人は、祖先の祀を絶やさず、家の墓所を大切に守つて行かなければならぬといふことの爲めに、他の豐饒な地方に土地を買つて移住することが六ヶ敷いのである。家の主人が破産して村内に自分の土地を持つてゐることが出來なくなつても、小作人になるとか何とかして村に留り、豊かな地方に移住するといふことを好まない。祖先傳來の家に留る爲めには、高利貸にかゝつたり、買戻しは自由といふ買主に低く踏まれたり、其他あらゆる強奪者の手にかゝる。

村の戸籍簿に載つてゐない者は、自分の土地は與へられない。たゞ三年毎に分配される村有地の一割を使用する權利を有するにすぎない。この種の人達が、また他から來た人達が、村の不定住民であつて、その中から、職人、職工、土木工夫、或ひはフランス人租借地に働く農業労働者等を補充されたのである。彼等の多くは傳來の道徳も無く、祖先の土地に住んでゐる人達よりは、破壊的な宣傳に乗り易い。

安南人の土地に關する規則の一つの特徴は所有權が極めて不確實なことである。これは第一に、土地といふものそれ自身に、たえず變動があることに起因するのであつて、土地は『元來、陸地と水域との明確な區別が付いてをらず、水路が往々變り、洪水で土地が流されるなど、少しも定りが無く、現れたり、消えたりする』のであ

る (Piosre Pasquier : L'Annam d'autrefois.)。理論上は、土地所有権は、地租を取立てる爲めに皇帝ギア・ロ
 ング (Gid-Long) の創めた村の土地臺帳に記入されることによつて定まる。然しながら、所有権を證明する方
 法としての此の制度の價値は、記帳の役を受持つ土人當局者の怠慢、課税土地計畫の缺如、境界を明示すること
 の不可能、或ひは、所有の期間に従つて取得時効を設定し難い等のことの爲めに、少なからず損はれてゐる。所
 有権に關する争議が起つた場合、反證を擧げることが許されてゐるが、それには、無数の果てし無い訴訟沙汰を
 繰り返さなければならぬ。 (P. Vieillard : Le paysannat indochinois. 一九三一年のバリ國際植民博覽會
 開催中、土着村落國際及び植民地聯合總會に提出せられた報告)

次に考究すべき問題は、この土地制度が、フランス人進入の結果、また、近年在來の農業組織に及ぼした經濟
 進化の影響によつて如何なる發展を遂げたかといふことである。先づ現在の組織が土地の分配に於ても、耕作の
 方法に於ても、印度支那の北部と南部では相當相違のあることを知らなければならぬ。

東京及び安南のデルタでは、全ての子供に平均に財産を分與する——墳墓の地は別で、これは皆と同じ分前の
 外に長男が貰ふといふ——安南人の習慣から、土地の再分割がたへず擴大する土地に於て行はれた。東京デルタ
 では、農家(平均六人家族)の主人の六割二分までが、一家を支へるために稻田三十六アール(アールは百平方
 メートル)以下を所有し、三割が百八十アール以下の土地を所有してゐる。一ヘクタールの土地が平均十二個に
 分割區割されてをり、人口の多い村だと、かく區割された田畑の數一萬四千に達するものもある。^(註)

(註) バク・ギアン (Bac-Giang) 州で、林野局が、苗木園用に、陸稻畑二ヘクタール半を借りようとしたとき、七十六人
 の所有者と交渉しなければならなかつた。東京の田畑の數は一千七百萬に上ると見積られ、ナム・ディン州では、土地測

量部が、十二萬八千ヘクタールの耕地面積が百八十八萬二千個の田畑に區割されてゐることを發見した。これは、交趾支那
 及び東埔寨の田畑の總數よりも多い。

北部及び中部安南の平野にあつては、少くとも農家の六割五分までが、僅か五十アール又は以下の土地を所有
 し、それが村の土地内に小つげな田畑となつて散在してゐる。南部安南の平均所有地面積は、人口も少く、漁
 業で生活してゐる者も多いために、割合が多。

直接家族が耕作するといふのが、印度支那の北部全般に互つて普通である。農民の階級に従つて色々の耕作形
 式があることにつき少し述べて見よう。

最も貧しい農夫は、稻田二、三アールと、僅少の耕作用具と、一頭の豚、二、三羽の鶏を持つてゐるだけで、貯金などは
 無い。主人は家族の者と一緒に耕作し、近所の手傳をして金を貰つたり、農閑期には賃仕事もする。米は養澤品で、刈入れ
 直後に一寸食べる位のものであり、年中粗末なものを食べてゐる。凶作の年には、食物を買ふために金[●]借りる、さうして
 借金が出來ると忽ち破産して下。

小農(一、二ヘクタール)——牛も水牛も持つてゐない者は、一年中又は必要な季節だけ、借りて來る。田植時、刈入時
 には互に助け合ふ。甲乙互に日を單位に手傳ひ合ふ。食事は向ふ持である。賃銀を支拂ふことはめつたにない。

中農(七一、八ヘクタール)——これは、自分で手を下して仕事をしたりすると、その階級から落されるといふ階級に屬
 する。この種の農民は、教育も少し位あり、若い者はフランス語が出來、稻の作り方についても、近代式の知識を普及する
 に役立つ連中である。土地の収益についても關心をもつし、改良の價値も持つてゐる。迷信に陥らず、無駄な遊びに耽るこ
 ともしない。たゞ不幸なことは、農業を發展させることより、何か名譽ある地位につきたがつて困る。

小作農と分益農——收穫物を、一定の割合によつて小作人と地主とに分割するといふ分益農は、比較的少い。物か又は

現金で小作料を支拂ふといふのが漸次一般化して来た。

大租借地では、地主が、支配人や差配人を雇ひ、小作人、分益農等を監督させる。これらの中間者が、小農を苦めると云ふのは、一方では雇主から金を盗り、他方小作人に對して高利貸を働く。(R. Dumont : "Les possibilités d'amélioration de la culture du riz dans le delta du Tonkin" 一九三四年八月二十六日、安南新報所載)

東京では、小土地所有が一般になつてゐるから農民が貧民階級に墮ちる憂は無いとも思はれるが、よく注意して視るところにも混亂が起きてゐる。

東京デルタは、確かに小地主の地に相違ないが、正確に、幾何の割合が小地主であるか、はつきりしない。大地主が極めて少く、自分で働かないでも生計の出来る中地主も、我々から見れば可笑しい位の小地積(二、三ヘクタール又は一ヘクタール)を持つてゐるに過ぎぬことは事實である。それに加へて、二、三平方メートル又は二、三百平方メートル位を持つてゐる無数の小地主がある。……然し、これは一般的の眞理であつて、實際の證據によつて裏書されることを要する。表面地主と見える者、必ずしも實際の地主にあらざることを記憶しなければならぬ。地主は借金のかたに、金貨に己の土地を渡してをり、金貨は、彼をその土地に住はせて置いて、年々の返金を取るといふのもある。地主の様だが實は小作人である。かくて、公然、或は秘密の間に、大地主が生れて来る。高利であるから自然小地主の土地は、借金の抵當に取上げられてしまふのである。……金融機關の自由活動は、小さな財産を持つてゐる者の所有を、没收して行くのである。(P. Gourou : Le Tonkin. 一七七一—一八頁)

交趾支那の土地分配法は全く異つてゐて、此處では大地主が多い。稻田の四割五分までが、五十ヘクタールから數千ヘクタールの所有地となつてゐる。四割二分は、五乃至五十ヘクタールの農場、一割二分五厘だけが五ヘクタール以下の小所有地に分たれてゐる。東京の或る州、例へば百五十萬を數ふるバク・ニン (Bac Ninh) 等

に較べると、交趾支那の地主の数は少い。印度支那全體で五十ヘクタール以上の土地を持つてゐる者が六千六百九十人あるうち、六千三百人は、交趾支那にゐる者である。

北部に於けると同様、十ヘクタール以下の地主は普通自分で働く。それ以上の地主(即ち大多數の地主)は、土地を五ヘクタール十ヘクタールに區分して、一種の小作人タ・デイエン (sa-tien) に貸付けてゐる。

タ・デイエンは、先づ土地を、道具自分持ちで清掃して平坦にしなければならぬ。自分で小屋を建て、溝、流水渠を掘り、そして耕作を始めなければならぬ。その間自分と家族を養はなければならぬ。そこで地主は金貨となり、十割から二十割の高利で現金又は米を少し宛に分けて前貸をする。そればかりではない、小作人の方では前借りが必要が無いのに、無理に借りると言つて、従はなければ土地を貸さないと来る。水牛が必要だと地主は、年利が水牛の價の半分に貸與する。

かくて、土地を耕作させた上に、地主は小作人から高利を食ふことになるのである。

それで、收穫が終ると、三分の二から四分の三の米は、田の借賃と、前借金返還のために地主に持つて行かなければならぬ。タ・デイエンは一つ高利貸に引掛かる——彼に道具、木綿物、干物魚類等を掛賣りする支那人である。では、自分と家族の者の生計費はどれだけ残るか? 普通は益々借金の淵に沈むより他は無い。彼の勞役によつて耕作地は年々擴がつて行き、印度支那穀輸出の莫大な不勞價值増加にも不拘、印度支那の小作人は、貧のドン底に喘いでゐるのである。(註)

(註) 一九二七年十一月の L'Asie Française 三四七頁。

交趾支那のタ・デイエンの慘澹たる地位については皆な一樣の見方をしてゐるが、或る著者達(例へば Paul Bernard の Le problème économique indochinois. 九頁)は、さうどれもこれも貧困に陥つてゐるわけでは無いこと、地主側で貸す金は高利ではあるが、小作人が逃亡した場合どうにもならぬといふこともあるので、不正と見て貰つては困ると言つてゐるこ

などを指摘してゐる。次は官邊の意見である、『タ・ディエン階級については、他の賃銀労働者階級と同様の考慮を加へらるべきであるが、前借をして置いて刈入れの時に一文も拂はない不正直な小作人については地主を保護してやらなければならぬ。彼等小作人は、一年のうち二、三ヶ月働くのみで、その他は全く遊び暮らし賭博に耽つてゐることを忘れてはならない。故にこの地主と小作人との關係を規正することは面倒な問題である。』(一九三〇年十月二十八日印度支那政府會議に於けるパスキエ總督 (Pasquier) の演説)

東埔寨では、家族地主が普通である。住民の多くは小地主で、河に沿うた谷では、一ヘクタール以下の面積を持ち、内地では、一乃至五ヘクタールを耕してゐる。小作人、分益農は極めて少く、日雇農民と労働者いふものも殆んど無い。相互協力主義が發達してゐて、同じ稻田に十匹位が一緒に土を掘り、鋤鉞を入れてをるのは珍しい。然し、村有地を定期的に分配するといふことは無い。

老撾及びモイス地方では、人口稀薄で、所有主の無い土地が多いから、上記の諸地方のやうに厳格な土地保有の規則を作る必要は無かつたのである。色々な所有形式が有る。小さな土地を持つてゐて、父から息子へと代代傳へ耕すもので、その所有權は慣例によつて認められるもの。一部落に屬する土地でその一部は、火で焼き拂つて開拓するかと思ふと直ぐ放棄してしまふもの (Lays)。氏族達があちら、こちらと移住する道すがら一時伐り開いて行く森林又は草原地などである。

斯様にして、印度支那の農業は、徐々として——地方によりて異つた方法、だが、同じやうな結果を生んだ方法により——二つの明確な要素に區分されるといふ地位にまで達したことが明かである。即ち一方に於ては、その力を、地方官廳即ち地方會議、農業會議所等々の助け或は自分達の組合、新聞、信用制度を通して行使すると

ころの——安南人又はフランス人の——大、中地主が在り、他方、労働大衆即ち小地主、小作人、分益農、賃銀労働者達、すべて前者に對して多少とも從屬關係に在る者——所謂 *mitige* なるものが存在するといふことになつたのである。或る論者達は、印度支那のフランス當局が、住民中の選ばれたる人々の好感を得んとして執つた政策の結果、この不平衡を一層大なるものにしたといふ見解をもつてゐる。

印度支那に於ては、フランス人の支配を少数者の支持の上に置くといふ『顧客』政策、即ち少数者の爲めに最上の土地、豊かな信用、有力な地位を仕舞つて置き、稻田の大規模な發展のみに努力するところの政策は、稻田の約八割を専有するところの大、中地主の富豪支配を打ち樹てた。その一方には、貧民大衆が極めて低率の賃銀で生活し、或ひは、金貸業者や地主のために組織的に強奪に會ふといふ状態になつた。

本植民地、土地の剩つてゐる此の地に於けるかゝる政策は、當局で當然處理すべき筈である最も重大な問題を惹起した。即ち土地問題であつて、時には暴力に訴へてまで決然として要求を提起して來る土地所有を排除された人々の行動によつて明るみに出て來た問題である。尙ほ右の政策は、政府からし廣大なる最上の領土を奪ひ去つた。若し政府が之を所有してゐたならば、之を小地主創設の爲めに利用し、以つて、東京及び北部安南の如き人口稠密の地方の農業状態を緩和し得たであらう。(植民地農業總監官 Yves Henry : "La Question Agraire en Indochine" 一九三六年十二月十六日 *La Dépêche Coloniale* 所載)

かゝる事態についてフランス當局の責任が何の程度まで問はるべきであるかは別問題としても、一つの事實は明白である。即ち印度支那北部の人口過剰と交趾支那に於ける大土地所有者の増加の結果發生したる無数の田舎貧民階級は、此の國に社會的危機を齎らし、大なる力を形成して、それが現在悪用されてゐることである。この點については、總ての觀察者の一致するところである。

概して之を言へば、大衆は非常な貧窮生活に陥つてゐる。農民達は自分の土地に生活してゐる、それがせめても彼等の望である。其の日／＼の暮しが出来れば上の部である。收穫が平年より少なかつたり、不意に病氣や事故に遭つて豫期しない入費が要るとなると、忽ち飢餓に直面するのである。(Paul Bernard)

交趾支那に數年間滞在したロブカン氏の左の一文は、同國に於ける農民の悲惨なる困窮状態を如實に物語るものである。

農民困窮の根本原因は昔から傳へて來た信用制度に歸因するのである。これは、印度支那に限らず、東洋の大部分に於ける農業の時代後れなこと、社會的進歩の停止は、多くはこの信用制度の缺陷から來てゐると言つて可い。先の事を考へるといふことは、安南人や柬埔寨人には丸で無く、悲しむべきことである。節約といふ徳を持合せてゐないのだ。フランスの農民の『ウールン・ストックキング』(安靴下で我慢する)と言つたやうな事は見られないのである。家の祝ひ事とか村の祭と云へばなければなしの金を使ひ、無い金までも使ふのである。祖先の祀をしたり、佛寺、バゴダに像の安置してある神佛に捧物をしたり、そこら中にさ迷うてゐて哀れた人間共を脅かす諸靈の祟りを除けるためには金を惜しまない。刈入時の來るまでに米は大部分賣り盡され、次の新米が收穫されるずつと前から、日割の米を減らして、家族の者は、不味いものを代用し、甘藷、其他の塊莖類、玉蜀黍、豆類で我慢しなければならぬ。小さな貝でもと、河や湖水、海などを漁り歩く。農民は、作物を市から市へと呼賣して疲れ切つてしまひ、食ふにも足らぬ賃銀を貰はうと日雇などに雇はれる。

農民生活の最も困窮してゐるのは北部の人間で、茹つてゐるデルタ地方である。昔、宣教師達が書き傳へたやうな恐しい飢饉で、屍體が河筋や道途に横たはり、餓鬼共は田畑を荒らし家を掠奪し、母親は、一碗の米の爲めに子を賣るといつたやうな事は、もはや見られないのは事實である。然し前の刈入れから次の刈入れまでの間、無事に生活することの出来ない農家が多いのである。このデルタ地方に於ける安南人の食ふ米の平均量は年九十五石と推定されてゐるが、これは適量よりもずつと少い。多くの小地主は、小つぼけな田畑、粗末な小屋のほかには、二、三の道具、一匹の豚、二、三羽の鶏を持つて

ゐて皆な合せても僅かのピアストルにしか當らない。大抵は、牛馬を持たず、それを借りる金も無い。交趾支那の住民は、人數少く、土地の分配もいくらかよく、營養も概して良好である。それでも中に其の日暮しの者も澤山ある。さうしたのは働き人に限らず、『タ・ディエン』の中にもある。彼等は農耕用の牛馬を持たず、半年の間は米を借りて食はなければならぬ状態である。

金貸業者達は、この貯蓄心の無い大衆を相手に、甘い商賣をしてゐる。金持になるのは、金貸に限る。普通の利率は、月二分又は三分で、中にはもつと高いものもある。従つて貸主の方では、早く返金して貰ふことを欲しない、農民をなるべく怠けさして、返金を幾年も延期させるやうにする。利子は收穫した米で拂ふか、米を賣つた金で支拂ふかする。不作で、利子として米を出すことが出来ないときは、土地を抵當に取る。安南人は、永久に祖先傳來の土地を棄てることをがへんじない。其處には祖先が埋められてをり自分の子供が自分の靈を祭らなければならぬのである。然し、買戻しが出来るといふ條件の下に土地を賣ることはする。そこで事實上は、所有地が他人の物になり、名目上の小地主は、貸主の爲めに毎日労働するといふことになるのである。小作分益農にして大借金を背負ふものも多い。交趾支那の利子は、屢々賣つた米の値段の三分の一にも及ぶ。貸金が借手農民に渡るまでには色々の仲介人の手を通つて來る、そこで、稻田は、借金の山の下積になつてゐるといふ有様である。(Ch. Robequain : L'Indochine française, 一四五—一四八頁)

第二節 農民の保護

印度支那の農民を保護する爲めに執らるべき賢明な政策要項は、前述せる如き現状から引出すことが出来る。かゝる政策の第一目的は、土地保有に關する條件を改良することであらう。これは二つの方法によつて可能であらう。第一、土地踏査及び登録の式により、土地所有權證書の不確實を除くこと、第二、現在土地を

持たぬ人々に出来るだけ多數の者が少しでも土地を持つやうにしてやることである。さうすれば、土地の生産力を増大することによつて農民の地位が改善されるであらう。印度支那の爲めにフランス人が成し遂げた著しい成功の一つである廣大な水路工事（浚渫、堤防の構築、灌水施設）の目的もこゝに在る。嚴密な意味での栽培方法の改良の結果は、あまり目立たなかつたやうである。第三、農民保護の組織的計畫として、決して第一、第二に劣らず大切なことは、高利貸征伐であらう。その主要武器は、農家信用組織を確立して、低利資金を提供することである。これについては、フランス當局に於て相當實施するところあつたが、十分その目的を達成し得たや否やは、後に検討して見よう。

土地保有條件の改善

本植民地政府は久しい間、土地保有に關する正常の方式を徐々に採用することにより、現在の不確實な所有權證を廢止し、適當な抵當物件に對して低利貸金を爲し得るやうすることにして、健全なる基礎の上に、各個人土地所有權を確立せんと試みて來た。このフランス當局の行政措置は、最初から、村の土地臺帳に基く安南人の土地保有組織と、不動産確保の唯一の方法であると思はれる抵當に關する法律との間に衝突を惹起した。その過渡期の長い間、この兩組織が相對立してゐて、解決困難な無數の問題を惹起した。一九二五年七月二十一日の大統領令により、交趾支那及び東京、安南、老撾に於けるフランス人町に新法令を布く基礎として、土地臺帳を設けることになつた。これらの場所に於ては、甲の法律から乙の法律へと變つて行くやうに特別な手續が執られた。

(註) ポール・ベルナル氏 (Le Problème Economique Indochinois, 二二三—二四頁) は、抵當權組織を入れたこと

が果して印度支那に利益になつたかどうかを疑つてゐる。『安南人は抵當權といふものが解らない。また土地を賣拂つてしまふといふこともやらない。彼等の所有地には必ず祖先の墓所が入つてゐるから、それを賣ると祖先の靈が迷ふ。祖先傳來の土地が人手に渡つて、もう取返しがつかないといふことになる』と祖先の祟りが怖いと思つてゐるのである。『同氏によると抵當權に關する立法は『正に、農民達を過大な負債に追ひ込み、少數の個人をして土地を買占めさせる原因を成したものである。』

安南、東京及び柬埔寨では、法律的の力は同じではないが、登録手續に似た課税臺帳を保存するといふ此の地方の方式によつて、過渡期を切抜けることを得た。特に東京に於ては、この仕事は、人口過剰の爲めに土地が非常に細かに分割されてゐること、農民達が自分の生地を離れることを嫌ふこと、其他の經濟事情の爲めに非常に困難であつた。

それと同時に、地籍測量が行はれた。この大踏査は、フランス當局が問題に介入しはじめると同時に開始せられ、交趾支那、東京及び柬埔寨では、今では極めて有能な専門家を揃へ、近代式設備を持ち、空中撮影までやる専門測量所にこれが一任された。安南では、各州に從つて、各州駐劄官廳で測量をやつてゐる。測量の尺度、方法が種々雑多であるから、各州について比較數字を出すことは六ヶ敷い。一九三一年中、東京では一千五百萬の所有地を測量し、交趾支那では、耕地面積五百十二萬ヘクタール中、三百六十一萬ヘクタール、柬埔寨では三つの州に於て十二萬ヘクタール、而して安南では、五つの州に於て十四萬ヘクタールの測量が行はれた。(P. Vidal 著、前掲書参照)

交趾支那の西部及び南部並びに安南及び東京の奥地にある未開墾の廣大な土地を、貸與することによつて、從

來、土地を持つてゐなかつた出来るだけ多くの人々に、小土地を持たせるといふのが、印度支那のフランス當局の政策である。この政策については、官邊の演説もあり、宣言も屢々あつたが、どの程度まで實際に實現されたかと言ふと、全體から見てもほんの僅かしか實現されてゐないと言はなければならない。交趾支那の農業が、當局の助成も手傳つて、發展はしたが、その爲めに土地富裕階級が生れて、小地主が土地を失ふことになつた事實については、前に述べて置いた。東京に於て當局は、高地或ひは海岸近くに開拓の出来さうな無所有の土地を測量した後、そこへ新しい村を建設して地所持移民を入らせようと色々努力したが、現在までのところでは、住民の宗教及び習慣の爲めに畫餅に歸した。此の問題は、後の、印度支那の土地整理の問題を全體として論説する章に於て十分検討するであらう。

交趾支那では、一九三〇年—一九三二年に、農村負債が危機を呼んだとき、土地を持たぬ者達に土地の再分配を行ふべき好機會があつた。この點については少し詳説して置く必要がある。

一九二四年から一九三〇年に亘つて、米價が昂騰したとき、交趾支那に於ては、投機熱が盛んであつた。六年間といふもの地主達は、非常な繁榮に恵まれ、それが永久に續くものと夢見てゐた、そこで、その豫期しない大儲けをした金を、不十分な土地擴張計畫や、土地改良、高價な機械の購入、無暗矢鱈の建築等々に費消した。それでも餘ると、立派な服装をし、高い金をかけて子供をフランスに留學させ、米の生産には關係の無い事業（運輸、土木工事）に手を出し、賭博までやつたが、その不可避の結果は破滅である。それが交趾支那を襲つたのである。

このやうな状態は、交趾支那に特有なものでは無く、經濟史は、生産階級及び土地所有階級の負債といふものは、循環的に、經濟的社會的に返濟不可能な程度にまで上つて、法廷が之を命令しても、如何とも爲し難いといふ状態に陥るものであ

ることを教へてゐる。^(註1)

一九三二年十二月三十一日現在の推定によると、交趾支那の稻田に對する負債總額は、五千萬から五千五百萬ピアストルに達するものと見られた。しかもこれは、此の土地に居住する全人口に比すれば極めて少數の割合にある大地主に負ふもの^(註2)である。

(註1) André Touzet : L' Economie indochinoise et le grande crise universelle. 此の問題は P. de Feysssal 氏の *endettement agricole en Cochinchine* に長く検討せられてゐる。Hanoi, Imprimerie d'Extreme-Orient, 1938 版。

(註2) 負債整理の爲め農村貸付部の援助を求めて來た二千六百六十二名の地主は、稻田四十萬ヘクタールに對して二千五百六十萬ピアストルの負債をなし、うち六百五十五名は、彼等相互間に、二十萬ヘクタールに對して二千八百七十萬ピアストルの負債をしてゐた。

交趾支那の米作農の負債は、複雑で重大な状態を呈してゐる。それにはあらゆる種類の約束が折重なつてゐる。銀行とか歐洲人の農村貸付組合から借りてゐる者は僅少であつて、大多數は、大部分の金額を、錢莊又は他の安南人地主から借用してゐる。金利及び返還條件は非常に好況な時なら可いかも知れないが、不況の底にあるやうな時は思ひもよらぬ位の高利であり、擔保は株式の崩壞の爲め又、差押へが困難で、費用が嵩み、同時におこるといつた理由で、その價値を失つた。

當局筋では、米作農を、彼等を壓潰してゐる借金の重荷から救出するのは政府の義務であると考え、少くとも、貸主と借手との間に仲裁に立つて、貸主には多少の犠牲を拂はせ、その代り彼等の利益の爲め必要な或る種の支拂方法を許し、借手には一旦整理が出来たなら先づ第一の年賦返金を直ぐになせるやう助けることが必要であると考へた。これが、印度支那に於ける長期農村貸付法を定めた一九三二年四月二十九日の大統領令公布の目的であつた。この貸付方法の確立は、印度支那總督に、最大總額一億フランの貸付を爲すの權を與へた、一九三二年四月二十六日の法律によつて可能になつたのであつた。一九三二年十月七日、フランス農村貸付銀行から資金の融通を受け、抵當物件に對して信用貸を爲し且つ總て必要

なる運用に當る専門の在印度支那金融會社二會社との協定が成立した。一九三三年十月迄に、既に三千萬フランの貸付があつた。

然し、或る地主達は負債が餘りに大きく、それを返す途の無い者もあつた。そこで土地所有権を廣範圍に亘つて變更するための條項を設けねばならなかつた。それに伴つて起るあらゆる事態を豫期してのことである。それ等の變更に伴つて起ることあるべき危険を防止するため、一九三二年四月二十二日の大統領令によつて、土地整理局が設置されたのであつた。

一九三二年四月二十二日の大統領令は、一九三四年一月一日迄は、總督の代表者が差押へに會つた稻田の競賣及び購買に立合ふことを規定した。前地主が相當信用ある者と認められた場合は出來得る限り、土地整理局はその地所の經營を委託しその前地主が良く働いて貯金をなしたときは、その土地を持たせることにした。

右の整理局は農業の條件を安定ならしめると共に、重要な經濟並びに社會的機能を發揮せしむべく設立されたのである。即ち先行の事情を利用し、土地の再分配を行つて、この國の根本構成を改善せしむべく設立されたのであり、若し組織的計畫を樹立したならば、土地整理のため大所有地を分割して、小所有地を擴大し、新しい村々を建設することも出來たであらう。然るに事實は、一九三二年四月二十二日の大統領令は、何の成果も擧げ得なかつたやうである。

印度支那當局が、この問題について建設的思考を缺いてゐたことは争はれない。思ふに彼等の持合せた手段では、仕事が大き過ぎて實行が出來なかつたのであらう。土地整理局は遂に不況に對する戰闘の前線には立たず、後方に隠れて問題の法的部面だけをいぢくつてゐた。それは或ひは賢い途であつたかも知れぬ。なぜなら豫定の治療は、患者に高熱を出させる種類のものであつたからである。當局は、稻田の經營といふやうなデリケートな事項に手を染めたり、土地所有権の全組織を再組織するといふやうな重大問題を取扱ふ準備が無い。當局はその活動範圍をもつと容易な問題に制限した、その慎重に

よつて、相當の成功を収めたのである。(André Touzet 前掲書、三七六頁)

土地の生産能力増強

安南の農産物増大の爲めに最も有効な方策は土木工事である。土木工事を起して、灌水の行渡らないために米の生産が脅かされることを少くし、また、米作に適當な土地を増加することである。この方面に於ては、フランス當局は相當の成功を収めた。

浚 渫

安南の國境から東部ヴァイコ(Vaïco)に廣がる東部地方を除いては、交趾支那全部が低地である。

從來支那人及び安南人が、二、三の運河を掘つてゐた。一八六〇年の昔には、ション(Cholon)は、役にも立たぬ、放任された河川の網で被はれてゐた。海軍當局や知事達が、この地を改良し、相當の擴張を行つた。一八九四年以來、運河が農業に最も大切なものであるといふことが解り、運河によつて、水浸しになつてゐるために耕作不可能な土地を浮び上らせるやう排水することが出來るといふところに眼を付けた。かうして改良した土地を洪水が襲ふのを、うまく導いて灌水に利用するとか、過剰の水を取除けるとかすることも出来る。

土木局は、運河開鑿の大計畫を樹て、徐々に全交趾支那に之を擴張實施することにした。(Charles Robequin 前掲書、一三八—一三九頁)

(註)(一九三一年パリ世界大博覽會)一九三一年七月二十五日 Congrès de l'outillage économique colonial et des communications 中 Gaspard 氏 "Les canaux et la navigation fluviale en Indochine" 同氏 Dragages de Cochinchine (Saigon, 1930)。Charles Robequin : L'Indochine française. 一三七頁以下。

この事業が、どの程度まで運ばれたかは、二、三の數字を挙げれば明かであらう。浚渫工事によつて掘上げら

れた土壤の年平均容積は、一八九〇年—一九〇〇年の十年間に於ける八二四、〇〇〇立方メートルから一九二〇年—一九三〇年の十年間には、七、二三三、〇〇〇立方メートルに増加した。一九三〇年には、總容積一億六千五百萬立方メートルに達した。この數字が何を意味するかはスエズ運河やパナマ運河の構築、擴張、保存の爲めに、掘上げた土の全量と比較して見れば良く解る。即ちスエズ運河のためには二億六千萬立方メートル、パナマ運河のためには、二億一千万立方メートルの土を掘上げた。以上三つの數字を比較して見ると、多少の差は有るが、先づ、交趾支那に於けるフランスの浚渫工事が相當大事業であつて、近代文明に於ける大工事の仲間入が出来ると言はなければならぬ。

この工事の結果、交趾支那の米作に利用し得る土地面積は、一八六八年に於ける三七六、〇〇〇ヘクタールから、一九三〇年の二、四〇〇、〇〇〇ヘクタールへと増大したのである。一ヘクタール當の費用は平均四十フランを出すと、土地の原價は、入費の三倍以上の増高を示した。交趾支那から輸出された米は、一八六八年の十三萬三千噸から一九一三年の百二十八萬六千噸、一九二九年の約百八十萬噸へと増加した。

この工事の爲めに、交趾支那の農産物を増大したばかりでなく、構築された運河は、商品の廻送に貴重な貢獻を爲し、生産の爲めにも、運河に沿うて住んでゐる居住民の交通の爲めにも良い働をしてゐる。運河を通ふ小艇の數は一九〇八年五十九隻であつたのが、一九三〇年には百九十一隻に増加し、船の多くは安南人又は支那人の所有にかゝつてゐる。

西から南に延びてゐる浚渫運河は、ラタン平野 (Plaine des Jongs) を通すほかはなかつた。柬埔寨の境界近く、五十萬ヘクタールの廣袤を持つ此の盆地は、南へ傾斜して海拔一メートル以下まで下つてゐる。そこに住居

する者僅か約五萬人である。明礬を含有するこの土地の排水は難事業であるから、此の盆地は荒廢のまま、交趾支那の最も豊饒な稻田の北方に、空しく取残されるであらう。

右排水工事は大いに進んだけれども、未だ／＼完全とは云はれない。現在の運河網は、主要河川との聯絡が付いてゐないから不十分である。これを横断運河で大河に繋ぎ、全地域の水が十分に排水されなければ完全とは云へない。今迄掘られた運河は農業の役に立つよりも、舟を浮べるのに役立つ方が多いとも云はれてをり、稲作農達は、新しい運河が開けたために或る土地の鹽分が多くなつたり、それかと思ふと水浸しになつたり、早き過ぎたりする土地も有つて、この工事の爲め或る地方は益するが、他の地方は其の犠牲になつたと云つて不平をこぼしてゐる。(Paul Bernard 前掲書、八五—八六頁)

堤防^(註)

東京の問題は、交趾支那の新耕地を開拓するといふ問題とは異つて、自然に生産力を持つてゐる土壤からの收量を安定させ、更に増大せしむることである。

紅河は、所謂『十月米』と呼ばれる米の品種の生育期である六月から十月の間氾濫してゐる。米は五日も水に浸つてゐては駄目である。過剰人口を支へる爲めには、より廣い土地を時々起る洪水から防禦しなければならぬ。そこで、大堤防を構築する必要があるといふことになつた——これは交趾支那では全く必要の無い仕事である。紅河の土手の管理は安南人官吏と農民達の苦勞の種であつた。

古い土手には、破れ目もあり、弱い處があつた。で、フランス當局が入つて来る迄は洪水の難が屢々あつた。一九一〇年後でも堤防が破れて、非道い饑饉を起した。一九二七年の大洪水があつて初めて大計畫を樹て、堤防

を強化することになった。各堤防を整理し、擴張し、埴土や石を詰めた物を被せて固めた。最も大きな堤防は上の廣さ七米に及び、高さは、今までの洪水が上つた高さよりも高く、河内で一三・三〇米ある。此の工事の爲めには恐ろしく大量の土を掘上げなければならなかつた。一九一五年から一九三〇年の間に、四千萬立方米に及び、一九三一年一月一日までの費用約一千二百萬ピアストルであつたが、この中には一九二四年以前に、労働で税金を支拂はせるといふ方式で働かした人夫賃は入つてゐない。かくの如き大工費を要したけれども、やがてそれを償うて餘りあるものが有るであらう。

(註) (一九三一年七月二十日—二十五日) 植民地經濟施設及び交通會議に提出した Normandin 氏の報告 *Hydraulique et irrigations en Indochine*, Charles Robequin : *L'Indochine française* 前掲書、一四〇頁以下。Paul Bernard 前掲書 八六、三三七頁。Pierre Gourou : *Le Tonkin* 七二頁以下。

灌 漑

東京及び安南に於ける旱魃の害は、洪水ほど非道い結果は齎らさないが、それでも相當大きなものがある。雨の降り方が悪い按排に期節によつて別れてをり、なほ悪い事に——雨の降る年と降らない年とがある。灌水の恩恵を熟知してゐる安南人は、小川や池、それも直ぐに干上る池から稻田に水を運ぶ爲めに時間を費し、努力を傾けてゐる。

フランス人技師達は、目下、東京に於て大規模の灌漑事業を行つてゐる。

絶えず水饑饉に襲はれてゐる高地の問題は、ダムを構築して河水のレヴェルを高め、その水を地形の如何に従つて運河を通じて田に持つて來ることによつて解決する。この方法によつて此のデルタの北部にあるソン・ツオン (Song Thuong)

及びソン・カウ (Song Cau) の水は、これらの河が恰度山地を出産す地點でダムによつてせかれてゐる。水が重力だけで、うまく行かないときは、ポンプを用ゐる、これは東京のソン・タイ (Son Tay) で既にやつてゐる。目下進行中である北部デルタの電化が完成した暁には、ポンプ所の數を増加することが出来るであらう。

東京の平野で、目下實施されてゐる灌漑事業は、僅かに、耕作可能の地域の約一割に行はれてゐるに過ぎない。目下、河内の直ぐ南の過剰人口を擁する中央デルタの諸地方に於て大規模の工事準備中である。貸付資金の一部がこの大切な工事の爲めに使用されてゐる。

屢々旱害を蒙る安南のデルタも忘れられては居ない。印度支那の最大規模の灌漑工事は、タン・ホア州 (Thanh Hoa) ソン・チュ河に於て行はれてゐるものであつて、一九二八年に竣工し、人口五萬を包容する地域を灌漑してゐる。プ・エン (Phu Yen) 地方のソン・ド河 (Song Do) の灌漑工事は一九三二年に創始された。ゲ・アン、ハ・チン、クアン・ナム、クアン・ガイ、フアンラン (Nghe An, Ha Tinh, Quang Nam, Quang Ngai, Phanrang) 等のデルタの爲めにも、工事中のもの、計畫中のものである。(Charles Robequin : *L'Indochine française*、一四四—一四五頁)

この灌漑工事の結果、東京の米生産高は、年三十萬噸の増加を來たす筈であると思はれる。然し、折角農業の利益の爲めに行はれたこの水路工事が、果して收支償ふや否やは疑問である。新灌漑事業は、東京に於て、一ヘクター当百ピアストルにつき、安南に於て、百二十乃至百五十ピアストルに付くと見積られてゐる。これは、貸金の年利及び元金の拂戻があるにしても、重力により灌漑されてゐる地方に於て八から十二ピアストルの年料金をヘクター毎に徴收し、ポンプで水上げしてゐる地方に於ては、十二から十八ピアストルの年料金を取立てる必要あることを意味するのである。

他方、收穫米の價值が増大するとしても一九三四年の呼値のレートで十四ピアストルを超過することは無い

であらう。故に灌漑工事を無限に擴げて行くと國の財政は大きな赤字を出す危険があるのである。(Paul Bernard 前掲書、八八頁及び三三七頁)

* * *

次に考究して見たいのは、農事改良によつて、農民達の生活程度を向上させようといふフランス當局の仕事である。第一に考へられたのは、此の國に今まで無かつたところの農業實際教育を始めようといふことであつた。然し此の問題に關する努力は、まだ本當に農民大衆に普及したとは言ひ得ない。安南の農民は、學校で農業が習へるとは信じない。農學校に入學する者は、もう土百姓にはならないつもりで入るのである。交趾支那に農業學校が一つあるにはある。(この學校は一九三六年二月二十日の回章によつて組織變改をした(一九三六年三月五日 交趾支那官報))

當局は、また、學校附屬の農事試驗場を開設した。これは生徒の好奇心をそより、土に對する興味を起させ、農民大衆に新知識を注入して、相當收穫の増大を見るであらうとの希望を起させたから、土着農業の復興を助けた。農事知識を教へるパンフレットも土着人官吏達に配布され、彼等は、その教へられたことが實行されるやう人々を指導し、各自の地方を廻る時は、必ず機會を捉へて、今なほ行はれてゐる缺點の多い農業仕方を改善させる任務を負はされてゐる。今は、ほんの始めたばかりであるが、眞に農民全般に新しい方法を採用させるつもりならば、もつと一般的にして、強く教導しなければなるまい。

農業及び畜産技術掛は、その宣傳方法に相當の成功を収めてゐる。宣傳方法としては、改良農具の使用(鋤、灌水装置等)、良種子、苗、挿木(稻、玉蜀黍、桑、果樹等)の分配、種子選擇の爲めの一定又は巡回センター

の設置、植物の病氣撲滅運動、農作物及び家畜展覽會、特定作物の獎勵、改良種の紹介等を行つてゐる。特に現世紀の初から絶えず注意して來た蠶業改良のための宣傳は、地方蠶絲工業の發達に大いに貢獻した。

當局の努力は、特に、米の生産を増加する方面に向けられなければならない。これには二重の目的が有る。

(一) 稻田の産出量を多くすることにより、生産コストを下げることに、(二) 米の質を改良して賣價を上げることに、である。この二つとも、米生産から來る収益を多くし、一般經濟安定を齎らすことになる。印度支那は太平洋の米を産する諸國中、平均收穫の最下位にある。土質又は水源に於て低い生産を止む無くするといふ先天的理由は何一つ無いに拘はらず、日本のヘクタール當三十四キントル、シヤム(タイ國)の十八キントル、爪哇の十五キントルに對し、十二キントルである。かく劣等なのは、三つの點、即ち、種子の選擇、農業設備、及び施肥がないからである。加之、輸出向としては、印度支那産の米は、規格が一定されてゐないといふ重大な缺點がある。雑多の種が有つて、色々な米を産し、その雜種の米が、何の選別もなく、精米所に送られるのである。

當局或は私人が主となつて、上記の各點に對し、色々改善に努めて來たことは認められる。排水、堤防、灌漑事業については前述した通りである。近年、近代式耕作法も取入れられた。^(註1)たゞこの方は大した成功を収めず、一九三〇年に始まつた不況後、却つて後退した。米價の値下りのため、設備費が生産増加によつて得る金よりも多くかゝるといふことも屢々あつた。加之、印度支那の稻作状況は、機械を入れるに適しない。雨期には地が軟弱で、機械は、メリ込んでしまふ。都市中心地から遠い地主達は、機械の保全と修理に困るのである。モーター鋤を使用することは、家畜が高くて、飼つて置くことも六ヶ敷しいと言つた地方の大地主以外には、交趾支那では、歡迎されない。肥料の使用についても失望多く、これは科學的試驗を必要とする。農業機械についても、肥

料の問題についても、特に必要なことは、近代技術を導入すると一緒に、農民に対する信用貸制度を設定することである。^(註2)

(註1) 輸入された機械トラクターの重量は、一九二九年二五六トン、一九三〇年三四六トン、一九三一年五三三トンであった。農業器具輸入量は、一九二九年八八六トン、一九三〇年四〇三トン、一九三一年八一三トンであった。

(註2) 農民の地位を改善しようとする當局の試みに伴うて、米の賣價が下つたとき、努力に對する十分の報酬を得られなう哀れな『タ・ディエン』の地位を良くしてやらうといふ試みが爲された。それについて、交趾支那のラチ・ギア (Rach-Gia) 州で非常に面白いやり方をしてゐる。當局は、タ・ディエンに耕地を保有し続けることの出来る様にしてやれば、凶作だと言つては地主と争ひが起きるやうな耕地に留ることを嫌ふ風が無くなるであらうと考へた。新契約を結ばせて、刈入れが終ると共に契約が切れるといふ従来の條件を改めて、數年間繼續して一定の地所を借りる事が出来ると同時に、地主の方でも其の期間地代を上げないといふことにした。その上に地主は、タ・ディエンに家を建てる材料を與へ、水牛を二頭借りて當てがひ、魚を取つて賣ることを許すといふ條件も付けた。タ・ディエンの方で希望すれば、當局で認められた値段で種子米及び食米を前貸して貰へる。刈入れが不作に終つても、タ・ディエンは地代と水牛の借賃だけは貰つて支拂へるやうにする。これらの便宜を圖つて貰ふ代りに、タ・ディエンは、自分に任された土地の開拓に勵むことにする。争議が起つた場合は、それを普通の裁判所には持たさず、その州の『有力家』又は長官に調停して貰ふ。以上の條件の下に契約を結んだのが、既に一千以上に上り、その安南人農民の家族は、ラチ・ギア州に落着いたといふことである。(一九三六年一月 I. Asie française.)

印度支那の米作に關係した諸種の問題を取扱ふ爲めに、當局に於て、一九二九年、米穀局を設置した。^(註1) この役所は所定の目的を持つてをり、その主なるものは、農業地圖を作製すること、農事試験場を設けること、肥料の研究を爲すこと、耕作の危険を減少すること、殊に、鹽水の流入を防ぐこと、洪水を防止すること、植物病を退治すること、野鼠を驅逐すること、米の質を改良すること、種子の選擇をなすこと、農業用具を改良すること等である。同局は法律により認められた公設の役所であつて、事務局と、一つは北部、一つは南部の爲めの二顧問會がある。顧問會は、農、商、工に携はる最も代表的な人々を網羅してゐる。農事試験場、實驗室を備へ、農事水路事業研究の爲め設けられた研究所も持つてゐる。

然らば、一九三一年一月一日に仕事を始めた此の米穀局は、果して所期の目的を達してゐるであらうかといふ質問が出るであらう。研究の準備期間は致方ないとして、見るべき結果を、殊に宣傳方面に於て挙げ得たことは認めなければならぬ。掛員達の勝れた技術についても評判が良い。然るに、資金も物的施設も不十分であつて、思ふやうな成果を挙げ得ないといふ批評もある。この局に協力する地方米穀局を置いて其の地方々々の農業改善に當らしめ、改善事業に必要な資金を金融會社に於て提供せしめなければならぬといふ説もある。毎年のやうに米穀局のことは、經濟財政大會議々員の問題となつたが、結局、同會議は、之を存続するといふ決議をした。^(註2)

(註1) 米穀局設置に關する一九三〇年四月十日の大統領令及び印度支那米穀局事務及び經費に關する一九三四年七月三十日の總督令。

(註2) 然し、交趾支那農業會議所は、一九三六年十一月五日の會合に於て、次の決議を、大多數で採擇した。『農業會議所は、一九三一年に設置された米穀局が、今日までのところ、米質の改良に關しては何等實効を挙げ得ざること、現在の缺陷多き構成及び方法を以つてしては、關係諸組織において既に認めらるゝ如き退歩を一層早からしめるに過ぎざるべきこと

と、事務局の權威更に無きこと、政府及び選任されたる顧問會に對する米穀局の責任は、紙上の存在に過ぎざる事務局在るが故に、甚だしく削減されること、現在の出張所は、生産者に選良種子を供與する點については全く無能なることを思ふが故に、米穀局の構成及び事務を急速且つ徹底的に改良すること、爾後之を獨立局たらしめざること、各地方別に大出張所を設置し、同種の米を作らしめることを希望する。』

印度支那の當局は、米作の改善に盡すのみならず農業研究所といふ特別なものを設けて、高地に於ける農村産物の研究に努めてゐる。ゴム、茶、規那皮等フランス移住民には、米よりも興味を持たれる物産について研究するのである。同研究所は、一九二五年に設置され、地方の農業中心地と關聯して徐々に發達した。二つの實驗所がある、即ち、一つは北部印度支那の爲め河内に、も一つは中部及び南部の爲めに西貢に設けてある。三個所の試驗場もある。一つはギアライ・オン・ユム (Giay-On-Yem) に在つて低い土地に出来るゴム、パンヤ、ココア等の試作を爲し、他の二つは、上部ドナイ (Donai) とボロヴァン山脈 (Bolovens) とに在つて、中部又は高地に産するもの (珈琲、茶、規那皮) の試作をやつてゐる。

以上二つの役所——米穀局と農業研究所——は、各々の専門に於て、印度支那農業全般の獎勵に盡す政府機關であつた。此の仕事は一九三二年に廢止になつた。然し、之を全面的に再興することは望ましいことである。

高利貸對策、農村金融

東洋に於ては信用貸は、歐洲に於けるよりも、土着人農業に重大な役割を演じてゐる。信用貸は、生産、産物の仕上げ、及び總ての取引の基礎を成してゐる。貸金額は多額なものもあるが、非常に少額のものもある。利率は概して過度に高く、農民大衆を永久貧困たらしめる原因であり、進歩の主な障害となつてゐる。安南人の農業は、主

として水田に米を作るものであり、安南人農民は、貯蓄心も無く、有つても出来ないものであるから、多額の信用貸を必要とするのである。メコン河、紅河の如き河のデルタに於ては、いつ壊れるかわからない堤防や構渠に金をかけなければ水田で物を作るといふことは出来ないものである。安南農民が、如何なる方面に出費を必要とするか、要約して見ると、

(a) 農業上の必要——正常の收穫の後でも、小地主は、二、三ヶ月食つたら、あとは、次の收穫期まで食ふ物を借りなければならぬ。事業資金の無い小地主は、田の準備、稻の植付、其他の耕他に關係ある仕事の爲めに金を借りる。不作の後だと、移住をする者もあるが、残つてゐる者は、食ふために金を借りる。そのやうな時は、金融逼迫して金利は法外な率に騰る。

(b) 農業に關係の無い現金の必要は、色々な凶慶事に關係した費用が多いことに歸因する。即ち結婚、葬式、誕生、官位の進級、テート祭等昔からの儀式事に過大の出費をする。税金支拂、これは凶作には殊に借金の種類になる。それから安南人の非常に好きな賭博に金を費消する。(R. Dumont 前掲書)

斯くの如きわけであるから、安南農民は、一生借金が必要で過してゐるのである。では、誰から借りるのかといふ問題が出る。フランス當局が、農民相互農村貸付資金を設定して低利貸付を始めた以前は、農村貸付は、大地主の安南人、金貸、即ち印度人金融家の仕事であつた。政府の貸付が始まつても尙ほ、安南人は昔の金貸から借りてゐる。政府の貸付金は、地所の所有者に限りその所有地所を抵當物件としなければ貸さない仕組になつてゐるから、土地を持つてゐない小農大衆だとか、土地持の地所が擔保になつてゐる者は、金貸業者から借りる外はない。なほ、經濟不況前の好況時代に、地主達は、持合せてゐた有りたけの金を出して新しい地所を

買占めたのである。安南人が、普通如何なる人から金を借りてゐるか次に述べよう。

安南人は、先づ、或る同胞、即ち、過當な高利で金を貸して財産を作る安南人大地主から借りる。この種の大地主は、殊に交趾支那に特有なものである。その大地主は、米の栽培する方法として、彼から前借を受けた分益農によつてつくらせること以外には考へる事が出来ないものである。この分益農は、出来た米で地代や借りた金の返済をするのである。かうして大地主は、自ら百姓をする心労も無く、自分の國の首府や、他國にまで出て住み、利益の上りさうな色々な仕事をやつて金の山を積むことを夢みて暮らすのである。彼は米を生産するばかりではない、油工場、精米所、製材所、石灰窯、貸家、それからゴム園から劇場まで持つてゐる (P. de Foyssé 前掲書、四七頁)。これらの大地主が土地を買ひ足すのは、その新しい土地から地代を擧げようといふよりも、小作農に金を強制的に貸して、その利子を喰はうといふ考からやるのである。

安南人貸主は、金を貸して非常に有利な条件下に、富を作らうといふ考である。…貸金とその利率は、擔保になつてゐる土地の年産額を超過するやうな按排に計算されてゐるのである。他方貸金額は擔保物件の時價よりは安い額になつてをり、従つて借手が、他に返金の方法がつかないときには、擔保の土地を貸主に渡してしまふ。さうして貸主は土地を安く手に入れる——それが貸金の唯一にして最後の目的なのである。…安南人貸主はまけるとか讓歩するとかいふことは滅多にせず、狙つてゐるのは土地であるから、期限が來ると直ぐさま差押をしてしまふ。(P. de Foyssé 前掲書四七頁)

印度支那に於て普通行はれてをる金利が西洋人には信じられ位、高率なわけは、上記するところによつて判ると思ふ。もと安南人の利率は、月三分と國の掟で認められてゐた。フランスの法律によつてそれが年八分に制限された。然し之が屢々守られず、少しも改善されてゐないやうである。

小額貸金だと月三分乃至五分利で一割といふさへある。即ち、年利十二割以上といふ高率の利子である。ナケエ(安南人自作農)が、殊に税金の納付期になると、日三分即ち月九割の利率で金を借りてゐるのを見掛けることも少くない。^(註)

(註) 一九三六年十二月十三日の安南新報所載『高利貸抑制の爲めに』と云ふ Pham Huy-Lue の論文。一九三三年十月十二日西貢に開かれた植民地會議に於て植民地參事官 Nguyen-Phan-Long は、當時の小額貸金の利率は月五分であつたことを報告した。

多くのアジア諸國に於ける如く、印度支那の高利貸も、社會的不均衡から來る自然の結果である。

押しつける様な氣候の印度支那に於ては、人々は安靜、無爲を求める。宗教上の信仰は、賢者の理想的態度として安靜、無爲を昂揚するのである。阿片を喫むと、體は動かなくなり、安らかに夢を見てゐることが出来る。同時に、文明は低く、或る種の宗教の教をいだいてゐる人々、或ひは社會の約束に縛られてゐる人々の間に普通である弱者に對する保護といふことも無く、また物質的進歩も無い印度支那に於ては、土地も財産も金も無い人達が、生活の費用を儲け出すことは困難なのである。貧民は全く金持の御意のまま、どんな條件でも受諾し、どんな仕事でも斷れず強い者には巻かれよと言つた調子である。全くの其の日暮しであるから、金も米も食物も皆な前借する必要があるのである。金持が之等の物を農民に貸す、即ち、土地を貸貸し、刈入れが終るまでの生活用品を貸す、その利率は、フランス人には信じられぬ様な不正極まるものであるが、此の國では當り前で、寧ろ結構だとされてゐる。極めて僅かの金に四割八分の利子がついても平氣である。無一物の人間に貸す小額貸金は、三倍になつて返つて來るのが普通である。かくて、財産を持つてゐる者は、何の苦勞も要らないのである。貧農は、一生涯彼の奴隷であることを拒むことが出來ず、養つてくれる人の爲めに、命を棄てることさへしなければならぬからである。(P. de Foyssé 前掲書二二四頁)

安南人農民が借金を申込む金貸に『チェティ』(Chetty)と呼ばれる印度人金融業者がある。ペー・ド・フェサル氏によると一九三三年に、印度支那にゐた印度人金貸の數三百以上、それが約百個の錢莊に屬してゐた。

次は、同氏が、『チエティ』の働きについて記すところである。

『チエティ』と云ふのは、全くの金融業者であつて彼の目的とする利益は、貸金から上る金である。他の投機的なことは誠にせず、商品を賣るといふこともしない。或ひは又、事業に投資することもしない。儲けた金は皆な印度に送るのである。……『チエティ』は、金貸商賣には老練である。不法な金融に伴ふ惨忍なことでも、習慣上正しいものであるといふ風に装はふ術も心得てゐる。金利も、此の國の習慣から見ればむしろ安く、一割二分である。然し貸出す時に、此の利子額を元金に加へた額を記した借用證を取るのである。この金額を十回等分に分割して返金させるから、結果に於ては、借主に示された利率の二倍にもなるのである。この簡單普通的方式によつて、借主は、借金の完済すること無く、一生、『チエティ』をたばさせてやるといふ羽目に陥るのである……

費用が掛るとか、自尊心が傷けられるとか言つて『チエティ』は、歐洲語やアラビヤ文字で收納簿を備へて置くことを拒絶する。法律の條文に不備なところがあり、制裁の方法も無いのをよいことにして、これまでは右の義務を怠り、辯護士を雇つたり、狡猾なことをしたりして、法廷の處罰を免れてゐるのである。……

『チエティ』は、商賣に不正は無いと誇つてゐる。小役の司法官を自分の爲めに働かせ、法律を味方につけて、法律から云へば非難の出来ないやうな有利な判決を得ること必定なやうに仕組んでゐる。然し、危いと思ふ時は、金を惜しまずバラ撒いて、自分に有利な『輿論』を起させる。チエティ等は、常に、自分達が金を搾り取つてゐる安南人に比して、人種的にも宗教的にも自然的にも優秀人種であるといふことを忘れず、全く別な外國人であるといふ意識を抱いてゐるのである。出來るだけフランスの法律を利用し、而も自分達印度人には適用さるべきものでないといふ賢明な立場を取り、老練な辯護士の助を藉りて特權的地位を確保し、英國に對する所得税は必ず納めるやうに注意して、何か事があると英國領事に訴へて、その地位を強化するのである。(P. de Fevral 前掲書、二六一—三二頁)

フランス人は、印度支那の主人公になつたとき、安南人が借金で首が廻らず、事實上、農奴にも等しい状態に

在るのを見て驚いた。この爲めに、此の國の經濟的進歩覺束無しと思はれた。この状態を改善する爲めには二つの途が必要であつた。即ち一方に於ては、貸金の利率を下げさせて高利貸を征伐すること、他方に於ては、安南人農民に政府の低利資金を貸與して高利貸の間接射撃を行ふことであつた。

第一の直撃の方は、豫期されたほどの成功は收め得なかつた。最初に試みた政策は、一九二六年七月十七日の大統領令により、民事裁判所に於て取扱ふ住民に關する商業上の事件に於て、借財の故に禁錮に處するといふことを相當制限したことであつて、將來は、この種の禁錮は、自動的に發動することなく、借主に於て不信の行爲ある場合、貸主に於て要求があつて初めて禁錮刑を課するといふことになつた。次に當局は、一九三四年五月十七日の大統領令に基いて、利率を制限することを試み、法定利率五分、合意に依る最大限利率八分と定めた。然し高利貸達は、貸した元金に利子を加へた金額を承認させることによつて、此の法律の裏を掻いた。この弊風一掃の目的を以つて一九三六年十月九日の大統領令は、私人の金錢貸借契約は、其筋の認可を受けるを要する旨規定した。當面の官吏は、(一)署名が双方に於て確かに交換せられたること、(二)金額は間違ひ無く計算されたること、(三)借主に渡された金額は、割引をしたり、コミッションを引かず、借主の返済すべき額として證書に記載せられたる金額に相違なきこと、を確認しなければ認可を與へないといふことになつた。

この法律は、一九三六年十二月二日の大統領令によつて補遺され、不法に課した利子は、現に支拂中の正常の利子及び、元金から之を引いて償はせることに定めた。同法はまた、此の法律に違反した金貸業者は、百乃至五千フランの罰金に處し、再犯に對しては、六日乃至六ヶ月の禁錮及び五百乃至一萬フランの罰金を課する旨規定してゐる。

この法律によつて、金貸業者が悪事の出来ないやうになるであらうことを望まれたわけである。然し安南人民を保護する最も有効な方法は、低利資金を貸與して、金貸業者の厄介にならなくても済むやうにしてやることである。それが即ち官設農村貸付制度の目的であつて、その歴史を簡単に述べて見ることにする。

交趾支那に於ける土着人農村相互信用組合

交趾支那に於ては、農村相互貸付は、從來もあつたことで、交趾支那の農村の爲めに、土着人相互共済及び貸付資金設定を認可した最初の總督令は一九〇七年六月十二日に溯り、交趾支那に於ける土着人農業シンディケートの組織に關する總督令は、一九一二年十一月八日に發せられてゐる。然し、相互信用組織が眞に發達したのは、第一次世界大戰以後のことであつた。一九一八年と一九二六年との間に、十五の組合とその資金が出來た。一九二九年に、これまで農村貸付資金の設定の無かつた三州にも設けられることになつて全交趾支那に皆之が設定された。各州一個宛で合計二十組合がある。總會員一萬三千人、運用資金一千二百萬ピアストルに上つてゐる。組合の組織及び規則は、一九二八年一月二十八日の總督令によつて規定せられた。

右の農村シンディケートの會員資格は、年僅かにピアストルの會費を納めることにより、すべての農民、男女に不拘、また地主たる否と不拘、一ヘクタール以上の地所を耕してゐる者は誰でも與へられる。農村シンディケート會員は、ピアストルの株一個以上を持って、相互信用組合に入會出来る。この株が集まつて、組合の資本と成り、その創設費及び最初からの事業費を賄ふことになるのである。

貸付金を受ける手續は出來るだけ安く、簡易にしてある。その申込には一定の書類を添へ、州の委員會の承諾を得なければならぬ。それから借用證書に署名して、州の長官の捺印があり、而して現金が會計官から渡されるのである。

會員は、一千ピアストルから八千ピアストル迄の貸付金を受けることを得、五ヶ年々賦償還とし、農業財産を抵當に入れる（一九一九年三月二十二日の大統領令に依る）。五百ピアストルを超えざる貸付金は一ヶ年を超えざる期限を以つて借り

ることが出來、この場合は、保證人を立てるか又は農業證書で可い。利率は一分二分に制限されてゐる。組合が創業以來四ヶ年以内に、堅實なる財政状態を確立した場合には、利率を一分に下げることになつてゐる。

交趾支那の農村相互信用組合は、各組合を合して資産百萬ピアストルを餘り出ないけれども、一九二九年十二月三十一日現在に於て概算一千二百萬ピアストルを貸出して居た。この差額は、發券銀行に於て賄つた。同銀行は、借用證書を割引することを命ぜられてをり本植民地政府の保證を受けてゐるから喜んで割引を行ふのである。即ち、過渡期の間は、この貸付金組織は、普通の農村信用組合に於ける如く借款を永久資金とする特殊團體によつて農村金融をなすのではなく、發券銀行の資金を利用することによつて、之をなすのである。資金運用に伴ふ損害は、本植民地の豫算によつて之を賄ふ。

右の方法によつて貸付金が分布された結果、米作の爲めに開拓された土地面積を非常に増大し、同時に、私人貸金業者の課する利率を下げしめることになつた。低利の資金が得られるといふことを知つた農民達は、組合に入ることの利便を直ぐに了解して、組合を通して金を借り、耕地の擴張、農業の改良、種子の購入、家畜の買入をやることになつた。然るに、不況時代が來て、一九二九年から一九三二年には、農村信用組合資本は非常な逼迫を告げ、貸出金高は驚くべき額に上り、或る組合は、一九三一年には六萬三千ピアストル、一九三二年には約十七萬ピアストルの貸與を交趾支那政府に請願した位であつた。

經濟界の不況以外、各信用組合の組織不健全であつて、その運営もいけないといふ非難が起きた。餘りに組合自身の考ばかりに任せたのがいけなかつたのである。それ故、一九三一年九月に、農村信用組合監督局が設置され、一個の獨立局として、専ら、農村相互信用組合の活動を監督させることになつた。一九三二年には、八月五日の總督令により、農村相互信用組合中央金庫が設置され、三千ピアストル以上の貸付金を許可する場合、その適否を調査の上貸付を爲す事務を取らせることになつた。また經營方針の統一を謀り、不況のときは信用組合は慈善救済組合に早變りしても可いといふやうに誤解してゐる各組合の幹部を指導監督する要もあつた。

保護領に於ける人民農業信用制度

交趾支那に設定された農村相互信用組合を、印度支那全體に普及することは困難であつた。北部安南及び東京の米作地方の農民は貧困であつて、交趾支那に於ける農業シンディケートの如きものを設定する爲め必要な比較的裕福な地主が無いのである。加之、交趾支那に於ては、相互信用組合の出来る以前既に大部分の土地測量が終つてゐて、土地臺帳への記入があつた爲め、貸付ける方でも必要な保證を得られたのであるが、聯邦の他の部分に於ては、地籍がその程度に整備されておらず、土地所有權を證據立てるものとしては、市長や村の役人の署名ある證書があるに過ぎなかつた。

そこで各保護領に於ては、交趾支那とは異なつた制度を採用した。即ち蘭領印度諸島の例に倣つて、人民農業信用制度を設定し、安南又は柬埔寨の法律の下に設立せられた共済組合に對し貸付をなすことになつた。^(註)

(註) 此の制度は、一九二六年九月四日の總督令により、印度支那に採用された。九月六日印度支那銀行との協定により、植民地當局が人民農業信用制度の爲めに準備する資金のために、同銀行内に特別會計を設定することになつた。右制度の組織及び運用については、一九二七年七月二十一日の總督令が發布され、同年十二月十日改正された。一九二七年十二月十九日の總督令は、交趾支那に於ける方法と同様、所有權を失ふことなくして、農地を抵當に貸付金を受くることの出来る制度を規定した。

この貸付は、理論的には農業關係銀行の三階段を経て行はれることになつてゐる。即ち、市町村銀行、州銀行、及び中央資金である。市町村銀行は未だ存在しないから、臨時に、官吏から成る町村委員會が代行して、借入申込書を検査し、之を取次ぐ。中央資金の設定も未だ出来てゐない。現在あるのは中段の州銀行のみである。州銀行は、發券銀行から資金を借り、また政府豫算の補助金を得て、直ちに仕事を開始した。之等州銀行は、一九二九年中、資本及び積立金總計六萬ピアストル、貸出金額總計百九十六萬七千ピアストルに上つた。

一九三〇年末現在州銀行十三、内六個は、紅河のデルタ地方に在り、四個は安南、三個は柬埔寨に在つた。法的に言へば

之等の州立銀行は、民法の條章及び地方法律によつて支配されてゐる流動資本所有の會社である。一人の頭取があり、土着人の理事會が之を補佐してゐる。會員資格は、ピアストルを拂へば得られる。保證人又は動産又は不動産を抵當にして、最低利率一割二分の貸付金を受けることができる。貸付金の期限は十八ヶ月を超ゆることを得ず、金額は五百ピアストルを超ゆることを得ない。一會員十ピアストルの出資で集まつた資本は、極めて少額のものである。金利が低いだけに、この銀行の利益金から積立てる等の積立金の増加は極めて緩慢であらう。そこで最後の方法として、農民に貸與する金は、直接又は發券銀行を通して、植民地政府豫算から支出することになる。

不況の結果、米その他の農産物の評價は下つて行き借主の返済能力は削減されたため、貸付は、交趾支那に於けるよりも一層窮屈になつた。銀行側では、資金の取立てを十分手柔かにやつたにも拘はらず、多くの借主等は、容易に返金が出来ないものまでが、不況を口實にして貸主から逃げるといふ有様であつた。そのため諸銀行は、州當局に於て、何か道徳的壓迫を彼等に加へるやう請求した。ところが此の壓迫は一向効目が無い。土着人官吏の多くは著名な高利貸であり、駐劄官を動かして、銀行に不利なやうな寛大な態度をとらせるのである。然し、一九三二年中、返金によつて、貸付現在高は、五十萬ピアストルの減額を見、新たに九銀行が開業し、必要な信用貸を得て資本を準備した。農業信用貸銀行の業務を再組織するため、中央監督所が必要であるといふことになつて、印度支那農村相互信用組合事務局が一九三三年に設立された。^(註)この新事務局は、法人團體であつて、獨立金融機關として、資本及び割引證文の管理並びに各種フランス人農業相互信用組合資金及び土着人各州農業信用組合資金の配分に當り、總て資金は、その局を通して融通されることになつた。この方法によつて、人民農業信用貸制度の財政状態が満足すべきものになるであらうことが期待される。

(註) 印度支那農村相互信用組合事務局設立並びに農業信用貸制度の組織及び事業規正に關する一九三三年五月二十日の大統領令。同局の事務及び財政組織に關する補則一九三四年八月三十日の總督令。

以上簡單ながら、印度支那に於ける農村信用組合組織及び經濟界の不況によつて生じた困難なる状態に關する

記述によつて見ても、今日迄の組織では、次の如き主要な缺點のあることが分かる。

(一) 第一の缺點は、各種の團體——交趾支那の土着人農村相互信用組合及び各保護領に於ける州立銀行——が過當に獨立性を與へられてゐたことであらう。これらの團體は、餘りに自身の考にのみよつて仕事をすること許されたため、その結果は、殊に州立銀行の場合、各自勝手な方法を選び、そのために、彼等に委託された事項の監督に大困難を生じたのである。官吏達と町村委員達とが一緒にされたことは、銀行の助けになるどころか、却つて邪魔になつた。官吏達は、銀行と借主との間に立つて悪事を働くことが多いからである。

(二) 最初から、各信用組合の資本と、その貸付金との間には、恐ろしい差があつた。彼は、植民地政府の保證があるといふことを知つてゐる組合や銀行は、貸付金をするとき、自己の資金によらず、發券銀行の資金に依頼したのである。結果は、經濟不況が來て貸金の回收全然不能に陥るや、組合も銀行も、手持金皆無といふ進退谷まるの狀態に立ち到つた。

(三) 大抵の場合、貸與は、之を最も必要とする小農に及ばなかつた。總督自ら、これについて次の如く遺憾の意を表してゐる。

若し貸付金の大部分が、直接、貧乏なナケエ(自作農)又は窮乏のダ・ディエン(小作農)に貸與されてゐたならばよかつたと思ふ。今日まで與へられた信用貸が、心理的にも經濟的にも何等の良果を收め得なかつたのは遺憾である。貸付金は大中地主を通る以外、小農即ちダ・ディエン又はナケエの手に渡ることは殆んど不可能なことが明かになつた。大中地主等は、直接自分の金を小農に貸す場合は勿論、借金の保證に立つときでも、恐ろしく高率の利子をつけるから、小農達は、農村信用組合資金を低利で借りるといふ恩恵に與ることができない。……本官の部下官吏が氣の毒な農民達の地位を救はんと

した努力は、何物をも齎らさなかつた。借金の利率を下げるによつて、米の生産費を低下せしめんと試みたことは、初めから失敗すべき運命にあつた。大中地主達は、大變なコミッションを取る、その額は、農村信用組合資金から貸付けられる金に對する金利と自分達が直接貸した金又は繼續保證に對して課する金利との差額相當のものなのである。彼等の有害な勢力は、政府當局と農村大衆との直接の接觸を阻んでゐるのである。(一九三一年十一月二十五日印度支那經濟財政大會議に於けるピエル・バスキエ總督の演説)

(四) 今日まで印度支那に於て組織された農村信用組合は、實は、相互扶助の上に組織されたものではない。土着人農村相互信用組合は政府の支援のみによつて生きてゐるのであつて、折角獎勵せんとした會員自身の貯蓄が基礎となつてゐるのではない。二十年の努力の結果、農民は舊態依然として、返金の爲めの貯蓄をする力が無い。もう『チエティ』の喰物にはならないかも知れぬが、もつと強力な貸主、即ち政府に對して借金を背負うてゐる。農村相互信用組合制度が、本當に相互扶助の精神に根差して打ち樹てられるとき、初めて、貸付金をなす者即ち借入れをなす者となり、その結果は、之が悪用を防止する爲め會員相互に誠め合ふといふことにもなるのである。政府の保證の下に信用組合資金が運用されてゐる間は、悪用の防止は保證出來ない。かゝる危險に對する共同責任などといふものは、更に無い。政府が、それが如何に使用されてゐるかも十分調査しないで、妄りに資金を個人の手に任せてゐるといふのが問題なのである。これは、印度支那に相互扶助の精神を發達せしめなければならぬといふ全般的問題を惹起するのであるが、それについては尙ほ結論の章に於て述べるであらう。

第三章 國內移住

本研究の初めに、印度支那人口の分布について詳細記述して置いたが、その著しい特徴は、東京デルタの人口稠密なること、及び、尙ほ開拓すべき地域が、聯邦の南部に存在することである。これらの點によつて、過剰人口を擁するデルタ地方の人口輻輳を緩和し、南部地方に必要な労働力を供給する目的を以つて、印度支那の國內移民を試みる事が大切になつて來るのである。然し、國內移民は、人口統計學上の問題解決の一方法に過ぎないから、再び茲に此の問題を取上げて更に徹底的に研究し、この問題を如何に取扱ふべきか諸種の方法を考へて見なければならぬ。

印度支那に於ける人口統計學上の問題^(註)

人口の密度——即ち平方秆當住民數——からのみ考究して見ると、印度支那の人口は、非常に不均等に分布されてゐる。東京は面積一一七、〇〇〇平方秆、人口八、七〇〇、〇〇〇で、密度平方秆當七十五人。安南は、面積一四七、〇〇〇平方秆、人口五、六五六、〇〇〇で、密度三十八・四人。交趾支那は、六五、〇〇〇平方秆、四、六一六、〇〇〇人で、密度七十一人。柬埔寨は、一八一、〇〇〇平方秆、三、〇四六、〇〇〇人で、密度はすつと下つて、十六・八人。而して老撾は、二三〇、〇〇〇平方秆、一、〇一二〇〇〇人で、密度僅かに四・三人を超えない。(一九三六年國勢調査)

(註) Pierre Gourou : Le Tonkin. 其他。(英文原本二一六頁脚註に(5)見よ)

然し、社會的見地から見れば、單なる人口密度は二次的の意義を持つに過ぎず、もつと大切なことは、『食料密度』である。即ち、住民の數と、實際耕作されてゐる土地面積との關係を考究することである。(耕作地とは、この場合、印度支那の主要食糧は水田米であるから、稻田を意味する。) 東京の田地面積は僅かに一、一八

〇、〇〇〇ヘクタールであるから、平均『食糧密度』は七三七である。安南は、田地七六〇、〇〇〇ヘクタールを持つてゐるから、同平均密度は更に上つて七四四である。柬埔寨は、七八八、〇〇〇ヘクタールで、密度三八六に落ち、交趾支那は、二、二五八、〇〇〇ヘクタールで、二三一以下である(一九三六年統計)。老撾は、耕地面積に對する少人口の割合は取れない位であるから數字を示す必要も無い。以上の數字は、農業上又た社會上の問題について正確な觀念を提供するものであつて、東京及び北部安南に於ける人口過剰、殊に印度支那聯邦中最も豊饒な部分である交趾支那に於ける人口稀薄が問題の中心である。

此の問題が如何に急迫せるものであるかを知るには、東京デルタについて考究して見れば十分である。此のデルタ地方は、面積一五、〇〇〇平方秆で、人口約七百五十萬であり、人口統計學上の密度は、平方秆當五百人を超過する。然るに、『食糧密度』について見ると、各デルタ諸州によつて、面白い數字が出て來る。^(註)

(註) 一九三一年統計。一九三六年國勢調査においては、州別人口が得られなかつた。故に、上記の『食糧密度』の數字を約一割増にして見た方が可いであらう。

州名	平方秆當人口
クワン・ヤン (Quang-Yen)	二、三〇〇
ヤン・バイ (Yenbay)	一、一四三
ハドゥン (Halong)	一、一一六
バカン (Bakan)	八二五
ナム・ディン (Nam-dinh)	七八五
タイ・ビン (Thai-binh)	七八五

東京デルタの過剰人口状態と、歐洲諸國の人口稠密度とを、眞實に、比較することは出来ない。白耳義、ルー盆地、ランカシャ等は工業地帯であつて、その住民は都市住民である。反之、東京デルタは九五パーセントまで農民が住んでゐる。又、人口が不平均に分布してゐることを、歴史的原因に求めることも不可能である。最も人口の多い地方、必ずしも最も永く人間が住んでゐた處とは限らないのであつて、最肥沃地に最も多く住んでゐるのである。たとへば、水の供給が十分で、稻田の、排水、灌漑のあらゆる便宜備はれる紅河の河口に沿うた地方には、恐しく多數の人が住んでゐるのである。

上記の數字は、問題の地域は、人口過剰であると言つて差支無しと思はれる。然るに、これに對して反駁する人も無いではない。多年東京の状態を研究したグウルーは、次の如く書いてゐる。

東京デルタは、人口過剰で苦しんでゐるのではないかといふ質問が起るであらう。一見したところさうも思はれる。然し、よく精査して見ると輕々しくさうとも云へない。第一、農繁期の様子を視ると、現在の農業法の下に必要な努力以上に餘つてゐるとは見えない。現状では刈入時に農民が多過ぎることはないのである。第二に、過剰人口に伴ふ重大問題である榮養物資に對する人口が過剰なりや否や、確かに言ふことは出来ない。東京デルタは、養ひ得ないほどの人口を擁して居るであらうか。東京農民の欲求がフランス農民と同等であるならば、養ふだけの物資が足らぬと言へるかも知れない。然し東京農民の欲求がそれ程でないことは周知の通りである。東洋一般の經濟状態から見ても、東京デルタは、その住民の生活を保證し得るに十分な食糧品を産出してゐる。食糧の不足を告げるとか、まして饑饉といふやうなことは無い。然し何と言つても、住民達の生存は不安定極まるもので、それは、生活程度の非常に低いところから來るのである。それかと言つて、東京の農民達の地位を改善しようとしても大したことは不可能である、人間が多過ぎて、生活程度を上げる希望は先づ無いのである。彼等の東洋式生活觀念を西洋式に變へさせようとしても無駄で、人口過剰は、救ふ途の無い難問題である。(Piarre Gourou : "Le delta tonkinois, Fournilière humaine")

右の所論は、その内容に、十分批評を受くべきものを含んでゐる。グウルー氏は、東京デルタがその住民を養ひ得るのは、住民の生活程度が低いからであると言つてゐる。換言すれば、東京の農耕地方が、西歐の六、七倍の人口を支へてゐるとすれば、それは東京の農民が、フランスや英國の農民の食物の六分の一、七分の一で辛抱してゐるからだといふことになる。問題は、此の國保護の責任ある強國が、かゝる生活標準、榮養不良状態、傳統的貧困亦止むを得ずとして諦めるべきであるかといふことである。人口一人當米の年割當量約二百五十石に對して、東京は僅かに百三十六石である。即ち東京人は、年中榮養不良であると結論し得るのである。玉蜀黍だとか塊莖類等の代用食物も有るにはあるが、何と言つても、みじめな生活をしてゐる。『今でも多くの子供が、赤ん坊のまま死んで行く、衛生設備に缺けてゐる上に、母親の力が抜けてゐて乳が出ないのである。……貧弱なイデケた體をしてゐる子供が多い。良い食物を多量に與へれば良くなることは、ヨーロッパ人に養はれてゐる召使や兵士の健康相な様子を見ても分る。』(Charles Robequain : "L'Indochine française" 一六七頁)

耕作法に關しても同じやうな事が言へる。今日のやりかたでは、人間力が多大に要り、デルタ全域の人間が總掛りでやらなければならぬ。幼稚なしかも感心するほど細心な耕作法が、どれほど複雑な仕事を東京の農民に課してゐるかは想像に餘るものがある。『鋤で土を起し、手で土を積み上げて列べ、その大塊をスピードでたゞして小さくし、積み上げた列を退けて、その下になつてゐた地に鋤を入れる。それから列べて置いた土の塊を、粉にして、それを田の表面に撒く。かうした恐しい努力を用ゐるのは、土をよく乾かすためである。……』(P. Gourou)

若し、急に、簡単なものでも新しい耕作技術を入れると、忽ち過剰人口の問題がその劇しい結果を伴つて表れてくるのである。更に、今のまゝですら農耕に必要な以上の労働力が餘つてゐるといふのが此の問題の權威筋の意見である。例へば、ポール・ベルナル氏は、東京には、同州の全耕地を耕すに必要な労働者數より二倍半過剰の人がゐると言つてゐる。

然るに、もう一つ、全問題の判断に材料を提供することがある。それは、現在の所は生産と人口とのバランスが取れてゐるとしても、このバランスは人口の自然増加によつて忽ち覆へされざるを得ないといふことである。或る權威者によると、此のデルタの人口増加數は、年八萬から十萬人であると言ふ。^(註1)この人口増加はフランス保護領になつて以來、公衆衛生改善に努力した結果も大いにある。それ以前にも此の國の出生率は極めて高く、それは、墓の中に在る祖先の祀を絶やさぬやう子供を産み残して置かねばならぬ國柄に基くのである。^(註2)死亡率は下つたやうである。これは、始終流行病撲滅の運動をつゞけ、病院や産院を増設し、健康相談所を開設した爲めであつて、健康相談所は評判が良く、毎年數百萬の人々が相談に来る有様である。斯様に満足すべき結果も有るが、然し、人口の増加に伴ふ新食糧供給法が考へられなければ憂慮の種は盡きないであらう。

(註1) 最近の人口調査によると右の人口増加率は、實際は、もつと大である。即ち東京の人口は六、八五一、〇〇〇人(一九二八年調査)から八、〇九六、〇〇〇人(一九三一年調査)、更に八、七〇〇、〇〇〇人(一九三六年七月一日調査)、に増加した。(デルタの人口は、東京全人口の約八分の七を占めてゐる。)然し、政府の統計は、實地について本當の國勢調査を行ふのではなく、理論から割出した推定であるから、割引して考へなければならぬ。デルタの爲めの人口統計の臺帳なるものは出来てゐるが、最近設定せられたものであり、且つ記帳が正確に行はれたものか疑はしい點もある。

(註2) 東京の出生率は千人に對して四十一人である。比律賓は一九二五年には千人につき三十四人、海峽植民地では一九二五年千人につき三十一・七人、交趾支那では、一九二七年千人につき三十五人であつた。

人口統計學上の問題は特に東京に於て急迫してゐるが、印度支那の他の部分も同じ問題が起きてゐる。たとへば、東京に隣接する部分の安南は、東京と同じやうに困つてゐる。人口はそれほど稠密ではないが、一人當の稻田面積が狭い。東京の〇・一四七ヘクタールに比べて、タンホアの一人當は〇・一六八ヘクタール、ハティンは〇・一五三ヘクタールである。この安南の二州の食糧密度は各々五九一及び六五一であつて、東京は七三七である。南方に行くと、事情は可成り良好になつて、交趾支那の如きは、人口稀薄で、農業勞力が不足してゐることが、誰の眼にでも解る。前に記した通り、(東京の七三七に對し)交趾支那の食糧密度は二三一、東埔寨は三八六である。

扱て、人口統計學上の問題は、生産と人口との平衡が取れてゐないところから起るのであるから、問題解決の途は、自ら二方面ある。即ち生産に關する方法と人口に關する方法とである。換言すれば、人口過剰の害悪は、耕地面積の増加及び生産集約化によるか、又は、人口増加の制限又は合理的分配によつて、之を弱小ならしめることが出来る。この兩方法は不可能では無く、既に成果も擧つてゐることであるから以下に概述する。

第一節 生産に關する方策

この方面の方策としては、生産物の質を改良するか又は量を増加すること、即ち、住民の生活標準をば、米の産出量を増加するか又は、人口を導いて他の營養源を攝らせるかによつて、高めることである。

稻田の擴張については、農民階級保護に關する章に於て既に述べた。其の觀點から、堤防を構築して洪水を防ぎ、或は十分な水を田に供給するため灌漑及び排水の施設をなして、稻田を守らうといふ當局のとつた方策について研究したのであつた。東京に於ては、既に、その方策の結果、十二萬ヘクタールの新田が開拓された。目下の工事が進めば、この數字が三十五萬に變る筈になつてゐる。安南殊にその北部及び中央部の人口多き諸州に於ては、同様の結果を生みつゝあつて、既に新開拓及び改良田を合して十一萬ヘクタールに上り、進行中の工事の目的は更に九萬ヘクタールを増加しようといふにある。

これと同時に、米ばかり益々多く作るといふことは、危険無きにしもあらずで、人口問題の解決の爲めと言つて、無謀なる増産を行へば、前門の虎を追うて後門の狼を迎へると云つたやうな事になつて、交趾支那の如きは、生産過剰の爲め苦しんだといふ例もあるのである。尤も、全收穫が人口を養ふにカツ／＼で、人々は榮養不良に悩んでゐるといふ國に、生産過剰とは何事かと云ふかも知れぬ。然し、榮養不良は、一般に米が不足だからと思はれるのである。北から南へ印度支那を旅行する者は、どこもかしこも、同じ食糧を作つてゐるのに驚く。到る處、米また米で、その他の作物は、此處彼處にテラホラ見える位のものである。以前から注意はされてゐたことであるが、現在の不況も、本源を尋ねれば、一種類の作物を作るといふ危険に因るのである。此の國の各部に何が出来るかを科學的に研究して、夫々に適當した補助收穫物を最大限に擧げるやうに努めることが緊要であると思はれる。

農業以外の方面に、過剰労働者大衆を使用する方策も研究された。然し、例へば工業は東京に於ては大發展の

見込があるけれども、吸収力は數萬位のもので、絶えず増加して行く過剰労働者の十分な捌口を供することは不可能であらう。かやうな次第であるから、生産面を急速に組織立て、人口の要求に間に合ふやうにすることは先づ望みが無い。即ち人口問題の解決を企圖するには、人口そのものに關する方策を樹てるより他に無いといふことになるのである。

第二節 人口に關する方策

人口に關する方策としては二つある。第一、人口過剰の危険を減少するため、安南人種の非常に高い出生率を制限することを試みる。第二に、人口稠密な地方の過剰住民を稀薄な地方に移して、現在の人口分布を變へるといふことが出来るかもしれない。

第一の考案の難點は一見して明かである。即ち安南人の風習として、祖先禮拜を極度に遵守する爲めに多くの男兒を産まなければならない。若し此の宗教的傳統を、どうかするといふことになると、非常にデリケートな問題が續出するであらう。ポー・レイノウ氏は、今日やつてゐるやうな人口の増殖を獎勵すること、たとへば、さらでだに普通安南人の生活標準以上の月給を與へられてゐる土着人官吏に、子供が産れたからと言つて増俸をするといふことは、止めて可いと言つてゐる（一九三六年植民地一般豫算に關する報告、三一—三二頁）。同氏はまた、舊來の有力者即ち皇帝、官吏、僧侶或ひは土着人教師等の助けを藉りて、出生率制限を試みるべきであるとさへ言つてゐる。（同前報告書）

同氏の提唱する方策は、安南人の風習を變へさせることになるから、早急には行かず、随つて、人口問題を急

速に解決するには間に合はない。さうすると、結局、人口の再分配といふところに落着く。これのみが、一日も早く實行出来る最も重要な矯正方策である。印度支那當局も、既に、幾度かこの方面の試みをやつた。けれども、下に記すところによつて見ても、まだ大した恒久的成果を擧げてゐない。人口の新分配に伴うて起る問題は、二つの方法によつて解くことが出来る。一つの解決法は、本聯邦の各邦内に、もつと正常な分配を爲すことであり、今一つの方法は、東京及び北部安南の人口の一部を、南部の人口の少い諸邦（交趾支那、老撾及び柬埔寨）に移すといふ各邦聯繫の移植をなすことである。右の二方法が、どこまで行はれ來つたか、尙ほ、殘されてゐる問題は何か、之を次に検討して見よう。

國內移植

安南人が印度支那に移入して來ることは、一八六〇年にフランス人が此の半島に足を踏入れた頃も、未だ停止してゐたわけではないといふことを記憶しなければならぬ。安南人は徐々として侵入して來た。新しい住民が、北から南へ、海岸線に沿うて入つて來て、奥地へは、山陵地帯の第一脈までしか侵入しなかつた。十九世紀の頃になつて、メコン河の河岸まで達したのである。

移植民を最初に試みたのは、ギア・ロン (Gia-Lone) 治世のときであつた。ギア・ロン及び彼の後繼者達の發した命令の中には、労働者を狩り集めて、新しい領土を伐り開かせたことを示す書類が澤山ある。たとへば、ミン・パン (Minh-Pang) やテニー・ヂニク (Té-ni-duc) の發した命令書には、人夫を集めて土地を開いた者には官等を授與する、人夫の集まつた數に従ひ官等の階級を定めるといつたことが書いてある。移植民は、四年間土地に對しても個人に對しても税を免ぜられた。山間には軍事地域を設定した。また、罪人を移植することも

行つた。これによつても、安南人政府が、如何に移植に力を入れてゐたか讀める。

フランス人が交趾支那に移住して來るや、皇帝は、その官吏を呼戻して、南方への發展運動は中止になつた。叛亂や掠奪があつて、この運動の復活も出來ず、遂には、海岸近くに設定されてゐた移民地も、引上げなければならぬことになつた。

東 東

フランス人は、印度支那に來るや否や、デルタ地域の過剰人口を、何とかしなければならぬと見た。人口の移動は、二方向に向つて爲さなければならぬ。即ち、その一はデルタ地方に比して人口密度の非常に低い東京の高臺地山陵地方へ向けること、その二は、紅河の流れによつて、その河口に形成した沖積層の廣大な沼澤方面へ向けることである。フランス當局は、灌漑の出來ない土地に安南人の移住を促すのは非常に六ヶ敷いことだと早くから氣付いたが、それでも、中部地方に、屯田制によつて、少數ではあるが移住させた。

一八八八年六月七日の總督令は、所定の申込手續を取れば、すべての安南人は、五ヘクタールに限り永代租借地を與へられるといふことを規定した。ところが此の計畫は強い嫌惡の念にぶつかつた。この嫌惡の念は、『河内の紅河の水は濁つてゐるが、體の爲めにはよい。タイ・ヌグエン (Thi-Nguyen) のソン・カウ河の水は澄んでゐるが、體の爲めには悪い。』とゆう諺に示されてゐる事實、安南人が、デルタ地帯から出ると、健康を損ふらしい。一九一七年、氏が未だ總督になる前、ピエール・パスキエ氏は、小冊子を出版して、世界戦争のためにフランス軍に加つた安南人達は、政府の援助があつたら、歸國したとき、高臺地方に移住することも嫌はなかつたであらうと言つた。氏は更にかう言つてゐる。

政府は、移住地を選擇し、土地を區劃し、移植民の爲めに土地法を公布し、醫療機關の備へある模範村を樹て、農業用具(機械類、牛)を供給し、種子を貸與する等、移住者の流入を獎勵しなければならぬ。(Pierre Pasquier: La Colonisation des terres incultes en Indochine. 西貢に於て一九一七年出版)

世界戦争が終るや、政府は、實際、退役軍人達の爲めに村を建てる計畫をしたのであつた。然るに、こゝでも新しい障害に打突かつた。それにもめげず政府は、一九二五年一月十三日の總督令を出して、東京のデルタ外地方に、小自作農を創設することにした。この總督令では、二十一歳以上の安南人其他の東京人は、政府に、個人所有地十五畝(うち米作に適當な地所十畝を含む)以下を與へられるやう申込みが出来た。

その租借申込書は、一ヶ月間揭示して置く。一ヶ月が過ぎると、行政調査委員の會合があつて、申込を許可すべきや否を決定する。土地の所有を許可された場合は次の條件が附いてゐた。

- (一) 租借地所有者は、租借地の在る處に建てられた村内に移住するか、又は自分の小自作農を其の地に住はせなければならぬ。未だ家無き者は、自分の家族又は小自作農の爲めに一戸を建てなければならぬ。
- (二) 租借地所有者又はその小自作農は、その租借地を含む村の戸籍に入り、其の場所に於て人頭税及び村税を納めなければならぬ。
- (三) 租借地所有者は、地租を、その村に納めなければならぬ。
- (四) 所有地は、向ふ六ヶ年の間に全部耕作地として開拓するを要する。
- (五) 所有地は、その開拓期間中、又賣りの方法によつて、全然手放し、賣却し、又は、之を擔保とし、讓與し、又は寄附することを得なす。

四ヶ年後、所有地全部を開拓したるものは、該所有地の租借本契約を申請し得る。租借本契約は、行政調査委員の認定

を経て、駐劄官の認可があつて成立する。前記諸條件が六ヶ年を経過するも尙ほ履行されざるに於ては、假租借契約は之を取消される。

今日までのところ、デルタ地方の安南人にして此の總督令により租借申込を爲した者は極めて少數であつた。此の試みは一寸面白いものであつたが、廣告もし、小さな土地については手續を簡單にしたけれども、成功しなかつた。

一九三〇年頃、東京の理事長官は高臺地及び海岸地域の洲嶼務官等に、開墾容易な土地の目録を作成し、且つ官廳側としての集團移民獎勵計畫に必要な情報を集成することを命じた。この調査の結果は、あまり有望ではなかつた。中部及び上部地方には、移民に適する地域が少く、肥沃な谷間、灌漑された土地は皆な既に占有されてゐて、最大千、二千の人を年々移植し得る餘地しか無いことが判明した。

然し一九三二年十一月、行政當局は、本問題研究の爲め一つの特別委員會を設けることになつた。地方政府長官は、土着人當局賛成の下に、右委員會の次の如き提案に承認を與へた、即ち、移民村を高臺地方の未占有地及び諸河川河口に形成されてゐる新沖積層地に移すこと、而して之等の村々にはデルタの人口最も多き村から引抜いた農民の團體を居住させること。移住後第四年目から十年目の間に返済せしめる條件の下に、家族當百ピアストルに相當する物資を貸與すること。移出せんとする農民は、郷土に於て體格検査を受けしむること。移住地までの旅費は、地方官廳豫算中より支辨すること。移住地に送る前に、住宅を建設し、各移住地には、移民を行ふ前に必ず飲用水井戸を掘り置くこと。最初の三ヶ年間は個人及び土地に對する諸税を免すること。各掛りの役人が新設の村落につき始終注意を怠らざるやう指令すること。その住民の爲めに娛樂機關を設け、醫療を與へ、

作物に關する技術的指導を爲すこと。新沖積層地の開拓事業を促進すること。長期貸付を爲すべき農村貸付銀行設立の問題を研究すること。終りに、本移植民事業繼續のため永久的の委員會を設置すること。

然るに、右委員會の提案は、財政上の關係から、その一つをも實施不可能となり、地方官廳は、その價值ありと認めたる私人計畫の移民に對して金銭上の補助を與へ、之を獎勵するといふことで満足しなければならなかつた。この政策の結果は次の如きものであつた。

エン・バイ (Yen-Bay) 州のトラン・エン (Tran-Yen) 地方に出來た一つの移民村に、地方豫算から補助金を下附した。この村は、今の所、デルタ諸州から來た二十戸ばかりの家族が住んでゐて、この村を建てた人の命令の下に働いてゐる。新しい村が、小地主農二十戸許の希望によつてタイン・グエン (Thain-guen) に建てられたが、此の人達は二、三ヶ月のうちに、原始林を伐開いて、六十畝ばかりを開墾することに成功した。ポ・マ (Po-Ma) の州界のラン・ソン (Lang-Son) に、支那人海賊をのがれて數代前にやつて來た人達の村が六個有つたが、それも再建された。(L'Asie française 一九二五年一月號、一九頁)

東京政廳は、これらの個人經營の移植民事業の決して満足なものでないことを認めないわけにかなかつた。

我々は徒らな希望を抱いて自ら盲目になつてゐてはならない。未知の土地に家族達を移住させることは中々困難な面倒な仕事である。生れた村に對する愛着、祖先傳來の田畑への執着、新しい土地の惡靈、病氣を恐れること等が障害となる。況して、デルタ地方から上部中部地方へ多くの移民を移植するといふ場合には、餘計に反抗心を起させる原となつてゐる。加之、安南農民は、直ぐ一緒に交ることの出來るやうな人々と團體生活が出來るのでなければ、故郷を去ることを承知しないのである。いつとも知れぬ昔から階層制的共同體組織に馴れてゐる安南人は、少くとも移住した當座は、頭又は指導者

を定めて、その指導獎勵を受けたいと希望する。尙ほ、集團移民計畫は、嚴格な徹底的な構成のみによつて可能なるべき生活安定の保證を與へない限り、決して成功する望は無い。(一九三五年十月七日東京駐劄官長の演説)

上記の諸困難は、移民計畫が必ず出會はずものであるが、更に、土着人權威者の注意したことがある。

東京の土地の高い地方に移民させることは、マラリア豫防施設によつて、選定された地方の熱病を驅逐しなければ駄目である。エン・バイ州のバオ・ダプ (Bao-Dap) 村が失敗に終つたのも此の熱病の爲めであつて、以つて鑑とすべきである。安南人が東京の高臺地には惡靈が住まつてゐると云ふのは、敢て冒險して行つた人々が、必ず熱病にやられるからである。故に、パスツール研究所に於て、移民を行ふ地方が、熱病發生の恐れ無き地帯であるといふ太鼓判を押すまでは、家族達を其處に移住させないやうにすることが肝要である。(一九三五年十月七日、東京人民代表者會議所會頭バン・フィルク (Phu-Huy-Luc) 氏の演説)

之等の障害により東京政廳は、移植民事業が、個人の計畫を補助する位では無益であることを知り、眞實人口の集合地を新設するところの集團移民租借地經營を續行することになつた。東京の高臺地と山岳地方に村落租借地を許可することに關して、一九三六年三月二十日、東京の理事長官の發した命令の裏には、かうした意圖が含まれてゐたのである。

此の理事長官令の下に、五百ヘクタールを超えざる集團村落租借地(人口集合地)が、新しい村を創設する目的を以つて租借申込をなした、所定の認定を受けたるフランス市民、臣民又は被保護民に對して、無料貸與されることになつた。即ち、土着諸民族のみでなく、フランス市民も、新規則の恩恵に浴することになつた。「安南人團長」の例に倣つて、移民計畫を「團長」を仲介として實施することになつた。租借地が與へられると、この團長に出來るだけの自由を與へる。彼の義務は、唯一つ、假契約の十五年間に、デルタ諸州から安南人をその租借地に移住させることである。十五年目の終に、之を經營する

者の申請があれば、二つの永代租借地を與へる、即ち無料で百二十五ヘクタールを團長の爲め、三百七十五ヘクタールをその建設せる村の爲めに與へるのである。

警察権だけは、治安確保の爲めに政廳が保有するが、それ以外の権力は、團長に與へられる。集めて来た諸家族に臨む彼の權威は、使用人に對する備主のそれと同じである。彼は、その土地を區劃して、假の特主を定め、移入希望者を許可又は拒絶し、必要と認める小頭とか監督を選定する。愈々永久租借が許されると土地の一部に對して絕對權を與へられる。その土地を、自分の創意、忍耐、努力によつて、長く拓いた團長には、高い官等又は立派な表彰が與へられる。

一九三六年三月二十日の命令によつて、申込者の申込書類は簡單になり、保證金も納める必要無く、その土地の廣告、調査、測量、境界確定等の凡ての費用は、政廳に於て支辨することになった。尙ほ申込者は、資本を所有するや否を證明することも要らないのである。

政廳側では、この新規則は、私人の創意を奨励することにより、土着人口が、高臺地方に流込むことを促進するであらうと期待してゐる。全計畫に關する責任は、創設者たる團長に懸つてゐるから、その成否は、團長の人物如何によつて定まる筈である。東京政廳は『現在の豫算の必要上、本保護領は、その財政の重荷にならないやうな移植民方法を選ぶの餘儀無きに至つた。故に、之が實施に當つては、何等偏見を以つてすること無く、眞面目なる申込は總て之を受納れ、たとへ宗教團體よりの申込と雖も之を公平に取扱ふことが緊要である。佛教徒の諸々の講と共に、基督教宣教師も亦團長たることを得、個人と同様、政府のあらゆる支援を受くるの權を與へる』と言つてゐる。(一九三六年三月二十三日東京理事長官の回章)

デルタの人口を移植せんとする努力は、たゞに東京の山地、高地へ組織的移植を爲さしめるに限らず、海岸地帯へ移住させることも試みられた。これは、紅河が、上流地方から土を洗ひ流して来て、東京灣沿岸に集積した

赤色又は黒色の沖積層地を利用しようといふのである。この土地は、毎年五十メートル乃至百メートル宛、海の方に進出してゐる。

此の國にフランス人の現れるずつと以前から、大官達は沖積層地帯が將來有望であることに着目し、土手を築いて新しい土地を乾かすことをやつてゐた。フランス政府は、之を分割して、デルタの人口過剰地方の人々に與へたならばデルタの過剰人口を緩和し得るであらうと考へた。そこで一九三〇年七月二十三日の總督令により、沖積層地帯は土着人の爲めに取除けて置き、デルタ地方のあぶれた人間を集團的に移住させ以つて、土着人の發展に資するやう決定した。投機の原因にならぬやう、此の新開地の稻田は、非讓渡村有地として各村に分與し、村はその戸籍に載つた村人に之を分割耕作させることになった。

一九三三年十一月十五日、十六日、一九三四年四月十一日、十七日の諸總督令により、沖積層地合計四千畝の地域が、タイ・ピン、モンカイ、クワン・エン、ナム・デイン (Thai-Bing, Moncay, Quang-Yen, Nam-dinh) 諸州に建設された河岸諸村、或ひは人口集合地に分與せられた。この土地の開拓によつて、二、三ヶ月のうちに推定約一萬人を養ふに足る地域が開けたのである。

バッテ・ロン (Bach-Long) では、海水を土手で堰き止めて新地を作る大工事が行はれてゐる。長さ七杆、高さ二・五〇米の堤防構築に、一五二、〇〇〇立方米の盛土を要し、日に二千人の人力を使役した。三、一八六畝即ち約一、一五〇ヘクタールの築堤内面積の半分以上は、五個の河岸村に分與せられる筈である。

残りの一部は、移住民を集めて来た代償として個人所有地として與へ、一部は共同所有地として分配されることになつてゐる。この土地は、五ヶ年間免税である。土地の分與を受けた人々は、十年間は之を使用して設立を容易にする。その後

になると三年毎に、土地の分配を更新する。

こゝから遠くナム・ラム (Me-Lam) に、移植地が選定され、堤防内の地域三、〇〇〇ヘクタールあり、十四個の河岸村に、その三分二が分與された。残餘は、八個の新設さるべき村の用に供することになつてゐる。この開拓の結果、約二萬六千人の人口を養ふに足る地所が出来たのである。これだけの人口が海岸に移住するの一九三六年の中頃までかゝつた。一家族に十ピアストルの金を貸與して、藁葺小屋と小さな庭を拵らへさせた。かやうにして、僅か一ヶ月足らずの間に、二千戸以上を有する村が七ヶ村、地から湧いたのであつた。

これ等の事業は可成り成功してゐるが、然しまだ十分ではなく、^(註)デルタ地方の過剰人口を分散させる爲めには、もつと地所を探して、必要な面積を獲得しなければならぬ。

(註) ルネ・ロバン氏 (Rene Robin) によれば、上記の海を干して作つた新開地には、最大限二十萬から三十萬の人を入られると云ふ。

安南

安南の或る州殊にデルタを形成してゐる部分に於ては、東京デルタ地帯と同様、人間の溢れてゐることについては既に述べた。官廳が、ナ・チアン (Nhat-Khien) 州に、印度支那縦斷鐵道建設の爲めに、この地方に集められて来た工夫達のため十ヶ村を建設して、上記諸州の人口を移植せんと試みたのは、つい最近のことであつた。この種の試案を奨励する爲め、安南皇帝は、一九三六年三月二十四日、諭告を發して、安南の各州に、州移民事務所を設けることにした。

州事務所は、移住に適當なる地所を開拓し、その地に新しい村を建設することにより人口過剰を緩和するの目的を以つて土着人移住民をして小自作農たらしむべき計畫を樹て、之を申告すべきものとす。移住民事務所により建設せられたる各村

は、一村に少くとも三十名の健全なる住民と稻田又は耕作地五十畝を有するに至らば之を同事務所に於て管轄すべきものとす。之等の村に分與したる稻田及び土地の内、その半分は譲渡すべからざるもの、その半分は譲渡を許さるべきものとす。譲渡可能地の半分は、五ヶ年間、之を開拓したる住民に小區劃に分つて、彼等が耕したる平均面積に比例して下附せらるべく、残りの半分は之を公賣に付すべきものとす。

一九三六年五月三日に發せられた總督令により、安南の理事長官は南安、各州移民事務所に關する規則を制定し、各事務所は、地方フランス駐割官を會長とし、安南人州長官を副會長とし、農事に精通せる人々のうちより州當局が選定したる三人の委員より成る實行委員會によつて經營せられるものとした。實行委員會は、移民計畫を樹て、その實施を監督し、移民資金を管理する義務がある。

移民資金は、村及び個人の自由寄附金、新開拓地賣上金及び官廳よりの補助金を積立てるものとす。

(註) 一九三六年十一月十二日の總督令により改正。尙ほ、一九三六年十月二十九日及び十二月十九日の同章參照。

交趾支那

交趾支那に於ける地方移住は、部落移民の型で以つて行はれてゐる。現在までに、二個所で試みられ、一つはラチ・ギア (Rach-Gia)、今一つはハ・ティエン (Ha-Tien) であるが、目的は各々異つてゐる。

ラチ・ギア移住計畫の目的は、土地を持たぬ農民、大家族の父長達、共同耕作地を持たぬ農民及び仕事の無い退役軍人等に移住させるにあつた。金も家も持たぬ等の人々に、經濟界に一地步を保たせ、良い生活の出来る機會を與へるといふのが、政府の目的であつた。この目的達成の爲めに最も良い方法は彼等に安住の地を與へ、殊に土地を得るの機會を提供することであると思はれた。移民村を造るといふことはこれらの要求に應へることである。樹てられた計畫によると、個人は最初の三年間、耕作地及び屋敷地を借用することが出来る。租借は延

期も改訂も取消も出来る。忠實に働いた者には六ヶ年経れば、其の土地を永久に分與する。投機的目的とならないやう下附された土地は譲渡を許されぬことになつてゐる（一九三一年六月二十四日 *L. Dépeche coloniale*）。分與の爲めに選定された土地は、稻田各十ヘクタール許りのもの七百五十割、住宅敷地七百五十割から成り、三個の小部落に分れてゐる。

移住民達は一九三一年四月から入り始めた。金も農具も持つてゐはしなかつた。彼等が集團を作ることの出来たのは、地方廳からラチ・ギアの土着人農業信用組合に委任された四千ピアストルの貸與金があつたお蔭である。

皆な元氣に仕事を始めた。漁獲や材木伐出などで餘分の収入もあつたが、土を掘返すことに一生懸命であつた。たゞ不幸にして、雨期が餘り早く来る期節に臨んでゐたため排水、灌水の工事をする間が無かつた。

十月の終までに新しい移住者が續々やつて来て分配された地割計五百五十個、うち三百五十個には實際人が住込んだ。幸先の可いことであつた。不幸にして、早く雨が降つたその後の日照りがつづいたため第一、第二の種蒔に蒔かれたものは枯れてしまつたから、作物の出来る田の面積はその比例では廣がらなかつた。而も八月の終に百五十ヘクタールであつた耕作面積は、九月十五日には二百五十ヘクタール、十月十五日には三百五十ヘクタールに達した。

最初の刈入れは、極上とは行かなかつたが、それでも相當のもので、次の苗のために根を取つて置くことも出来、また恰度やつて来て少し許りの面積にし、か稻を作ることの出来なかつた家族達に分ける分もあつた。移住者達の使ふ薪も有つた。之を賣つて金にすることは困難であつた、それは交趾支那の東部の小蒸氣船は、今は大抵薪を使はないで油を用ゐるやうになつたのと、經濟界不況で賣行が悪くなつた爲めである。

最近新しい法律が出て、移民村が繁昌することの出来るやうになつた。交趾支那に於ける土着人農業組合結成に關する一九一二年十一月八日の總督令第一條を補足するための一九三一年十二月三十日の總督令が出て、これによつて政府は、移民

村創設後五ヶ年間、移民村住民は、會費を納めること無しに、農業組合會員と全く同様の特權を與へられるといふことを決定したのである。

即ち、移民村の住民に貸與するため一九三一年分として指定された金額は四千ピアストル、一九三二年分は五千ピアストルに増額される豫定になつた。加之、印度支那銀行の配當金中から二千ピアストルを取除けて、之をラチ・ギアに移讓し移民各人の開拓した面積に比例して、獎勵金として移民達に頒與するといふことになつた。この獎勵金の金額は、實際、移民達に貸與される貸金の年賦償還額に相當するものであるから、結局、移民達は、其の年の分の償還金を納める必要が無いのと同じである。

同年中この移民村組合は、會員の會費（一移住者一・五〇ピアストル）、ラチ・ギア州からの補助金、ト・ソン（*Tho-Son*）村役場から村税拂戻の形式で與へられる補助金、並びに村に移住して来た人々の拂ふ此の村自身の村税等の収入がある。

次の苗作期の豫想も極めて有望であつた。溝の構築八軒、それに土手が完成すると、開拓可能面積は、一九三二年四月迄には、一千百ヘクタールに上る見込みである。加ふるに、安南人地主がその小作人に貸す金の一部を貸りて来て、移住民達は義勇的に働いて、市場を建て、糧倉を造つた。最後に、村の共同作業として警察官駐在所を建てることになつてをり、その費用は、此の州の村々の經營費に繰入れる筈になつてゐた。^(註)

^(註) 一九三二年五月十一日、フランス安南評議所載 *A. A. Bahut* の "A Successful Experiment : Settlement Villages in Eastern Indo-China"

ハ・テイエンの方はシャム灣に在る近くの島でやつてゐた或る事業から追出されて、困窮してゐた三千人の労働者を救済するのが目的であつた。これは皆な東京から募集されて来た連中で大抵はカトリック教徒であつた。此の新しい村に貸與された土地に、住宅、倉庫、市場などが建てられ、井戸も掘り、道路も造られた。これらの費用は、農業獎勵金として本植民地豫算に組入れられてゐた金額の一部と、土着人農業信用組合基金から貸與さ

れた金の利子とを合した一萬五千ピアストルの最初の貸與金で賄つた。之等の建築土木工事は總て、村の住民自身の手でやつたのである。住民達が此處に落着くと同時に、耕地を分與したりしても、それは彼等の本領でないから、土地の開拓は巧く行かなかつたであらう。然し、出来るだけ早く、各家族當、稻作等に適する土地九ヘクタールと、家を建てる爲めの九十九アールの敷地とを分與する豫定であつた。

ラチ・ギアでも、ハ・ティエンでも、

當局に於て、移住民達の生活状態に適應した村政役場を設定し、彼等に道德的並びに物質的援助を與へ、創意を奨励し、個人及び集團事業を奨励しようと努力してゐる。實際、同じ訓練の下に導かれてゐる移住民達が自分達の生産業を發展せしめ得るやうな新しい種類の農村經濟組織が生れるかに見える。

また、この移住民村は、常にフランス政治方針の最も著しい特徴である自ら助け、自ら改善して行くといふ精神の一種特別な極めて面白い例として見ることが出来るのである。

尙ほ既に言へる如く、之等の村落の存在は、人口中の浮浪、厄介な人達に影響を及ぼして定住を希求させることになり、やがては社會秩序を促進することにもなるであらう。されば、ハ・ティエン及びラチ・ギアの提供する實例に倣つて、印度支那聯邦の他の方面に於ても同様の試みを爲すべきものと思はれる。(一九三一年六月二十四日 *La Dépêche coloniale* 所載 A. M. 氏 "Colonial Experiments")

聯邦各邦間の移民

前述するところの試験的移民は、單に、散在する小部分の人口に關するものであつて、東京デルタ地方の人口過剩によつて生起されてゐる人口統計學上の大問題を全般的に解決すべき方法を提示するものとは思はれない。眞の解決は、右のデルタ地方から、植民を必要とする聯邦内の部分、即ち交趾支那、柬埔寨、又は老撾へ、集團

移民を大量に送るといふ大計畫が生れて、初めて可能であると思はれる。然るに、斯くの如き大移植は、今日まで、只の一回も組織的に試みられたことが無かつたのである。

一九〇七年、政府が安南人農民達を、家郷より遠く離れた地方に移さうと試みたことは事實である。この場合は、交趾支那のカント (Canton) の行政官が、タイ・ビン州 (東京) で労働者を募集して送つて貰ひたいと依頼して來たのである。そこでタイ・ビンの理事官は、八十四家族三百二十八人を集め、各家に水田四ヘクタール、その上に、食物、衣類、農具を供給するといふことにした。ところが、實際に募集を任された土着人役人達は、そこらからいゝ加減な人間を狩り集め、それを俄か作りの農民に仕立てた。その爲めに、カントに着いた僞農夫達は、農業のイロハも知らず、怠け者で、遊蕩で不正直な連中であつたので、掠奪者以外の者は皆な國元に歸されて、折角の計畫は慘憺たる失敗に終つたのである。(L. Archimbaud 氏一九二九年、一般豫算に關する報告「植民省」七二一七三頁)

北部から南部への移出民奨励の爲めに試みられた唯一の組織的努力と言へば、一九一九年に始つた農園契約労働者として東京人を南部印度支那に移したことであつた。然しこの労働者移動は、眞實の意味に於ける移民奨励事業と言ふことは出来ない。而もその結果は、危険な農業貧民階級を創造するに至つたのである。更に、政府は常に、契約労働組織は、過渡期的便法に過ぎないものであつて、眞に移植の目的を達するには、自然的に移住が行はれて、南部の農園に必要な労働力が、自由意志によつて十分之を供給するに至るべきものであると考へてゐる。

果して然らば、印度支那縦貫鐵道が既に完成したる今日、政府側に於て大規模の奨励法を講じないで、北から

南へ自然に移出民が流れて行くといふやうなことがあり得るであらうか（輸送が容易且つ敏速に行かぬことは暫く措くも）。從來から、自然的な人口移動を阻害し來つた諸障害があつて、之が可能性を疑はしめるのである。安南人は東京の高臺地や山岳地域に旅することさへ非常に嫌つてゐる。それが、家郷から少くとも一千軒の遠い處へ移植されるといふことになる、中々容易なことでは承知しないであらう。その上に次に少しく逃べる必要のある二つの原因があつて問題は一層面倒になる。

第一の原因は、労働者募集について論じた本書第一章に於て注意を促して置いたことであるが、東京の雇主達が、労働者を南に送るあらゆる計畫に反対してゐることである。この反対の理由は、

或る人の意見では、東京の雇主達は、いつでも多数の労働者の供給を保有することにより、低價を維持し、舊式の工場を新式に改造する必要の無しやうにしようといふのである。さすれば、他との競争に敗けないでゆける。然し我々は、さうは信じない。むしろ、東京に在るフランス人達は、此の國の鐵山業の大發展を見越して、この大切な時期に労働力の缺乏を來たしてはならないと考へてゐるのである。さう思ふのも無理からぬことであるが、然し我々の見るところでは、それは杞憂であると思ふ。オセアニア及び南部印度支那が吸収し得る労働者の数は、人口の自然増加よりも、ずつと少いのである。

(L. Archimbaud 前掲報告)

第二の原因は、移民を受けるに適當な或る地方の土着民達が、安南人に對して明かな敵意を抱いてゐることである。たとへば、柬埔寨人、それから柬埔寨人ほどではないが交趾支那人も、東京人は、企業心に富んでゐて深い人種であると考へてゐる。柬埔寨人は、安南人が支那人を怖れてゐるのと同じ位、安南人を怖れてゐるのである。老撾でも同様の恐怖がある。

柬埔寨の安南人口に對する敵意は、今も變らず強いものである。彼等は柬埔寨王國に安南人が來て職人稼業をしたり商人として働いてゐるのは何も言はない。然し、官吏になるとか教員になるとかいふことは反対し、土地を奪ふことには絶対に反対する。本論文を書いてゐる者の如く、柬埔寨人と安南人とが紛議ある土地の問題で、時として激烈な戦争を起す原因の調査に當らなければならなかつた者は、この人種の對抗、この隔世遺傳的憎惡の殘存することを否定出来るものではない。右の戦闘は一世紀以上クメール (Khmer) の支配から解放されてゐたチャウドク (Chaudoc) 州に於て闘はれたのである。この紛糾解けざる敵同志の間を、仲裁しようといふフランス政府の役目は、容易なものではない。(一九三五年二月十八日「佛領印度支那」紙上、Henri Le Gruncheux の "Où va le Cambodge.")

安南人の老撾への侵入については、老撾人の高官、老撾政治行政監督官ティアラ・フェトサラト (Tino Phetsarath) 閣下が、France-Indochine 記者との會見談に於て述べた意見が一九三一年の初に載つてゐた。即ち、

老撾人は、安南人移入民を必要としない、費用がかゝり面倒を起すだけのものである。移入民が來ると、老撾人は押退けられ、舊來の制度習慣を棄てなければならぬことになる。移入したからには老撾の法律、規則を守るべきであるに不拘、彼等は決して之を守らず、老撾に入つた安南人は「法律外に」置かれ「國內に別國」を形成し、以つて「承認さるべからざる特權」をもつと生活してゐる。かゝる状態では將來重大なる問題を生起すべく、遂には、老撾人をして、老撾を棄て、シヤムに行き、大タイ民族の懷に飛込ませることになること必定である。由來タイ國民は、河を越えて同じ血を分けた老撾人の來り結ぶのを歓迎してゐるのである。

右の聲明は、安南人側では之を否定し、我々は老撾人に對して何等の敵意も抱かず、老撾の國土を侵害したり占領したりする意志は毛頭無い、と云ふ。實際から言つても、今日、安南人移民の爲めに開かれた門戸は、普通考へられてゐるよりも、ずつと狭いものである。それに、鐵山とか道路、鐵道工事等に雇はれて行く者もあるが、

それらの坑夫や工夫は、本質的に定住すべき質の者では無く、嚴密な意味に於て移住者といふことは出来ないものである。たゞ、安南人が老撾で米を作ることを許された場合にのみ、移入者として發展の機會があるのである。農業移民は、却つて老撾の安定、繁榮を助ける一要素を爲すと見ることが出来る。(一九三一年三月二十七日「佛領印度支那」紙上、Pham-Quynh の "L'Immigration annamite au Laos")

一九三一年十一月、當時の植民大臣ポール・レイノー氏 (Paul Reynaud) 氏がたま／＼印度支那を訪問したとき、ヴィアンティアン (Vientiane) の安南人植民地は、彼等の意見書を氏に呈上したが、その中に次の諸點があつた。

- (一) 安南人移民は、老撾の爲めには肝要な人間である。好むと好まざるとに不拘、老撾人は孤立主義を止めて、聯邦の各人種と協同しなければならぬ。然るに老撾の土着人はその必要な努力が出来ない。
- (二) 現状に於ては、老撾の進歩は、全然、聯邦政府の補助金に依存してゐる。今後老撾は、たゞに自らの費用を自ら賄ふ工夫を爲すべきは勿論、その天然資源を開發して印度支那經濟界に重要な役目を果たすべきである。
- (三) 印度支那全體の幸福は、聯邦の何處かで、隨時發生するところの紛争の主な原因を成してゐる、東京の過剰人口の捌口を、老撾に求めるや否やに懸つてゐる。
- (四) 老撾への安南人移民は、特に次の注意に隨つて、之を奨励することが必要である。
 - (a) 本問題に關する各州長官の意見區々なるを矯め、安南人移民に關する一貫した政策を採ること。
 - (b) 安南人の子供と老撾の子供の爲めに、同等の教育施設を爲すこと。たとへば、理事長官の發した布告により、老撾の國立學校は、老撾に居住せず隨つて老撾に税を納めない安南人家族の子弟に對して其の門戸を開ざした。然し、これらの家族の納めた税金は、聯邦の一般豫算を増大せしめ、その金によつて、老撾の社會的諸機關の多くが建てられてゐることを忘れてはならないのである。

(c) 安南人新移民者の税を免じ、以つて、移住當座の費用支出に便すること。

(d) 安南人に市部及び地方に於て土地を獲得し得る便宜を與へ、安南人移民の最初の母體が根を下すべき諸地方に新移民者が定住することを可能ならしめること。

(e) タケクからタン・アブ (Thakhek, Tan-Ab) に到る鐵道を完成して、老撾をその孤立から救出すること。(一九三二年四月十三日 La Tribune Indochinoise によつて)

もつと近いところでは、一九三四年十二月から翌年四月に開催された、フランス及び海外領土經濟會議に安南人代表として出席したヴィエン・デ氏 (Vien-Dé) は、社會厚生委員會の席上、印度支那の人口問題が討議されたとき、同委員會に次の提案を爲した。

- (一) 印度支那南部に於ける反安南人運動を中止せしむること。
- (二) 東埔寨に在る安南人兒童を、フランス人諸學校に入學せしむること。
- (三) メコン河デルタの適當な地に、移住することを奨励すべき方法を講じること。

困難な問題であることは容易に解る。安南山脈と支那海の間に挟まり、國土の中は山が楔を入れてゐて、狭い平野がこゝかしこに散在する國柄であるから、安南人は、印度支那のうち人口の少い部分に移つて落着かなければ、その過剰人口をどうにもならず困惑してゐるのである。他方、少數民族も、その土地を適當に奪はれないやう保護してやらなければならぬ。これを保護するフランス政府には、勿論、弊害を防止し、此の國の各方面に調和平衡を齎すべき責任がある。

印度支那政府は、印度支那縱貫鐵道の竣工に不拘、上述したる諸困難があつて、自然的に移民の行はれる望み

が無いといふ結論に到達した。そこで、移民運動を慎重に組織し、出来れば、同じ村の家族達を集團的に移住させなければならぬといふ考になつた。さうした家族達の酋長を指導者とすれば、彼等は人々を一緒に纏める力を持つてゐるから、移住地に到着した直後、前と變らぬ生活が出来て、東京人が、確り其處に定住するであらうといふのであつた。最初の大規模移民は、印度支那のトランス・バサック地方に移民地帯を設定し、之を東京からの移民に限つて用ゐるやう準備するのが可いと決つた。

一九三六年の初、西貢に開かれた或る委員會のこの意見を耳にするや、交趾支那の政府は、總督に對して、ラチ・ギア州の二ヶ村に各五百家族を入れるべき計畫を具申した。總督は此の申出を許可し、大切な試であるからといふので、移民の旅費と定住入費は、一般會計から支辨することに決定した。東京の理事長官は、渡りに舟とこの提議を承認した。然るに、交趾支那に設けられた東京人移民委員會は、その後、同申込を再審議した結果、この計畫を縮小して、次の如きものにした。

(一) ラチ・ギア州の新開地に、最初の百家族を、一九三七年に移住させる。毎年百家族づつ入れて三百家族に到らしめること。

(二) ソク・チアン(Soc-Tiang)に於て、一旦開拓して置きながら、信用組合からの借金を踏倒して去つた人々の残した稻田を五十家族に貸與すること。

(三) 目下考案中の標準的契約に基き、交趾支那の大地主が雇入れべき東京人農夫を個人的に募集すること。西貢に設立すべき東京人移入定住民事務所が、右の政策の實施を指導監督するといふことである。これによつて見ると、交趾支那の東京人移民委員會の最後決定案は、極めて小規模のものである。この原案縮

小については東京理事長官が遺憾として、一九三六年十月の人民代表者會議所の發會式席上、次の如き演説を行つた。

この六百人位に限られた縮小案では、東京の過剰人口問題の解決には役に立たないと考へる。かゝる少數の基本移民を試みても長續きはしないと斷言して可いと思ふ。といふのは、東京人は、その冒險の始りにあたつて、彼等の數が多く、其く纏つて、生活も結構だと感じなければ、交趾支那に永住するやうなことは爲ない。それで、本官は、交趾支那の知事閣下とも相談の上、西貢に一人の政務官と二人の高等官隨員とを派遣して、先方の事情を研究し、兩國の立場を妥協せしむべき實行案を樹てさせることに決めた。

交趾支那の知事も、右試案は、小規模に過ぎると認めた。交趾支那植民地會議が、交趾支那の西部に東京人地帯を設定する爲めの二百萬ピアストルの豫算を審議してゐたとき、一安南人代議員から『斯くの如き重要な事業に對する豫算としては少な過ぎはしないか』といふ質問を受けた知事ピアジェ氏(Paige)は、『それは本官も同意見である。我々が希望するところの五萬人の東京人家族を移入せしむるに必要な額は、數年に亘つて總額五千萬ピアストルに及ばなければならぬ。八百萬といふ大人口を擁し、米の最良の顧客たる東京を救ふことは、まさに交趾支那の義務である。』^(註)

(註) 一九三六年十月交趾支那植民地會議。同じ會議に於て、一安南人代議員は、交趾支那政府は、玉蜀黍の出来る東部諸州に於ても東京人地帯を設定することを考究すべきであると提議した。

かやうな次第であるから目下の處、試案に過ぎないものであつて、組織的移民が實際に始まつたとは言へないといふのが一般の一致するところである。然し、本議案について生起した人々の意見の方向から見ると、本問題

全體が一層明確な様相を表はして来る可能性がある。^(註)

(註) たとへば、東京人移入民委員会の活動を見よ。(一九三六年三月二十六日交趾支那官報七六〇—七七〇頁)

この人々の意見の方向から見ても、過去の試みの功罪から結論しても、移民に成功すべき諸條件を次の如く要約することが出来るであらう。

(一) 心理的條件——安南人の性格を考慮に入れること、特に次の諸特徴に注意すること、即ち生れた村に対する愛着、創造力及び冒険心の缺乏、悪靈及び病氣に對する恐怖。之等の心理的特性は、移出の大障害となるものであつて、殊に、安南人を山地に移住するやう奨めることが六ヶ敷く、安南人は山地と云へば、『惡道路と不良飲水』の地として怖氣づくのである。然しこれについては、科學が進歩してゐるから、完全に健康に良い移住地を創設することも出来ないことはない。移住させる前に、必ずマラリヤ撲滅施設をなすべきである。安南人の戀郷心に關しては、暫くの間は、故郷の村の共有地に分前を續いて持たせて置いて、自分の方から自然にその權利を放棄するのを待つやうな方策が必要である。東京人移入民委員会は、之を最主要的な點であると考へてゐる。『若しこれを出身國が賛成しないとすると、萬事休すである。東京人は、また國元に歸つて来るのだといふ希望があつてこそ、故郷を離れるのである。』安南人が創造力を缺いてゐることについては、或る解決方法が必要であつて、殊に、『團長』の役目が大切になる。安南人は、皆で一緒にやるといふことに馴れてゐて、自分獨立で農業をやるといふことになるかと丸で駄目で、困難に打ち克つことが出来ない。人に交渉したり、方式に合ふやうにしたりすることは大嫌ひで、誰に、どう申込をしてよいやらサツパリ分らぬのである。始終指導してやらなければ役に立たないから、そこで『團長創立者』にこの大切な役割を演ぜしめるといふ一九三六年三月二十日の總督令案は、實に機宜を得たるものである。

(二) 社會的條件——移民計畫に於て安南人の個人的心的狀態を考へるだけでは未だ足りない。安南人の傳統的社會組織及び安南人生活の樞軸を成すところの二つの制度につき大切に考慮を拂つてやる必要がある。二つの制度とは即ち家族制度と村落制度とである。移出民は、家族集團に行はなければならぬ。これについてはポール・ベルナル氏が數個の示唆を試みてゐる。家族の爲め(讓渡不可能の家族財産)及び村の爲め(共有財産)特權を保持せしめると同時に、家族の世襲土地が、代を經る毎に益々小さく分割されて行くのを防止すべき方法を講じてやらなければならぬ。貸銀労働者を移植するといふので無く、家族單位の契約を結ばしめ、所定の條件が備つた上は、一定の時期に土地が其の家族に與へられるといふのでなければならぬ(ポール・ベルナル氏前掲書二九二頁)。村の結合を保つことについては、嘗てビエール・バスキエ氏が一九〇七年に興味ある提案をした。即ち、各村から數個の家族を選んで之を先づ移住させ、元の村と同じ名稱の新しい村を作らせると可いといふのである。かうすれば移住して來た人達は、故郷から遠く離れ傳統的風習も失つたといふ感じも少く、安心して落着くかも知れない。又、元の村と新しい村との接觸持續に關して、バスキエ氏は、兩村の組合のやうなものを作つて、元の村が新しい村に資金を貸し、新しい村から擧る利益を預けて貰ふといふことにしたらよいであらうと言つてゐる。この考案は、東京土着人顧問會議が採用したことがあるが、これを今一度試みて見たら如何かと思はれる。

(三) 經濟的條件——移民計畫は、移住した人々に、新しい土地で外部からの僅少の補助で生活の出来るやうしてやれば、盛になるであらう。食料として必要な收穫物を耕作すること、畜産、漁業、手工業を奨励すること

に先づ注意してやらなければならぬ。このことは當然に移民が現實に行はれぬうちに、當局が移民計畫を充分に研究して行くことになる。この準備に於ては、生産に影響する種々の要素を考慮に入れる必要がある。即ち該土地の氣候、土壤、作物の適否、耕作法等々について調査するのである。移民は村を建て、土地の準備(測量、道路、水渠、住宅小屋等)が出来た上で、初めて之を行ふべきである。移民の選擇については特に注意を拂はなければならぬ。東京人移民委員會は、この點に力點を置き『從來の東京人の交趾支那移民計畫が何れも失敗に終つたのは、眞實の東京農民が募集されなかつたところに原因がある。從來應募した移民達は、田園地方では鼻つまみもの、町の浮浪人だの、元は農民であつたが悪習に染まつて墮落した人間たちであつた。故に、今後はもつと合理的な方法で募集することが肝要である』と言つてゐる。勿論此の問題は、移民を送出す方の側のやるべき事項である。それで右委員會は、移民委員達を選任して、適當な移民選擇法を考案せしむべきことを提議した。

(四) 財政的條件——之等移民事業に必要な諸事項は、主として政府の關係すべきものである。故に、當局に於て、優良なる移民を得たいと希望するならば、交趾支那の大地主達が自己の土地開拓の爲めに採つてゐると同じ方法を用ひなければならぬ。即ち、政府に於て、總て必要な物資を移民農夫達に提供することである。政府の補助は、たとへば、次のものを含まなければならない。(一) 移出民の旅費、(二) 彼等の住宅建築費、(三) 穀及び金を貸與し、その土地から十分の收穫が擧がる年即ち大凡五年目から返還を始めさせること。扱てさうなると、問題は資金を要するが、それを如何するかといふことになる。^(註) 政府はまた、貸與した土地の開拓期間中、免税することも考へなければならぬ。

(註) 東京人農夫の一千戸を移住させる爲めには、政府は十八萬ピアストルを準備しなければならないと見積られてゐる。これは、五年目の終には、年利六分と踏んで、元利總計三十四萬七千八百五十ピアストルになる。(一九三六年六月三日トリビューン・アンド・シノワーズ紙上、Le Quang Lien 氏論文『移民計畫は大規模なるを要す』)

(五) 行政的條件——前述せる諸條件の簡単な記述を以つて見ても、移民計畫は、有力な役員を有する専任事務所を設置し、實際の經驗から割出した方法により、十分に確められた政治上、民族上及び經濟上の資料に基く計畫に従つて仕事をさせることが必要である。^(註)

印度支那政府が、試験的時期を終り、大規模の計畫を樹立することになつた暁は、アフリカ政府の例に倣ひ、右の如き事務所を設置するがよい。アフリカ政府は、フランス領ニグロ植民地に於ける移民計畫遂行の任務を、その目的の爲めに特設したニグロ事務所に委託したのである。ポール・ベルナル氏も、移民計畫の各部分の仕事を集中的統一的ならしむるためには、官吏の一團體を特設すべきであると言つてゐる。この官吏達の任務は、(a) 貸與地の準備、(b) 各移民の作るべき作物の選定、(c) 農事について指導を與へること、(d) 政府の貸附金を分配すること、(e) 各移民の支拂ふべき税金の取立、である。これらの役人達は事實に於て、全般の移民事業と移民各個との間に立つ仲介者の役目を果たすわけである。最近の東京の法律に指定されてゐる『團長創立者』等は、右の役人達の任務を大概遂行することが出来るであらう。然し、之等の地方官吏達の仕事は、將來設立せられることあるべき強力な中央事務所によつて調節統一する必要がある。^(註2)

(註1) これは印度に於て行はれた方法であつて、灌漑された地方の初めの移民中心地は、暫くは不確實であつたが、やがて成功を見るや、政府は、パンジャブの全無人境に、この農業發展計畫を擴張施行することに決定したのである。

(註2) フランス及び海外領土經濟會議(一九三四年十二月—一九三五年四月)は、ニグロ事務所の組織と同様組織下に、印度支那移民高等執行委員會設定の希望を表明した。

第四篇 特殊勞働者

第一章 亞細亞人移民

第一節 支那人

支那人が最初に印度支那に移住して來たのは、信賴すべき記録によると十七世紀の終り頃であつた。歴史家の記すところによれば、一六八〇年に、數千名の支那の兵隊が、ツーラヌ(Tourane)に上陸し、ドンナイ河(Dongnai)の廣大肥沃な平野に定住することを、安南國王に許された。東京の國境は、久しい間、政情不安の廣西、雲南諸省から來る掠奪徒團の通路になつてゐた。その上に、支那の港から安南の港へと、季節風(モンスーン)のまに／＼漂うて來る支那移民の流れが盡きなかつた。大抵は團體を組んでやつて來て、それから町或ひは田舎の市場に散らばつて流込み、巧みに商賣を擴張して行つた。

支那人は商賣や金貸が非常に上手で、金のことには不注意で單純な安南人を相手に、易しい巧い商賣をやつたのである。フランス人が印度支那に來る以前、支那人は、全國に不動の地位を占めた。その才能と、安南人が彼等を歓迎優遇した爲めであつた。安南の諸制度が支那流に樹てられた爲め、支那人達は安南人と同じ民權を保有し、安南人と同じく、土地財産を賣買することも、結婚することも、遺言することも、商業をやることも全く自

由であつた。

然し、安南政府は、政治上の理由と、府統制上の便利の爲めに、支那人を部落、即ち『ベング』に纏めることにした。その各ベング（組と譯すべきか）に組頭を置いて、政府に對するそのベングの行爲を監督させた。この觀念は支那人の風習にも合致したので、ベング頭の下に、治安を保持し、納税の義務を盡すことになつた。交趾支那に移住て來した支那人移民の數は、安南や東京よりも多かつた。それは交趾支那は人口がまばらで少く、土地は肥えてゐる、商賣の發展に最も便利な水路が四方に開けてゐるといつた國柄であるからである。また東埔寨にも始終支那人が、いくらかづゝとけ込むやうにして入つて來た。支那人達は、支那の内亂の慘禍を逃れて、四川省や雲南省の高地からメコン河及びイラワディ河等の谷を通つたり、支那海に臨む支那の各港からジャンクに乗つてやつて來た。然し、安南に入つた支那人達は、本國支那に歸つたり復た來たりして始終浮浪の人口を形成してゐたに反し、一方、東埔寨に入つた連中は、落着いて大抵は良い生活をし、此の國の二つの主要商賣である農業と漁業を營んだ。東埔寨では、支那人は土着民と同じ民権を有し、東埔寨の法律は、すべて支那人にも適用せられたのである。

一六八〇年に印度支那に入つた數千名の支那兵隊と、その他の種類の支那移民多數は安南人の女と結婚した。その間に生れた子供達は、最初は支那人と考へられてゐたのが、一八二九年以後安南臣民として取扱はれることになり、各州の特殊部落に集められた。それからは、安南人と同じ政治上の權利を賦與され、安南王國の官吏になることも許された、これは父祖達には決して許されなかつたことである。

支那人達は、安南人が、いつも金を借り度くて困つてゐるのに付け込んだ。年利六割といふ高利の金を貸して返金の出來ない農民から米を奪つた。間も無く鹽、酒、阿片等の市場を獨占するに到つた。要するに支那人は、安南人を借金網の網に引掛け、安南の全商業を自分の手に入れて、與へられぬ政治上の權力に代ふるに、より以上巧みな而かも專制的な財力を以つてするといふことに成功したわけである。

フランスが印度支那を占領しても、此の状態には眼に見えるほどの變化は來なかつた。此の國に永い間確固たる地位を占め安南語を話し得る支那人は、多くの點に於て、征服者と被征服者との間に立つ有用な一環を成すものと思はれた。かくて支那人は、フランス占領軍の調達人と成り、フランス政府は、支那人をして直接税金の取立を請負はせることさへした。元のベング即ち部落組織は、フランス人は之を大切に存続させた。これは、フランス當局と支那人植民地との關係を簡易ならしむる便があつたからである。今日でも、この部落は、印度支那に於ける支那人移住の基礎となつてゐる。また此の部落組織は、支那人移民が、本國では持つてゐたがこの外國に來てはそれが無くて困つてゐる所の慈善並びに相互扶助の組合結社の埋め合せをなすものである。部落は、新移民に食料と家を供して、仕事の見付かるまで助けるのが普通である。部落は新参者の爲めに家族の代りとなつて、金も貸す、忠告助言もする、間違つたことや紛争を判断してやる、宗教上の勤めを果すやうに助ける、病氣の折は慰め、葬式の費用を出してやり、貧乏で死んだ時は、彼の遺骨を國元に送還することまでやつてやる。支那人は、よく、自分の部落のことを、わしの家だ、わしの銀行、わしの裁判官、わしのお役人だと云ふ。

右の部落組織は、交趾支那では、一九〇六年十月十六日に總督の發した總督令によつて公然認可せられ、細則も定められた。同様の規則が、東京に於ては一九一三年十二月十二日の總督令、東埔寨では一九一九年十一月十五日の總督令、安南では一九二八年九月二十五日の總督令に従ひそれ／＼制定せられた。極めて僅かの相違はあ

るが、この四つの總督令は同じ條項を含んでゐる。そして、移住に關し、組頭の選舉に關し、またその任務に關する規則を規定してゐる。また、從來支那人が特殊税の課せらるゝことを拒んでゐたのを、人頭税を課することにした。たゞし此の人頭税は、一九二〇年以來（個人税の代りに）歐洲人達も納めてゐるものである。一九三五年九月九日と十月三十日に出た總督令により、支那人に課せらるゝ人頭税は爾後『特權的地位を許された外國人に課せらるべき人頭税』と呼ぶことになつて、支那人の自尊心を満足させた。

フランスが印度支那を占領した當座は、政府當局は、支那人移民達は、労働者の缺乏してゐる方面に向けて労働力供給の資源になし得ると考へてゐた。そこで、支那人を募集して、黄麻農園、茶農園等に送つた。然るに支那人移民は直ぐに方向を變へた。少し金が溜ると筋肉労働を棄て、商業を始めることが忽ち分つて來た。商法にかう容易に變れるのは、支那人部落の互助精神のお蔭である。支那人が印度支那の經濟史に大なる貢獻を爲したのは、實に彼等が商人或ひは仲買人として活躍したからであつた。

シヨロンは全くの支那人町で、支那人の役場で治めてゐる町であるが、之は此の半島の大米市場である。こゝには二、三の蒸氣工場、無数の手動脱穀場がある。現在、支那人は、印度支那の米市場の主であると云ふに議論は無い。……概して言ふと、本植民地とシンガポール及び支那間の輸出入貿易は全く支那人の手中に握られてゐる。……支那人は立派な船乗である。フランス國旗を押し立て、交趾支那の河川を通ふすべての船は、支那人所有で、支那人の水夫が乗組んで居る。町々や内地の村々では、支那人は、雜貨屋からレストラン、靴屋、服屋、藥屋、菓子屋、硝子屋、印刷屋、寫眞屋、寶石屋、それから兩替屋などの商賣を營んでゐる。支那人雜貨屋は驚くばかりの商賣上手で、お客の嫌な物は引き取る、夜は遅くまで店を開いてゐる、いつでも町でニコノノ愛想がよい。この萬屋は、歐洲人にとっては實に有難い店で、歐洲の品物を、入費ばかり掛るフランス人の店では出来さうも無い安い値で賣つてくれる。……支那人はまた兩替をやる。それで、銅貨、

ニッケル貨、ピアストル紙幣をしこたま溜め込むのである。支那人は、滅多に交趾支那では農業をやらない。これは安南人は、支那人に農業を奪はれるのを嫌つてゐるのにも因るのである。(René Duhreuil 著 De la condition des Chinois et de leur rôle économique en Indochine. 一九一〇年版)

一八七九年、交趾支那の支那人數は四萬四千人であつた。それが一九二八年の終には、二十五萬人に達し、うち西貢が七萬五千人、シヨロンが九萬五千人であつた。同年、印度支那全體の支那人々口は四十萬二千人であつた。經濟界不況の爲め支那人の移入が中止し、シヨロンの支那商店は閉店するの止む無きに到つたもの多く、相當數の支那人が歸國した。然し、一九三四年以來また支那移民が復活して、一九三六年七月一日現在の全印度支那に於ける支那人數は次の如くなつた。

安南	一一、〇〇〇
東埔寨	一〇六、〇〇〇
交趾支那	一七一、〇〇〇
老撾	三、〇〇〇
東京	三五、〇〇〇
計	三二六、〇〇〇

過去に於ける支那人労働者の働きは、雲南鐵道の建設の如き土木事業については政府に貢獻するところ大であつたが、現今に於ては、どの點から見ても、印度支那に於ける支那人労働者時代は、既に去つたと云ふことができる。支那人の中には、全然農業者がゐないわけではばい——即ち、東埔寨や、交趾支那のシャム灣に臨んだ地

方の胡椒農園を所有して、之を耕作してゐる者達が在る。その手数のかかる作物を科學的にやることは實に上手であるが、支那人は決して稻田に働いてゐない。たゞ支那人と柬埔寨人の混血兒の頑丈なのが、土着住民と同じやうな生活をしてゐるだけである。町で手工業をやつてゐる支那人もあるが、支那人は何よりも商人である。交趾支那や柬埔寨では、村々で、小賣商を営んでゐる支那人を屢々見かける。

支那人達は、商賣の中心地とし云へば必ず主要な地位を占めてゐる……支那人の白い數階建の住宅兼商店は、夜になると折戸を閉める。それが安南人の店や行商人のみじめな藁葺小屋を壓倒してゐる。支那人商店は、本通りや埠頭に誇り顔に立列んでゐる。……

頭を剃り、人の好きさうなニコ／＼顔で、太鼓腹を抱へてゐる支那人は、店員達と一緒に店先で簡単な食事をし、夕になると、算盤片手に、巧みに賣上げの勘定をやつてゐる。妬み憎んで見ても、支那人の威勢は、今更どうにもならず、安南人は娘を支那人に呉れるのである。支那人は、其の地方々々の資源を精しく知つてゐる、土語は出来る、人々の需要を知つてゐる。そして安南人達をおだてたり、助けたり、騙したり、あらゆる機會を利用して、自分も他人も満足するやうに商賣をやる。

支那人商人達は、多くは、貧窮から身を起した者である。或はショロンの埠頭で米袋を擔いだもの、ガ／＼を鳴らし、ストーヴを運び、食物箱を肩にして街上を歩き、家鴨のスープや鶏肉汁を呼賣した者もあつた。儉約をして金を溜めて、時には俄かに成金になつた者もある。さうした金貨の手代達は、米がどんな出来であるかチャンと心得てゐてその國の財布を狙つてゐるのだ。田植と刈入れの中間期に米が無くなる頃を狙つて、商賣と高利貸を一緒に働いて、乏しい農民にこれから刈る米を擔保に金を貸したり、立穂の作物を前買ひするのである。奪取つた米が倉に一杯になればもう占めたもので、米價を吊上げ、自分が暴利を擱めるやうな潮時を見て賣出すのである。支那人は、老舗の未開地にある市場まで出かけて小賣人や安南人クーリー達に會つて、極めて高價な物即ち上部東京の

棺用材、安南の肉桂樹、藥草、小豆蔻、松脂、大茴香の種子、ベンジン、さては阿片まで買占めて、狡猾に仕組んだ密輸をやる。米のほかに、玉蜀黍、棉花、蘭草、魚類、獸皮のストックを持つてゐる。ずつと以前には、支那人は外國貿易の組織者でもあり受益者でもあつて、數世紀間、歐洲製の綿製品を賣つてゐた。正直かと思ふと狡猾、心が分つて居るやうに見える中々分らないところがあり、從順さうに見えてゐて、それで同化しないといふ恐ろしく矛盾した性格の混交してゐる支那人は、フランス人が入つて來たために餘計に利益をせしめた。印度支那を變造した支那、今でも大なる影響を及ぼしてゐる支那から來た者として、支那人達は、印度支那の向上の爲めに大いに活動し、なくてはならぬ人間となつてをり、またその事を自分でも知つてゐる。 (Charles Robequain 著 L'Indochine française 一七七一—一七八頁)

東京には、二、三ヶ所、支那人労働者の大群のゐるところがある。鑛山では安南人よりも支那人工夫を喜ぶ、賃銀は高くつくが、ずつと定着してゐて、勤勉で、生産高も多いのである。カン・エン諸州の鑛山地方には、約四千五百人の支那人がゐる (Pierre Gourou の Le Tonkin, 二五九頁) 幾人かの支那人が山岳地方で農夫をしてゐる。支那商人の數は、交趾支那よりは、ずつと少い。比例に於ても實數に於ても少い。理由は、東京の小賣店は安南人の獨占であり、鑛山業は支那人なしですましてきてゐる。他方、支那人は、米の賣買を一手に握り、その他の商品についても、半卸商の約半分は彼等が占めてゐる。

印度支那に於ける支那人の勢力については意見が分れてゐる。ある人々は、支那人が此の植民地の商業を確保してゐるのは危険である。なぜならば、それから上る利益は皆な支那に送つてしまふから、本植民地の富は、經濟的發達に比例し増大しないからであると言ふのである。また、支那國民が、増加し續けてゐると、いつかは政治上の難問題が起るであらうといふ心配もある。これに反して、ある人々は、それは支那人も印度支那で金を儲

けるに相違ないが、米を作る安南人も富んで来る。それは安南農民が働く爲めばかりではなく、支那人の経済的
活動の結果、労賃も値上りとなり、土地も騰貴し、資本も増して来るからである。支那人は、印度支那の爲めに
は、酵母のやうなもので、生産を脹らまし、富を造らせるのだ。又、支那人は本國に莫大な金を送るけれども、
一方、交趾支那に落す金も少くはないといふのである。

或る最近の事件の爲め、印度支那に於ける支那人の地位が大變化が来るかと思はれる。

一九三〇年に締結された佛支條約は、一九三五年八月四日から効力を發生したが、それには、印度支那在住の
支那人に、少くとも最惠國民と同等の取扱を與へるといふことが保證されてゐる。その結果、今や支那人は英國
人やアメリカ人と同じ權利を法廷に於て認められることになつた。そこで、安南人よりも有利な地位に立ち、殊
に労働立法に關して有利である。その上、支那は、印度支那に領事を派遣することが出来るやうになつたから、
かういふ新事情の下に、支那人部落が、どういふことになるか面白い觀物である。理論的に言へば、消滅するの
が本當である。然し、一九三五年十二月六日の總督令は、この支那人部落を法人團體と見做すことになつて部落
制度を一層強固ならしめた。それは從來無かつた特權である。この總督令は、支那人自身の利益の爲めに、部落
制度を保存する必要があるとしてゐる様である。若し之を廢止した場合には、支那人が非常な困難に陥ると考へ
られたものと思はれる。^(註)

(註) 支那人は、アジア人移民の大部分を占めてゐる。即ち一九三六年七月一日現在の統計によると、印度支那在住外國人
中のアジア人にして、支那人以外の者(印度人、タイ人等)は僅か六千人であつた。

第二節 爪哇人

交趾支那の農園業者が爪哇人労働者を雇備したいといふ申請に對し、久しい間、蘭領印度政府は之を拒絶して
ゐた。一九〇六年初めて、印度支那總督が爪哇に使節を送り、蘭印政府は雇主側で相當の保證を爪哇人労働者の
爲めに與ふる事を條件として、労働者の移出を許可することになつた。一九〇六年の終頃、フォルケンベルク・
エーゲンシー(取扱店)は、印度支那總督に、爪哇人労働者移入の取扱をなさんことを申入れ、本植民地に於
ける移入爪哇人取扱の許可を受けた。

爪哇人に適用さるべき印度支那の法律は、一九一〇年三月八日の總督令、一九一三年五月二十日の總督令及び
一九一六年十月二十八日の改正令によつて規定せられてゐる。
之等の法律の諸條項を要約したものは次の通りである。

本植民地に爪哇人労働者を雇ひ來らんとする農業又は鑛業事業者は、先づ、其の事業の情況、地域、耕作物等の性質及び
移入せんとする労働者の數につき明細書を添附して知事又は理事長官宛許可を申請することを要す。雇主に於て雇入れんと
する労働者達に、雇備契約に記されたものゝ外、前貸を爲さずまた契約満期に到るまで前貸を爲さざることを約束するときは、
之を許可す。

雇備契約は、當該事業の事業主又はその正當な委任を受けたる代理人に於て、労働者の本國に於て締結せらるべきものと
す。募集する労働者の最低年齢は十八歳と定む。契約書には諸多の條項の外に、當該労働者の身元、労働の性質、その仕事
の場所、契約期限、休日數、一日の労働時間、賃銀の算定及び支拂の方法、労働者が宿泊所、食物、醫療を受取るの權利、
前貸金額、歸國に關する條件について明細に記載することを要す。

各労働者は、賃銀の他に、同居を許されたる家族の分も合せて、健康な宿泊所、及び食物を雇主の支辨に於て、供與せらるゝの權を有す。労働者及び其の家族の爲め、飲料水、醫藥、醫療を無料供給すべきものとす。外科手術は、歐洲人醫師に行はしむべきものとす。

當人の承諾あるにあらざれば、労働者を、その配偶者及び幼少の子供と別居せしむることを得ず。休日及び公休日以外、各労働者は一日十時間就役するを要す。

婦人には過度の労働を強ひることを得ず。産後一ヶ月の休暇を與へらるべきものとす。病氣に罹りたる労働者は、その全快するまで無料にて食物を給與せらるべし。就役中、その仕事に不適當なること確認せられたる労働者は、雇主の支辨に於て國元に送還せらるべきものとす。

勞役中死亡したる者は、雇主に於て之を鄭重に埋葬すべきものとす。人夫頭は、自己の雇はれを同一鐵山に雇はれある労働者達と如何なる商取引をも爲すことを得ず。

雇傭契約は、双方の同意、又は労働者の肉體的能力が仕事に耐へざるとき、又は一ヶ年勤務したる後、三ヶ月の豫告をなし、總ての借入金返済し尙之に五十ピアストルの償金をつけて労働者が之を申入れたるとき、契約を解除することを得。

雇傭契約は、双方の同意あるに於ては、満期の三ヶ月前に、之を更新することを得。各労働者は、自己直接に、又は雇主又はその代理人を通じて、行政當局者に、不満のあるところを告訴することを得。

本法律に定義せられたる契約の違反事項は、普通の法廷に提訴せらるべく、簡易なる警察罪を以つて處罰せらるゝものとす。

近年は、印度支那の雇主達は、殊に不況時代には、爪哇人労働者を雇入れることは費用が嵩むと言ふので、漸次、契約の満了と共に爪哇人と再契約をしないやうになつた。一九三三年十二月三十一日現在、交趾支那の各農園に雇はれてゐた爪哇人數は、僅かに二百十名（内八十名の婦人を含む）、翌一九三四年十二月三十一日までに七十九人（内女八人）に減少した。

第二章 歐洲人労働者

印度支那の労働者は、殆んど全く土着人である。歐洲人（フランス人及びこれと同等のもの）は、實際上、支配人又は監督人として使用されてゐるのを普通とし、筋肉労働者では無く、農業、工業或ひは商業會社に屬する有給社員である。^(註)一九二九年、約七千人のフランス人が、支配人、監督者、或ひは技術員として、印度支那に在住してゐた。内、東京に一千九百二十二名、交趾支那に四千四百九十四名、安南に五百九十一名、柬埔寨に三百四十一名、老撾に八十四名であつた。其の後、失業状態に關する報告があつたが、それによつて、經濟界不況のため印度支那在住の被傭フランス人の數が相當減少してゐることが分つた。フランス人以外の歐洲人及びこれと同等に取扱はれてゐる人々の數は、支那人を除くと、言ふに足らないもの（一九三四年三百十三人）であつた。

印度支那に於て雇はれてゐる歐洲人労働者に適用せらるべき法律については、フランスの労働及び社會厚生法は、その第一卷（雇傭の條件）と第二卷（労働の規正）をも含めて、未だ印度支那に擴張施行されてゐないのである。雇主と被雇傭者との契約關係は、普通法によつて規正されてゐるに過ぎない。即ち、（一）フランス本國に於て、又は本植民地に於て締結せられた勞資双方の契約條項、及び（二）民法の條項によつて規正されてゐるのである。然し、特に歐洲人労働者に適用せられるべき法律の制定が考慮されてをり、或る場合には、特別な規則を設けたのもある。

(註) 一九三六年に於ける印度支那在住登録歐洲人總數については、附録1、表一を見よ。

第一節 労働者の爲めの賠償

最も重要なのは労働者の爲めの賠償である。この問題を規正する爲め、労働總監は、フランス本國に施行せられてゐる法律を、印度支那に適用すべき一つの法律案を作成した。地方政府の長官（知事又は理事長官）、商、農の會議所等に諮問した上、この法律案が、先づ財政經濟大會議の議に付され、而して、經濟労働財政省によつて審議された。それが遂に一九三四年九月九日の大統領令となつて公布されたのであつて、これについては既に（第二篇第三章第三節）述べたが、それをこゝに詳論する必要がある。

一九三四年九月九日の大統領令は、全般的に適用されるのではなく、印度支那人及び同待遇アジア人を除外してをり、熱帯地帯との區別が明確につかないとの理由で職業病についても何も定めてゐない。現在の所は、フランス市民、フランス保護領民（其の数は數百に過ぎない）及び互恵條約國から來た外國人労働者に限つて適用されるのである。

本法の條章は、公私に不拘、工業、商業、農業或ひは林業諸事業に適用される。本法の條章に含まれてゐない雇主は、雇主中又は雇傭に依つて、その使用人に危害を及ぼしたる總ての事故に關しては、本法の定むる制度を自ら適用されるやう行動することが出来る、これは、本法の權限範圍を擴めようといふ考に基づくのである。

本法に入る諸事業の賃銀労働者及び月給社員は、歐洲人又はその同化人であることに加へて、（一）雇傭契約により雇主に義務を負ふこと、（二）故意に事故を起せしにあらざる場合でなくば、本法の保護を受けることが出来ない。

フランス本國と同様、本法は、被害者に對する賠償を二部に分つてゐる、即ち少額給付と永久給付である。少額給付は、毎日の生活費、醫療及び醫藥費及び葬儀費を含む。毎日の生活費給付は、雇主から、事故のため四日以上仕事不能に陥つた労働者又は社員に與へ、全癒して仕事の出来るやうになるまで之を與へる。その金額は、被害者が事故發生の時受けてゐた賃銀の半額である。然し他に収入の途ある者は、事故に先立つ一ヶ月間の労働日の平均所得の半額相當額を給付される。醫療及び醫藥の實費は、仕事の出來ぬ期間が如何に永引くとも、事故の時から被害者が完全に治癒するまで、又は、永久に不能といふことが確定するまで支給される。葬儀の費用については、フランスでは二百フランと定められてあるが、之は、總督令によつて定むる必要がある、また病院に入院した費用も、定められた限度に於て、事業主の支辨すべきものである。

被害者は、負傷は癒えても永久に労働不能者となつた場合は、恩給を受ける權利を與へられる。フランスに於ける如く、永久に完全不能に陥つた場合は、被害者は、彼の年所得額の三分の二に相當する恩給を受ける。部分的不能の場合は、事故の爲めに減額された所得金額の半分に相當する恩給を受ける。これらの恩給額は、一定の最大限度額に達するまで被害者の年所得額に従つて算定される。即ち、第三條第二節に、年所得額二萬四千フランを越ゆる賃銀労働者又は月給社員は、その額以上については前述の條項が適用されないと規定してある。五萬フランまでの超過額は、前記の恩給の四分の一を受け、而して五萬フランを越ゆる者は、割合増加に關して特別の同意無き限り、八分の一を受ける權利しか與へられぬ。

事故の爲め死亡した場合は、死亡者の扶養を受けてゐた者に恩給を支拂ふ。残された夫又は妻は、事故發生當時離婚又は別居しをらざる限り、被害者の年所得の二割相當額の生涯年金を受ける權利を與へられる。再婚すると其の夫又は妻はこの年金を貰へないことになるが、其の場合には彼又は彼女は、最後の年金算定額の三倍に相當する一時慰藉金を與へられる。嫡子又は事故前に認知せられし私生兒にして十六歳以下の者は、十六歳に達するまで、死亡者の年所得の一割五分の恩給を受ける。それは子供一人の場合であるが、二人ならば二割五分、三人ならば三割五分、四人以上は四割を受ける。之等の恩給の總額は、如何なる場合にも、死亡者年所得の四割を越ゆることも得ない。父母共に亡つた子供の場合は、子供一人につき所得の二割の恩給を受ける、但しその總額は所得の六割を越ゆることを得ない。最後に、被害死亡者が、配偶者も子供も無い場合は、彼の扶養を受けてゐた、尊屬卑屬いづれに不拘、親縁者一人々々が、彼の年所得の一割相當額を、尊屬に

ありては生涯年金、卑屬にありては十六歳に達するまでの年金を受ける。但し、かく給付さるゝ恩給の總額は年所得の三割を超ゆることを得なす。

労働者の爲めの賠償は、社会的に大切な事柄であるから、本植民地の立法當局は、フランス本國の立法當局と同様、被害者の利益になるやう、各々其の役目柄に於て手續をすることの諸當局の援助を求めた。そこで、事故の起つた事業の種類に従つて異なるところの種々な形式が出来たわけである。一つの方針は、凡ての事故に普通通用するものであつて、一時間の不能を起す小事故については、單に、その事故を通知し、醫師の診断書を提出すれば可い。他方、死亡又は永久不能の原因を爲す事故は、審査の問題となる。仕事の不能を起した凡ての事故の通知は、四十八時間以内に、當該事業主から、市長又は州の長官、又は勞務監視員、又は最も近い所に駐在する警察官に送られ、之を受けた者は報告の細目を作り、それについての受取を直ちに與へなければならぬ。事故發生後四日の間に、被害者が尙ほ復職し得ないときは、その事業主は、事故の通知を受けた行政當局に、負傷者の症状、事故が將來如何なる結果を來たすか。最後の結果を確めるまでには幾日を要するか等の事項を記載したる醫師の診断書を提出しなければならない。その診断書の提出ありて後二十四時間以内に、而して事故通知後五日以上遅延せざるやう、通知を受けた行政當局は、之を、刑事判事に傳達しなければならぬ。その司法官は、傷害の爲め死亡を招くか、或は永久不能に陥るの惧ありと認むるか、又は被害者既に死亡したる場合は二十四時間内に審査を開始し、(一)事故の原因、性質、及び事情、(二)傷害を受けた當人の住所、姓名、生年月日及び場所、(三)負傷の性質、(四)賠償要求の権利ある扶養者の姓名、住所及び生年月日、(五)負傷者の日給及び年給額、(六)當該事業主が契約を結んである保險會社又は彼の屬する相互扶助會又は保證組合につき取調を行はなければならぬ。健康上不可能にあらざる限り、右審査は、事故發生の日より十日以内に出来るだけ早く終了しなければならぬ。

鐵山事故の通告に關しては、既に自由労働に關して論じたところの、地方鐵業規則の諸條項を、一九三四年九月九日の大統領令に合せ適用するのである。

要求せられた金額、葬儀費又は一時給付の金額について最後の決定を與へる者は、治安官である。永久給付の確定は、その事故の發生した場所の、廣汎な権能を持つ民事裁判所又は治安官の権限に屬する。

賠償金支拂の保證については、本法の制定者達は、フランスに於けると同様、事業主に保險を付することは強制しなかつたが、賠償金の支拂を確實保證する爲め、負傷者達の爲めに一團體としての雇主を包含する特別な保證を設定した、即ち、雇主連出資の特別保證資金の設定である。少額給付要求の爲めの保證は、民法第二一〇一條に規定せられある財産留置である。印度支那に設定せられた特別保證資金は、一個の獨立した法人である。而して、總督の権限の下に、また、監査委員會の監査の下に、本植民地財政部々長が之を管理し、現金の取扱は會計局長が之に任ずるのである。

(註) 一九三四年九月九日の大統領令は、印度支那に於ては、一九三五年一月二十六日に公布せられた。それが、一九三六年十月十二日の總督令によつて、一九三七年一月一日から實施されることになつた。施行細目は、一九三五年五月二十日に發せられた六つの總督令、一九三六年十月十二日の總督令、及び一九三六年十月二十四日の總督令及び一九三六年十月二十四日の總督令によつて定められた。尙ほ、一九三六年十二月十六日に總督の布告があつた。

第二節 週間休日

労働者の爲めの賠償規定は法制事項中で、歐洲人労働者をも含むものとしては唯一のものである。然し、週に一度の休日についても研究はされてゐる。東京に於ては、此の問題に關する労働法の條章を、本植民地に延用することの適否について行政當局の意見を求められた。その結果、現状維持がよいといふことに決つたが、フランス國民の爲めに、法的施設によつて、此の權利を認めることは悪くはあるまい、これによつて、勞資双方の權利、義務を明確ならしめ、以つて紛争の生起を防止することが出来るといふ便宜がある』といふことであつた。

(一九三三年七月一日及び一九三四年六月三十日東京労働監督官報告) 東埔寨の理事長官も、調査の結果、目下の所では、東埔寨に、この問題に關する特別な規則を制定する必要は無いといふ意見を發表した。

第三節 簡易住宅

簡易住宅及び小土地に關する諸法律を修正した一九二二年十二月五日のフランスの法律は、一九二八年三月三十一日總督の發布した二つの命令によつて、交趾支那に適用されることになつた。

そのうちの第一の總督令は、細目に少しの修正を加へて、フランス法を交趾支那に延用するものである。第二のものは、簡易住宅に關する免稅諸事項及び十四年間地租を免ずることに関するものである。

交趾支那に、このフランス法が適用されることになつたのは、一九二八年七月十三日のルウシュール法 (Toucheur Act) の適用に先立つ二、三ヶ月であつた。然し、ルウシュール法は、簡易住宅に關する前法の主要精神を、あまり修正も加へなかつた、そのまゝ反復したものに過ぎなかつた。

簡易住宅提供に關する法律が交趾支那に實施されてゐるのは、同國では、聯邦の他諸國よりも住宅不足が急を告げてゐるからである。日常生活費が高い上に、家賃が高く、官廳に於て、収入の少い土着人や歐洲人を救助する方法を講じることが必要となつたのである。その上、交趾支那の財政組織が特殊のものであり、財源も多いので、他の國々に先んじて、此の方面の努力をすることが容易だつたのである。

その後、他の印度支那諸國の大都市に於ける住宅問題が、益々急を告げるに到つたので、交趾支那の法律を本植民地全般に普及させようといふことが考へられて來た。

第四節 外國人の雇傭

印度支那在住のフランス人が經濟界の不況によつて失業に苦しんだ當時、植民省は、國民労働保護の目的を以つてフランス本國に於て採用されてゐると同じ制限的方策を、東洋に於けるフランス領土にも施行しようと決心した。

かくて、印度支那に於ける外國人雇傭取締に關する一九三三年六月十五日の大統領令が、本植民地に於て一九三四年四月三十日に發布せられることになつた。

この法律の基礎である一九三二年八月十日の法律と同じく、この大統領令は、印度支那にある諸事業の就職口の大部分をフランス人の爲めに取つて置くことにより、フランス市民の失業を救済しようといふのがその目的であつた。

本植民地に定住してゐるフランス國民に適當な保護を與へる目的を以つて、總督は、植民省の同意の下に、一九三四年四月三十日、總ての公私諸事業に適用さるべき一つの行政命令を發布した。

この總督令は、外國人労働者の割合を制限して、

その經費少くとも三〇、〇〇〇ピアストルに達する官廳工事にありては三三パーセント、

六名以下の歐洲人又は同待遇人を使用しある官廳工事にありては五〇パーセント、

國有地三〇〇ヘクタール以上を租借して事業を行ふ諸事業にありては一〇パーセント、

農業、工業、商業を營む凡ての私人所有事業にありては二〇パーセント、

鑛山業（燃料鑛山）にありては一〇パーセント、
 總て其他の鑛山にありては、二五パーセント、
 といふことにした。

必要なる技術員を雇入れるためには、右の比例は、例外として増大し得る規定があるが、その場合は、總督又は地方政府の長官の特別許可を受けなければならぬ。許可は、關係取扱者又は委員に諮問の上、之を與へる。總ての私有諸事業に使用されてゐる外國社員及び租借地にありて仕事を爲しつゝある外國人の人員調査も行はれた。此の法律の施行後諸種の事業に就職口を求めんと欲する外國人は、先づ印度支那に於て働くといふ許可を本植民地の總督から得なければならぬ。之を要するに、行政當局は、印度支那に於て雇はるべき外國人の數を制限して、印度支那に於ける諸事業に、空いた就職口のある限りフランス人の爲めに之を留保して置くといふ必要な方策を樹てたのである。

第五節 就職及び失業問題

印度支那に強大な影響を及ぼした經濟界の不況は、本植民地にある大抵の事業をして、一般經常費を削減するの餘儀無きに到らしめ、事業繼續に必要な少數社員のみを残すといふ状態になつた。その結果、一九三〇年以後歐洲人も土着人も、失業者が増加した。一九三一年の中頃から、東京に於て解職された者、歐洲人一〇三名、安南人九、七五八名、即ち各一七パーセント、九・二パーセントの解雇を見た。交趾支那では、解雇比例は歐洲人は東京と殆んど同じであつたが、安南人及び支那人労働者の方は、ずつと高い比率に上つた。北部安南の工業

地方及び老搦の鑛山業に於ても不況の影響を蒙つた。たゞ東埔寨では、何の事も無かつた。

土着人労働者達は解雇されても大して困ることもなく、事情に順應して、他の仕事に變る者もあれば、故郷に歸つて耕地に働く者もあつた。失業問題が身にしみたのは、歐洲人労働者達だけであつた。

職業紹介所は、退役軍人及び一般フランス人に勤務先を紹介する目的を以つて一九二九年十一月六日の總督令により、西貢及び河内の商業中心地に設けられてあつたが、そこに登録されてゐる多數の失職者の爲めに務先を見付けてやるのが急に困難になつた。一九三〇年中、西貢の職業紹介所は、歐洲人の求職者二百八十名、うち専門技師二十八名を含んでゐたが、仕事の見付かつたのは只の百十八名であつた。かくて、一九三〇年の終には、南部印度支那に於ける歐洲人失業者數百六十二名を残した。同年河内の職業紹介所では、就職申込者百十三名、うち二十一名が仕事に有りつた。^(註)

仕事を求めてゐる歐洲人達を指導援助する目的を以つて、總督は一九三一年五月二十八日一つの布告を發し、労働總監督局に、歐洲人就職情況に關する情報を蒐集し、職業紹介所が退役軍人の爲めに仕事を見付けるその方法を監督するやうに要求した。尙ほ、政府は、その權限の及ぶ限り、失職歐洲人がフランスに歸國する便宜を圖つた。

一九三一年十二月三十一日現在の失職歐洲人數總計は七百四十六名であつた。一九三二年、一九三三年共に、歐洲人の失職數は増加の一途をたどり、職業紹介所の見付け得る就職數は、登録失業者數に比して非常に少くなつた。

(註) 一九三七年四月二十三日の總督令により、プロム・ペン (Prom-Penh) に公設職業紹介所が出来た。

第六節 歐洲人及び同待遇人労働者の雇傭に関する規則

一九三七年二月二十四日に發せられた大統領令の條項は、歐洲人及び同待遇人労働者の爲めの労働特許状とも云ふべきものを形成してゐる。(一九三七年三月三日フランス共和国官報。この大統領令は、一九三七年四月九日の總督令により印度支那に公布された)。此の大統領令の大體の主旨は、印度支那に定住してゐる歐洲人労働者に、その地の事情の許す限り、フランス労働法の恩典を頒たんとするにある。右大統領令の主要條項を説明して見ると次の如きものである。

二月二十四日の大統領令の條項の多くは、一九三六年十二月三十日の大統領令に於て土着人の爲めに規定せられた條項を反覆したものである。故に讀者は、該大統領令に関する解説を見られたい(本書第二篇第二章第二節「最近に於ける非契約労働關係法規の進歩」)。其處には、雇傭契約、施設に関する規則、罰金の禁止、解雇通知、雇傭契約の不法解除、妊娠中の婦人労働者の保護、労働規則、規則についての雇主側代表者と労働者側を代表する労働監督官との協議、最低賃金の設定及び支拂、商工業者の公告、女子、子供の夜業禁止、週の休日、産婦及び哺乳中の婦人の爲めの休暇、坑内仕事及び巡回商賣、労働労働者の健康安全、労働視察、罰則及び爭議解決に関する種々の條項について説明して置いた。それ故、こゝには、土着人の爲めに規定せられた制度と異なるところの歐洲人及び同待遇人労働者の保護に関する條項のみについて説けば十分であらう。

フランスにあるやうな徒弟契約といふものは、印度支那には未だ行はれてゐないから、本大統領令の第七條は、この問題を裁判所の決定に委任し、正式の法律が無いのであるから、その時の事情、地方の状況、社會的進歩の程度等を酌量して、『斯様な契約に縛られてゐなくとも、類推により徒弟と見做さるべき者に、如何なる規定を適用すべきか』は、裁判所の判断に任せるといふことにした。尙ほ、地方政府長官は、總督の認可の下に、地方の事情を参酌した上、徒弟口頭契約取締の命令を發する権限を有する。印度支那人の場合は十二歳であるのを、歐洲人徒弟の最低年齢を十四歳と定めたことも注意すべきである。

雇傭契約に關して、本大統領令第十九條は、フランス市民である賃銀労働者及び月給社員は、重大なる不始末無き限り、契約満期又は解職によつて退職するに當り、その事業に働いた各年につき百ピアストルの退職手當を受くる権利を與へてゐる。従業員福利資金を設定し、それによつて少くとも右と同額の給付を爲すの保證ある事業は、總督の命令により、此の條から除外されることが出来る。尙ほ、雇主に於て、右よりも高額の解雇手當又は契約満期退職金をその社員に與へることは自由である。

印度支那以外の土地から募集して來る労働者の旅費は、雇主に於て支辨するのが當然と思はれる。然し、或る場合には、雇主が、旅費として立替へた金額の返済を受けることの出来るやう、第四十六條第四項に、給金から差引いて返済させ得ることを規定してある。この返済は、前もつて了解がついてゐる必要があり、且つ、如何なる場合に於ても、給金より差引く總金額が、旅費の半額を超えることを得ない。

第五十二條は、フランス市民たる有配偶婦人の自己の働きによる所得及びそれよりなされた貯金についての権利は、有配偶婦人の所得及び有配偶者が家庭生計費に繰入れるべき金額に關する法律である一九〇七年七月十三日の法令によつて規定せらるゝものであることを規定してゐる。

工業又は商業に雇入るべき兒童の年齢は(印度支那人は十二歳なるに反し)十四歳と定められてゐる。

労働時間について見るに、土着人労働者の雇傭に關して既に制定されてゐる諸規定から見て、歐洲人にのみ一週四十時間制を採用することは不可能と思はれた。一番よいことは、ワシントン會議で定められた四十八時間制を採用することであつた。土着人労働者(從來一日九時間働かされてゐた)の爲めには、一九三八年一月一日から四十八時間制を布くといふこと

に定められた爲め、歐洲人の爲めには既に四十八時間制が實施され、土着印度支那人に未だ實施されてゐないその間の不均衡が生じた。かうした事情から發生することあるべき困難を防止する目的を以つて、殊に直接土着人労働者に接してゐる監督社員の場合を考慮して、本大統領令第五十九條は、總督に、歐洲人社員の時間外作業に對し、普通給與率の三〇パーセント以上を支拂はしむる命令を出す権限を附與した。それによつて、必要ある場合は、仕事を監督管理する直接責任を負ふ歐洲人社員の勤務時間と印度支那人の勤務時間を一致させることにしたのである。

年休暇の最小日数は、十二日以上勤務日を休みにすることにして計十五日と定められた（印度支那人は十日である）。労働者の爲めの賠償金については、本大統領は、先に解説を試みた一九三四年九月九日の大統領令の條章をそのまま寫してゐる。

結論として、印度支那にゐる支那國民については何等特に規定するところが無いから、一九三〇年五月十六日の南京會議の決定に基き、フランス人及び歐洲人労働者の爲めに設けられた本法の總ての制度は、自動的に、支那人にも適用されるものと見て可いであらう。

結 論

これより、本書各章に於て解説を試みた労働立法の全貌を出来るだけ明かにすることを第一の目的として結論を試みよう。強制労働、契約労働、非契約労働と順を追うて論述し、各部について、到達した結果を評價し、立法部面に於て、將來なされなければならぬ事が何であるかをも示唆して見るつもりである。

労働保護の諸部面は、一つの全般的問題によつて支配されてゐる、即ち民族の習慣を尊重するといふことは、多少とも西洋流である労働立法の公布と兩立し難いのではないかといふ問題である。この疑問は、直ちに次の疑問を誘發する、即ち、土着人の習慣が永久存続するといふことは、既に、印度支那に於ける貧民階級の増大によつて危険を招來してゐるのではないか。以上二つの質問に對しては、この結論の第二部において解答を試みることにする。

労働法の下に置かれる二十萬の労働者の外に、印度支那には幾百萬とも知れぬ職人及び農民が、殆んど救ふべからざる貧窮生活をしてをり、これが改善の爲めには全般的に社會生活標準を高めるより外ない。かゝる改善により、職人及び農民がそのまゝ——その大部分が——今の職業に留まるに於ては、工場及び農園労働者も益するであらう。職人及び農民大衆の生活標準を高める方法については、この結論の最後の第三部に於て考究しよう。

（註） 著者の註——此の結論に於て述べるところの意見の多くは、一九三四年十月から一九三五年一月に亘つて、印度支那視察特使として視察した實地觀察に基くものである。

第一節 労働立法

強制労働

強制労働は、一つの残存物として、印度支那に残つてゐるに過ぎないものではあるが、而も、其の道の人々の注意を促さなければならぬ問題である。此の國の地勢は、洪水のとき堤防を守るといふ重い仕事を住民に課するものであつて、これについては詳細な規則が設けられた。運搬業及び重要な公共事業の爲めに労働者を徵用することについても詳な命令が出て、慎重に考慮された施行細目によつて實施されてゐる。労働者の徵用は、今日では、交通々信の途の無い外郭地方に限つて行はれてをり、この地方の住民に要求されてゐるのは、明白に定められた條件の下に、運搬仕事をすること及び官廳關係の物品を運ぶことだけである。

當局に於て最も有効に實行し得る事は、恐らく税代りの労働についてであらう。フランス人の理論によると、納税の代りに労働するといふことは、實際は、強制労働では無く、單なる特殊税に過ぎない。印度支那では、納税の代りに働く人達は、あまりに複雑した規則によつて取扱はれてゐるから、もつと簡単に綜合統一した方がよい。強制労働を他のものによつて變へる可能性はかなり廣汎にあると思はれる。

契約労働

契約労働の取扱ひは、相當完備した法律が備はつてゐるから、總て基本的な必要事項は之によつて規定せられてゐると考へてよい。契約労働法の必要は、詐偽的募集方法、プランテーションに於ける不衛生状態、過重の長時間労働、或る監督者等の非道、榮養不良等々の如き悪弊が一般に認められたから起つたのである。人員募集に

關係する悪習は大凡失くなつたと思はれる。尤も、法律によつて改善せられると共に、經濟界不況の爲め募集といふことが行はれなくなつたといふこともあるのである。最低賃銀の制定も見た。労働時間は一般に一日十時間に制限された。健康衛生状態も改善された。最も大切なのは、プランテーションに於ける監視員が選擇によることになつたことである。經濟界不況の爲めにプランターが人員を節約することも、この選擇の仕事を助けたのである。その上に、印度支那もその中に入つてゐる國際協定によつてゴムの生産高制限計畫が樹てられてゴム園擴張が止まり、鋸を伐り開くといふが如き勞役を減じたことも助けになつた。近年は、労働者達は、比較的やさしい仕事であるゴム園の手入れ及び樹液採取の仕事に携はつてゐる。

一九二七年に制定せられた法律によつて、二つの主要な改良の行はれたことも認めなければならぬ。第一に、据置拂制度である。これは初めの頃は、労働者の方では、何も利益も無く、日々の賃銀を減らされたやうに思つて理解されなかつたが、一九三一年一月一日以後、据置拂で貯めて置いた貯金を初めて支拂はれるやうになつてからは急に評判が良くなつた。東京に歸國した労働者が、旅装を解いて見ると相當額が財布に残つてゐて、小さな土地でも買へようといふ聲である。労働者の大部隊が、東京に送り還されても、何の困難も無く、元の古巢に安住することの出來たのは、全くこの据置拂制度の賜物であると云はなければならぬ。第二の成功は、交趾支那及び柬埔寨のプランテーションに於ける衛生状態が非常に改善されたことである。パスツール研究所がマリア撲滅運動の技術顧問として此の方面に大なる役割を演じた。南部印度支那のプランテーションに於ける死亡率は、一九二七年の五・四パーセントから一九二九年の二・三パーセント、一九三一年の二・〇九パーセント、一九三二年の前半には〇・九五パーセントと低下して行つたのである。

さうかと言つて、これで契約労働制度が何もかも、もう完全したといふことは云へないのであつて、まだ進歩すべき点が多いのである。總ての規則が皆なプランター達の遵守するところとなつてゐると思はれぬ。殊に毎月雇はれる日数の最少限を労働者の爲めに保證するところの條項、仕事場に往つたり來たりする時間を決定労働時間中に加算するといふ條項の如きは、^(註)守られてゐない。賃銀の支拂が不規則であることも多い。その爲めに或る場合には、當局が乗出して、労働者が、その据置拂の分を引出すことが出来るやう行動してやらなければならぬこともあつた。マラリア撲滅運動も、どの事業所でも同じ様に力瘤を入れてゐるといふわけでは無く、労働者等が、此の病魔の暴威に曝されてゐる所も少くないのである。

(註) 或るプランターでは午前三時に點呼をやつてゐる。

契約労働に關する諸規則を嚴重に適用しなへすれば、それで十分であるか、といふ質問があるかも知れない。或る點については、もつと自由な條項があつても可いと思はれる。たとへば、病氣してゐる労働者に少くとも半額の賃銀を支拂はせることは正當かも知れないが、然し労働者は、法律の改正よりも、雇主側に於ける或る種の行爲を中止させることによつて、もつと利益を受けるかも知れないのである。労働者達は、カイ(土着人監督たる)の悪事の餌食となることが多く、カイは自分の組の仲間に、一種の税を課して、それを賃銀から引き去るのである。この監督の妻女が、プランテーションで店を出してゐるが、そこでまた労働者達は絞られる譯である。プランターは、これは宿年の風習であるから之を絶滅することなどは及びもつかぬと云ふ。然し、立法以外の方法で、これらの悪弊を撲滅する大なる努力を試みる價值はある。

プランテーションの檢閲も屢々不満足なものである。一般に労働監督官は、官廳の屬吏であるからプランターと馴染みが深く、良心、判斷の獨立などといふことは保ち得ない。監督官は、檢閲に行くことを前もつて知らせるから、檢閲の効力を削減する場合が多いのである。

プランテーションに發生した事故の多くは、雇傭の條件、それは面白くないには相違ないが、それよりも經營者側の心理上の誤りから起きると思はれる。模範農園と思はれるやうなプランテーションでも、もつと小さな監督も行届かない農業場よりも、労働者との紛争を起すことが多いのは、一見すれば驚くべきことと見へるが別に驚くにあたらぬのである。此のプランテーションは、交趾支那の他の農園には見られない様な大きな最新式の病院を建てた。然し、フランスにゐる理事者達の嚴重な命令によつて、この支配人達は、土着人の生活即ち宗教上のお祭、時々休んでは働くといふ安南人の風習等には少しの注意も拂はない。會社事業の發展計畫は、バリで樹てられ、プランテーションを預つてゐる人達は、一年の終りの生産高に比例したボーナスを貰ふ。そこでどんな事でもして労働者を酷使し最大限の勞役を強ひて生産高を上げようとする。その組織のため、遂には流血の慘事まで惹起するのである。勿論、かうした弊害が、どのプランテーションにもある特殊の労働状態だと思つてはならぬ。このやうな悪弊は、今は極めて少くなり、多くの農業地の労働農民達は、満足して働いてゐる。

契約労働のもう一つの問題で恐らく最重要なものと思はれるのは、この契約を徐々に置更へる問題である。政府當局は、契約労働は印度支那の過渡的のものであつて、發展的に、普通の法律の下に行はれる通常の雇傭組織に取つて代らるべき運命にあると考へてゐる。本書論述し來つたうちに、この發展が促進されるべき二つの方式について述べて置いた。即ち、既に契約を結んでゐる労働者等をして、その仕事をしてゐる農業場の近所に定住させること、及び、東京交趾支那との間に移民が自然に流れるやうにして、南方の農業地で、非契約労働力の十分

な供給が得られるやう計畫することである。全問題の下に、理論的考慮が存する、即ち契約労働を削減せしめて非契約労働に所を得させることは、果して望ましいことであらうか。契約制度は、確かに有利な點がある。これによつて、雇主側に或る法的義務を負はせ、殊に労働者の健康状態に關して責任を取らせることが出来る。契約は、嚴重な監督を豫想するものであつて、當局をして、労働者に對しても雇主に對しても權威を以つて臨ましめる。然し、不幸にして、折角労働者達の爲めに計つた之等の利益は、却つて労働者の自由を少からず束縛するといふ犠牲を拂はしめてゐる。雇主達の見解によると、使用人を一定の年限引留めて仕事をして貰ふといふことが確かでなくては、労働者保護の爲めに法律で負はされた義務を遂行する爲め支出した重い負擔を取戻す方法が無いと云ふのである。この故に、契約期間を長くし、屢々悪用される場所の前貸をやり、労働條件の規定の中に強制的な條項を入れ、罰を定める、等々のことが行はれるのである。此の問題の解決は、契約制度の利便及びそれが労働者の福祉を保證する點は、出来るだけこれを保存し、他方に於ては、それが労働者に課する嚴格な強制事項を徐々減少せしめるに如くは無いと思ふ。換言すれば、現在の法律の恩恵を棄てること無く、漸次、非契約労働の理想的なものに近かしめることである。

非契約労働

非契約労働に關しては、印度支那には、一九三三年迄は何の立法も無かつた。一九三三年一月十九日の大統領令は、兒童、青年、婦人の地位については規定したが、成年男子労働者のことは何も記す所無かつた。しかも此の大統領令は、一九三六年八月十五日まで公布されず、實際に於ては、非契約労働に關する法律は、一九三七年の初まで行はれてゐなかつたのである。人民戦線政府がフランスに於て組織された頃、印度支那に於ても廣く社

會運動の行はれた事については前に解説した。労働時間の制限、女子・兒童の夜業禁止、婦人の爲めの週休日、有給年休暇等が叫ばれたのであつた。フランス本國の當局は、更に一步を進めて、印度支那にも全く統一された、土着人労働法を與へようとした。これ即ち一九三六年十二月三十日の大統領令の目的とするところであつて、強制労働及び契約労働に關しては從來の法律を存続せしめ、雇傭契約及び非契約労働の條件に關しては、非常に詳細な規則を制定したものであつた。本法に於て初めて徒弟制度を規正し、罰金を禁じ、労働者のためカイ下請人の悪業を免れる保證を與へ、最低賃銀を強制的に定めしめ、會社附屬店舗を取締る等の規定を設けたことは非常に重要なことであつた。本大統領令は、一九三七年一月二十七日の植民地官報に公布實施されることになつた。然し實際に適用されるのは、やがて地方政府の發する布告があつての後であり、その布告は、雇主側諸團體の要求によつて或る點については本法の條文の効力を弱めることになるであらうと思はれる。その施行細目が布告によつて明かになるまでは、この労働法の價值について決定的判斷を下すことは早計である。

一九三六年の終頃、印度支那に勃發した労働改善運動は、雇主の地位、労働者の地位を共に一層明白ならしめた。雇主側は殆んど全く商業競争及び生産原價のことにのみ考へてゐる。彼等は、社會的保護といふものは、利潤に剩りあつたらやらうと勝手に考ふべきもので無く、嚴重な義務として營業費の中に最初から其の爲めの豫備金を組入れて置くべきものであるといふ事を考へて見ようと思はないのである。印度支那に労働法を施行せんとする當局の努力は、事務の監督、統計の提出、事業所に監督官の立入ること、労働者の爲めに賠償を支拂ふこと等についての雇主達の直面しなければならなかつた。ある時には、或る種の改革についての彼等の反對強硬を極め、フランス本國の當局に於て決定せられたに不拘（非契約労働に關する一九三三年一月十九日の大統領令

の如き)其の法律を本植民地に適用することを見合はせる外なきに到つた。此の反對の結果、或る種の惡弊は依然として續けられるのみか一層甚しきに至り、彼等雇主側が、普通自然の途で改革の行はれるのを承認して置いたならば發生しなかつたであらう急激な改革運動を招來することになつた。雇主達は、今猶ほ、その使用人の取扱についての國家の干渉から相當な免疫性をえてゐるのだといふ事がわからない。又、賃銀から無暗に差引をすることは労働者の購買力を破壊し従つて事業者達の不利を來たすといふこともわかつてゐない。けだし印度支那の工業製品は、その大部分の捌口を國內市場に求めなければならぬ日が來つゝあつて、住民の購買力が十分でなければ、それも不可能になるのである。

労働者の利益を代表するにあたり、理論闘争、實踐闘争兩つながら統一を缺いてゐて困つたのである。フランス政府の派遣した植民地視察使節團に提出すべき要求事項目録の作成について困難のあつたことは前に述べた。印度支那の社會運動の動向は本國政府の役人が來るとか、使節團が派遣されるとかいつた場合に刺戟を受けるのであるが、いつでも同じ行程を取る。即ち先づ廣汎な集團運動に始まり、それが種々意見を異にした人々の代表者から成る委員會を組織して、要求の目録を作るといふことに發展する。進歩派は大抵は共產主義者であるが、この委員會の中に自分達の細胞を作つて、社會的範圍から逸脱し政治部面を侵害するやうな決議案を採擇するやう委員會を説得する。時には、印度支那に對しフランスが主權を握つてゐるのを制限するとか、全部止さしてしまへといふやうなことで提唱する。さうすると穩和派委員の反動が起り、同時に政府當局に於ても、彼等の運動を憲法の範圍内に制限するやう干渉するといふことになる。集團的主張の威力は、委員會の内輪揉めのために削減され、委員會は分裂してしまつて、全運動がフイになるのである。安南人労働者に最も必要なことは内部の

統一であり、政治問題に迷ひ込む誘惑を避けることである。

労働組合主義の問題

印度支那に労働組合主義を輸入したら果して、その必要の感じられてゐる労働階級の組織、統一を促進するであらうかといふ質問が起される。労働組合主義が、労働階級に現在缺けてゐるところの統制の精神を鼓吹し、労働者の利益を擁護すべき資格あり責任ある代表者を生むに到るべきは疑ひの無いところである。一九三六年の終頃發生した多くのストライキに當つて、當局に於て争議の仲裁を試みて見ると、相手にするに足る雇主側の代表者は在るが、労働者側の代表者としては誰がよいのか分らぬといつた状態であつた。労働者側は、資格十分の責任ある代辯者を持たず、政治屋に代表して貰ふのであるが、その人は疑ひもなくよく意圖を有してはゐるが、自ら労働したことも無く、従つて労働者階級の實狀を知らない人々であるといつた始末であつた。労働組合主義反對者は『労働組合は、絶え間無くストライキをやると言ふだけのものだ』と言つて反對する。然し、これまで労働組合運動の無い印度支那に於て、ストライキの數が増加の傾向にあることは、この反對説の力を削減するやうである。或はまた『労働組合は煽動者だ』と云ふ。然し煽動者なら今でもゐる。若し彼等が労働組合に屬したとすれば、少くとも公然と働きかけ、その誰であるかが明かになるであらう。然しながら、この主義を持つて來るにしても、既成品の労働組合主義をその儘持つて來ては駄目である。十分勞苦して準備をすることが必要であり、組合員の規律及び自己犠牲が要求され、指導者の職業上の利益に關する鋭敏な感覺が必要である。印度支那に於ては、永續的労働者がゐると共に、農閑期にだけ色々の仕事に雇はれて行く浮遊労働者群がゐるため、問題が複雑になるのである。この浮遊労働者群を労働組合運動の中に組入れることは、非常に六ヶ敷いであらう。その上に、労働組合は

その會員から醸出する會費によつて存在を完うしなければならぬものである。然るに、印度支那の労働者達は極端に低い賃銀を貰つてゐるのだから、労働組合が、組合員の利益を擁護するに必要な積立等を用意すること、ストライキ資金等を用意することも、甚だ覺束ないのである。然し何はともあれ、印度支那に労働組合主義を入れるといふ問題は、考慮の餘地なしとして棄て置くこと無く、十分研究せらるべき時期が來てゐると思ふ。

労働監督

政府は、經費節約を理由として、労働監督局を廢止した結果、行政文官が、政治、行政事項の監督もやり、同時に地方労働監督官の役もつとめるといふことに、現在はなつてゐる。當該文官は、労働監督官としての自分の任務は、二次的のものと考へてゐる。行政官は、實際、労働問題には興味も持たず、十分之を研究してみる時間も無いのである。自分で現場に臨検するといふことは稀れである。實際の監督即ち始終労働者と接觸を保つ必要ある仕事は、普通、部下の屬吏に任せてゐるが、それがまた受持の役所仕事で手一杯以上であつて、視察旅行になど出てゐる暇は無い。更に、かうした屬吏は、一度椅子を離れて歸つて來る毎に、他の椅子に變らされてしまふのであるから、恒久的に、労働問題に目を離さないでゐるといふわけに行かぬのである。それからまた、彼は、プランテーション其他の事業經營者と友人關係を生じてゐて、規則を嚴重に守らせるに必要な良心の獨立を持合はせてゐないのである。

政府當局は、財政上、また監督局を特設することは、今では經濟界の發展が鈍つてゐるから、その必要が無いと言つて、右の様な遺憾の事情も亦止むを得ないとしてゐる。この二つの言分に理なしとは言へず、政府の立場を検討するに當つては、考へて置いて可いことである。然し、將來のことを考へる必要があるのである。最近に

於ける印度支那經濟界の復興は、既に、労働監督事務をもつと有効にするやう再認識する必要を示唆してゐるものと思はれる。現在に於ても、豫算の均衡を破らないやうな何等かの變更が爲し得られないことはあるまい。たとへば、監督官として働く官吏に一般に支拂はれて特別手當を再開するが如きである。この再開は専門監督官少數を選任して、それに十分な報酬を與へるといふようにするべきである。他の仕事をさせなければ、聯邦の各國に一名宛監督官を置けば十分であらう。その一人の監督官は、始終彼處此處と視察旅行をして歩かなければならぬから、良心の獨立も可能になり、何處にどう法律が守られてゐるか比較検討する爲めの基礎知識も得られるといふことになるであらう。

賃銀政策

労働監督と同様重要である賃銀問題は、さうあれば結構であるけれども、最低賃銀率を季節的に定めて行くといふことを規定したこの新労働法の法文のみによつて解決することは不可能である。仕事場内部の規則、賭博の抑壓、貯蓄銀行の設置等を含む他の方策が必要である。十分將來を見透した賃銀政策の要點を次に掲げて見よう。

最も急を要する仕事は、明かに從來持合せなかつた購買力を労働者に與へることである。即ち、労働者の生活必需を充たすに足る上に、或る程度の餘剰を生ずべき賃銀額を確保せしめることである。賃銀に關して前に述べた細目を見るに、今日まで、安南人労働者は、家計豫算に少しの餘剰も見ることが出來ず、節約することも全く不可能な状態に置かれてゐる。賃銀を不法に差引いたことから、殊にプランテーションに多く起つた争議を見ても、労働者達がいつまでも受身でゐると思ふのは危険である。

次に必要なのは、労働者に賃銀の全額が渡るやうにすることである。これは土着人監督を嚴重に取締ること、會社附屬店舗、前貸、罰金等を適當に取締ることを伴ふ。賃銀は各個人別に計算して支拂ふこと、それには先づ本人であるや否を確かめて置く必要がある。歐洲人事業者は、とかく、使用人を數だけで知つてゐて本人の誰であるかを無視する傾向があるが、それは改めなければならない。次には、その労働者本人に直接賃銀を手渡すこと、それによつて、土着人監督が仲に立つた場合賃銀の頭をはねるであらう悪習を防止するのである。

最後に、健全且つ完全な賃銀政策としては、労働者がその取得した金銭を賢く用ゐるやう助けてやるべき、あらゆる方法を利用することが必要である。この方策の消極的の部面は、彼の所得を浪費してしまふ危い誘惑を除いてやることである。即ち、阿片、これは或る鑛山ではその販賣を奨励してゐるところさへある。アルコール類、これも政府が専賣にしたところで制限にはならない。^(註) 賭博、これがまた公認されてゐる地方がある。此の政策の積極的の部面は、労働者に節約を促すやう仕事場の近くに郵便局又は貯蓄銀行を設置することである。

(註) アルコール飲用者が、密賣者から大量の餘分を手に入れないやう、總て必要なだけ政府専賣のものを買はせたいといふ當局の希望から、各納稅義務者一人當年飲用のアルコール最低量を決めた。この最低量に達しないときは、州や村の役人達は、進級が出来ないばかりか、免職になることもある。

第二節 習慣と労働立法

安南人労働を西洋人労働と同様に法制することは誤りであると云ふ人が多い。何か労働條件に關係した法律が出来ようとする度毎に、極つて雇主團體から出る議論である。賃銀問題、賠償問題、移住地設定、婦人雇傭等に

關係した事だと直ぐかうした説を持出すのである。當局から、賃銀を上げるとか、兒童の雇入を制限するとか、賠償に關する法律を作るとか希望すると、必ず雇主の方で同じ議論が出る、曰く『氣をつけて呉れ。貴下方は、此の人々の傳統的生活、労働様式を亂さうとするのである。安南人労働者は、歐洲人労働者と甚だ異つてゐる。彼等は昔からの習慣になづんでゐるから、政府の方で新しい風習を押し付けると、それがたとへ彼等の爲めに有利なことであつてもそれを拒絶するに極つてゐる。アジア諸國に労働立法を行ふには、之等の國々の特殊事情を辨へてやらなければ、却つて爲めにならぬ方が多い。』と。

それでは、その『特殊事情』とは何であるか。至極簡單に『家族組織』であると答へられるかも知れない。理論はかうである。即ち、工業の發達といふものが殆んど、いや全く無い。人間活動の唯一のものは農業である。それが嚴格に、家族本位に出来てゐる。雇主と使用人の關係は、個人的に親しい友情關係である。使用人は主に大家族の一員に過ぎない。相互扶助は自然に傳統的に組織されてゐるから、他の國のやうに組織された社會救濟事業の必要が無い。輿論といふものは無く、明確に形成された要求といふものも表明されない。賃銀は、その勞力に相當する報酬としてでは無く、むしろ、補遺的支拂と考へられてをり、労働者は、食物及び住所等、必ず物の形で給與を受けてゐる。アジア諸民族は生來受動的性質の者であるから、昔から生活の安全、慰安といふことには無頓着である。労働者は、生活を良くしようといふ希望は持つてゐない。はたの者が、自分と同じやうな境遇に生きて來た、また將來もさうであらうと思ひ得れば、それで満足してゐるのだ。

かうした『特殊事情』は、確かに印度支那にもある。たとへば、安南人労働者は綿絲紡績工場に働いてゐて、晝の仕事がよいか夜業がよいかと問はれると、夏冬の區別無く、夜業を選ぶ。これは、永續工程を必要とする製

造工業についても同じである。夏期は、通風の良く出来てゐる仕事室は、晝間よりも夜の方が涼しいから、氣持のよい夜業を選ぶのである。冬は冬で、風が通さぬ代りに、工場の方が吹きつさらしの自分達の小屋よりも暖かだからである。おまけに、夏でも冬でも、夜業の監視と云へば、歐洲人社員が時々、大抵定つた時間に見廻るだけである。そこで職工達は、自分達で仕事する順番を廻らし、番に當らない者は織機の間で居眠が出来るといふわけである。

婦人の場合は、考慮を要する特殊事情があるやうであるが、之については意見が一致してゐない。ある人々の言ふやうに、安南婦人は勞役するために出産が易い、であるから男と同じ、いな男よりもひどく働かせても危険は無いといふのは眞實であらうか。安南の娘は、早熟であつて十三か十四で、もう母親になるのであるから、十三四で生活費を儲け始めるのを禁ずるといふ手は無いいふのも事實であらうか。

よし之等の説が全く正しいとしても、それから抽出し得る唯一の結論は、アジア人の爲めの勞働規則を、完全に又無茶に、歐洲人の爲めの勞働法と同じものにする事はユートピアであり、危険であると言ふに過ぎない。然るに十分慎重な態度で立法するといふことゝ、何も爲ないといふことゝの間には相當の開きがあるのである。故に、フランス當局に於て有効な行動に出る餘地は十分あるのである。この方向に行動することを可とする三つの論據がある。

第一は、若し、植民地國が、その住民が、立法の恩恵を十分理解するに到るまで待つといふことになると、社會の進歩も、全く物質的な進歩すらも、全然不可能となる惧がある。前に述べた通り、農業信用貸資金設定に關する法律を、四半世紀前に交趾支那に施行したときには、かうした施設の社會的重要性を理解し得る安南人農民が有るか無いか、誰も考へもしないでやつたのである。然るに、そのとき述べた通り、この信用貸資金の成功急遽にして、殆んどその制度を危くするほどの貸出が有つたのである。

第二の點はかうである。自分達の利益が害されると思はれる事項の發展を防止しようと思ふとき、必ず土着人の習慣を云々するその御當人達が、自分達に便利とあれば、いつでも全然その言ふところの土人の習慣を無視するに躊躇しない連中なのである。南部のプランテーションの爲めに、澤山の勞働者を東京の村々から募集して、村に執着を持つ者達を家郷から一千軒も遠くに連れて行き、小農として生活して來た者には夢にも想はないやうな半軍隊組織の下に働かせるといふことになつたとき、これらの勞働者達を募集した事業者達が、土着人の習慣を尊重してゐたなどとは言はれない。

最後に、植民地の經濟並びに社會發達が一定の段階に到達してゐるのを無視することは、時代に先走りするのと同じに危険である。印度支那は總ての急激に工業化されつゝある國土と同様、現在、完全な變貌を遂げつゝあり、その主要な特徴は、家族制度が工業制度に位置を譲りつゝあることである。家族制度が、家内工業、手職、小營業會社に於ては、猶ほ支配的であることは恐らく事實であらうが、家族制度は、大規模の鑛業或ひは製造工業と兩立することは出来ないものである。社會制度の基本としての家族觀念は、集團利益の存在を實現する機會を與へない限りに於て、勞働法制定の妨げとなると言ひ得るかも知れない。然し勞働階級が發達して、この集團利益の觀念が存在することになつた曉は、家族制度を楯にとつて、勞働立法に反對する議論は立たなくなる。然らば印度支那は、今、かゝる地位に進んでゐると言ひ得るか。

印度支那に勞働階級なるものが存在するかさへ疑ふ者がある。前に記した通り、登録された賃銀勞働者數の統

計に表はれたものは(一九二九年二二一、〇〇)二千三百萬の全人口に比して極少のものであるから、労働階級などとは大袈裟である。然し、この数字的資料を解釋するに當つては、或る事實を胸に置いて考へなければならぬ。統計は、歐洲人經營の諸事業に雇はれてゐる賃銀労働者のみを擧げたものである。然るに經濟界の發展につれて、夥しい農業賃銀労働者群が発生した、それは前にも述べた通り、破産して、自分の土地を持つことになつた新しい地主の小作人に成り下つた小自作農達、或ひは交趾支那のタ・デイエン等である。總てこれらの労働者達は、歐洲人雇主に使用されてゐないために統計から除外されてゐるが、恐らく、新労働階級の最大部面を成すものである。記憶すべき第二の點は、統計は、調査の行はれた時に、種々の事業に現在雇はれてゐた賃銀労働者のみを表はすといふ事實である。いつかは家郷に歸還して元の村落生活が出来るといふ望が無ければ、自分の村を離れて仕事に出はしないといふ人々の國に於ては、賃銀雇傭は勢ひ間歇的たらざるを得ないことを思へば、大小の差こそあれ、兎も角労働階級に屬してゐると思れる労働者の實数は、統計の示すところよりも遙かに大であると結論せざるを得ないのである。

こゝに於て、安南人労働者が、西洋の労働者と根本的に異つてゐることを力説しなければならぬ。西洋の労働者は極めて永續的で仕事に執着するが、印度支那の労働階級は、實に永續きのしない浮動性を持つてゐるやうに見える。フランスが占領した結果、印度支那に西洋式の大規模工業及び大農園事業が始まつたとき、これに勞力を提供した安南人は、殆んど全部、農民階級である。農夫が賃銀労働者に成り切るまでには、之に適應し、尻込みしながらも努力する長い時間が必要である。現在に於ても印度支那の労働者の生活は、その性質から、社會關係から、また經濟的地位から見て、なほ、本質的には農民の生活であると云ふことが出来よう。たとへば、南

部印度支那の農園のために東京で労働者募集があつたとき起つたかなりの混亂は、このことを物語る。一九二五年と一九三〇年との間に、實際一定の時期に雇入れた人員数は二萬二千人を餘り超えなかつたに不拘、大凡七萬五千人の人間を代るがはる募集しなければならなかつたのである。工場に雇はれてゐる職工は、もう少し安定性がある。然し總ての労働者が、少くとも一年に一度、テトの祭に自分の村に歸りたいと言ふ。或る鑛山では、一旦休みを貰つて歸郷した者が、再度鑛山に歸らうとしないために、お祭の後、新たに全坑夫の募集を始めなければならぬといふ場合も少くない。印度支那に經濟不況の襲うたとき、多くの労働者達は、解雇を喰つても、實に平易に元の生活である田舎生活に歸つて行つた。斯様に、農民と労働者との區別は實に漠然たるものである。

間歇的に雇はれて行く安南人労働者等は、自然、専門技術者には成れないのである。織物又は機械製造工業の如く複雑した仕事で専門工を必要とする製造工業に働いてゐる労働者は別であるが、さうでない所に働いてゐる安南人達は、いつまでたつても、依然として未熟練工である。この無名階級から脱出しようといふ努力は少しもやらない、思ふに、その方が便利だと思つてゐるのであらう。税も免れるし、いつでも工場から脱出することが出来る——これは彼等の頭にこびりついてゐる考である。安南人は、土を耕す者、米を作る人間として、生き存らへてゐるのだ。ヒリップ氏が印度の労働者について言つた通り、彼等は、未だ、工業労働者に成つたのだといふ意識が無いのと言ひ得るであらう。

之等の、西洋の労働階級とは全く異つたものにしてゐる諸特徴があるには相違ないが、安南人労働階級といふものは確に存在してゐる。その人数は、統計の示す数字を四倍又は五倍して見れば大凡のところを得られる。

この新しい労働者大衆が現れたため、安南人社會の二つの傳統的樞軸である村と家族に危機を齎らすことにな

つた。村は、政治、行政、社會上大切な制度であつて、——或る觀察者等が非常に高く評價した程の——重要なものであつたが、フランスが占領して以來、單なる行政上の一區劃、本植民の地域組織の最下位單位となつた。近代労働條件は、この崩壊を早めずには措かなかつた。村落生活は、機械作業に基き田舎から中心城市へと人口の移動を要求するところの工業、或ひは労働者屯所の組織を要する工業化された農業とは兩立し難い。ハルプワックス氏 (Halbwachs) は、村の街が分家の如く親しいもの、街と言つても各個家庭の延長に他ならないところの小さく纏つた村は、労働者の住居や街はお互に知り合はず他人行儀で、家庭と云つても非人稱名詞に過ぎないところの中心城市とは何等共通點を持たないことを指摘してゐる。また、村を出た土着人労働者は、村の役員達との接觸を失つて、契約満期となつて歸村する者は、何か解放された精神を持つて歸つて来るから、村の規律を保つためには好ましくない者になるのである。

かうした進化の過程に於て、村落生活に影響があつたのみでなく、各戸の家族生活にも響くところがあつた。家族に解體的作用を起すのである、新しい仕事の仕方から来る精神的分離ばかりでなく、これまで家族を結付けてゐた物質的羈絆が破れて行くからである。労働者一人々々はその仕事に責任を持ち自分の報酬を貰ふものであるといふ西洋式労働觀念は、歐洲思想に普遍してゐる個人主義の發達を促すのである。工場に於ては、女は男と同等である。仕事場では、青年は父親と同等の間である。この爲めに、安南人の傳統に於ては非常な力を持つてゐた親權を破壊する傾向がある。全然物質的な觀點から言つても、家族の結合力は、父親が農園又は工場に働きに出た場合、そのまゝ存続することは不可能である。

このやうにして、労働階級といふものが漸次形成されつゝあつて、家族及び村を根本要素とする傳統的社會組

織が忘れられて行くのだ。と言つて、古い習慣風俗が全く消滅したとか、それ故に、西洋式の社會立法を、土着人社會の傳統的形式を無視して、取入れてよいなどと結論するのは行過ぎである。新しい労働階級の仲間入をした人々以外の大衆は、未だ習慣傳統に忠實なのである。そののみか、現在、政府當局は、この安南人生活の二つの傳統的支柱を復興させようと努力してゐる。殊に交趾支那に於ては、政府は、村落生活を改良して、村を生活の基本とし、村人達がよく傳統を守り、廣汎な、昔からの特權を享受し得るやうなものにしたいと考へてゐる。労働立法は、古い習慣的社會構成の存続と、賃銀労働者の新しい社會構成の並び行はれてゐる此の國の現在の状態に適するやう試みられなければならない。折角傳統的境遇に生きてゐる手職人や農民達の場合、舊い習慣を一掃することは、殊にフランス當局が、昔からの習慣を復活させようと試みてゐる現在に於て危険であるし、既に歐洲の労働者と同じ條件の下に働いてゐる團體に、西洋式の立法の恩恵を與ふることを拒むのは不合理であらう。労働階級を形成してゐる人々も、もし家族及び村の二つの根本的制度が再建されたならば、自分達の境遇が改善されたと思ふに違ひない。或る法文を見ると、かうした目的を達成しようといふ意圖は、以前にもあつたのである。

一九二七年十月二十五日の總督令は、契約労働に關する規定であるが、その中に、家族は之を破壊すべきものでないといふ方針を明かにしてゐる。有配偶婦人が、十八歳以上の者であつても、その夫に伴はれるか又は夫の處に行く爲めかでないければ仕事に雇はれて行つてはならぬと規定してゐる。同條文に、十四歳から十八歳までの青年男女は、その父母が既に働いてゐる仕事場に行く以外には、移住することを許されぬとある。なほ、各家族別に小屋に住まはせ、少しの土地でも庭として使用させるべきものであることも規定してゐる。同じ様に、村

落生活を復活させようといふ法文も出来てゐた。一九二七年十月二十五日の總督令は、さう出来る場合は成るべく工業或は鑛山業に働いてゐる労働者達を、村落を作つて住まはせ、その村の組織は、彼等の國元の村と同じやうなものを勝手に作らせるべきものであるといふことを規定してゐる。また、一九二八年六月二十六日の總督令も、交趾支那だけに適用せられるものではあるが、一つの事業に携はる同種族の印度支那人労働者の数が相當數に上つたときは、當局の承認を経て、獨立した村を設置して可いといふことを規定してゐる。而してこれらの村は安南人の傳統的社會組織と同様の内部編成を行ふべきものとされてゐる、即ち、共同體を治める者は有力者の會議であり、十八歳以上の労働者は共同體の戸籍についた村人とされ、共同體の税を集め、義務労働を課し、夜番を定めた。村は、労働者十人に對して一ヘクタールの割合に相當する村の土地といふものを所有した。

村の力を復興せしめんとする意圖は、移住地設定に關して前に述べた最近の法文に一層明瞭に出てゐる。移住民事務所の設立（一九三二年四月二十二日の大統領令）は、舊い社會組織を復興せんとする努力の一つの例である。東京移出民委員會が、印度支那の移住地問題研究の責任を負うて、東京から移出する人々には、國元の村の共有土地に彼等の分前を保持せしめ自らその權利を放棄するに到るを待つべきものであると主張したことは既に述べた通りである。また、一九〇七年に、ビエール・パスキエ氏が、或る數の家族を一纏めにして一つの村から移住させ、その移住した地域に於て獨立の村を建てさせ、その村の名稱は國元の村と同名にして、元の村と新しい村とが一つの會を組織すれば永久に關係を續けることが出来るであらうといふ意味のことを示唆したことについても述べて置いた。

傳統的諸制度のうち現に存續してゐるものを保存しようといふ試みは、確かによいことである。貸銀労働者に

成つてゐる安南人の爲めに、彼等を安定するやうな村及び家族の感化力を再建することにより、急激な、工業化から来る墮落的傾向を減殺することが出来るであらう。

第三節 社會的環境の改善

印度支那人労働者が、その祖先、又その家族及びその傳統に縛られて、舊い習慣的環境に生きてゐることに就いては前節述ぶる如くである。彼は、一時己の村及び家族を離れて、歐洲式の事業に貸銀労働者として働くべく出て來た一農民に過ぎない。故に、彼の一労働者としての地位を改善してやる爲めには、同時に、彼の農民乃至手職人としての地位を並行的に改善してやらなければ、何も出來ないのである。即ち、嚴密な意味に於て労働立法の進歩を來たさんとするには、全般的社會環境に改良を加へるといふことが伴つて行かなければならないのである。こゝに於て、手職人の保護並びに農民の地位の改善といふ問題が起る。

手職人の保護

フランス人が印度支那を占領して見ると、澤山の手職専門の者がゐて住民の必要とする製品は十分間に合せてゐた。その職人達は、殊に東京に多くゐたが、村の組織の中に入つてゐた。職人達は、極めて幼稚な道具を使つてゐる商賣を廣げるのはほんの偶然の機會に限り、自分からその商賣によい中心地を求めるともなく、また進歩した技術を見付けようともしなかつたのである。

フランス人の力で西洋化が始まると、顧客の需用品が變つて來て、或る種の品物は、この舊い手で製産する必要がなくなつた。同時に、大規模の工業が、村の職人の手で出来るものと同じ品物を製造して、競争することに

なつた。非常に幸なことに、重大な社會問題を起し兼ねない此の進化は、一定の範圍内にしか及ばなかつた、即ち、西洋の感化を受けたのは住民のうちの選良に過ぎなかつたのである。その上に、新風習の發生につれて需要も増加し、土着人職人の製品の賣行が良くなつた。

結局、印度支那に於ける手職工業の存続は家族本位の農業組織の存続に懸つてゐる。若し、西洋化の結果として、家族農業組織が工業經濟組織に處を譲ることになると、手職工業は、急激に衰亡するであらう。これは決して望ましいことではなく、政治的に見ても、安寧秩序に重大な危機を招來するかも知れないのである。故に、不況時代に手職工業の滅亡するのを救ふのは、この國を保護してゐるフランスの義務である。これが計畫の主要點は前に述べた通りで、製造技術を再修正し、新型の製品を造ることである。それと同時に、この新製品の販賣を促進するために市場を組織的に編成するか、又は顧客の購買力の増大を圖る一方、手職人に信用貸をして、之を助けることである。

之等の三點は、行政當局が首頭を取るべき事項である。今日までのところ、殆んど創められたものなく、僅かに、第一の點だけが試みられてゐるに過ぎない。市場擴張の問題及び手職人に信用貸をするといふ二點は、將來の努力に待つ外はない。この二點を有効に解決する方法は、協同組合といつたところに在ると思はれるが、その可能性については、後に論ずるところであらう。とにかく、印度支那に於ける手職工業の現状について徹底的調査を遂げることは目下の急務であると思はれる。この保護及び復興事業は——アフリカ諸國及び近東地方に發生したところと比較して——、此の植民地に於ては、職人達が、回教諸國に於ける如く共同體的又は宗教的傳統の結果、進歩を妨げるやうな古い組織や技法を固執するといふほど頑迷ではないから、割合容易に遂行出来るであらう。

農民の保護

印度支那人は農業人種であり、此の國の凡ゆる部分に於て、農民の生活標準は、極度に低いものである。これだけでも印度支那保護の任にある強國の急務が、農民の地位改善に在ること明かである。前に概説した計畫に、之が可能性について種々挙げておいたが、土地所有權の改革或ひは耕作法の改良の如きは相當の年月を経なければその効果が現れて來ない。東京デルタの急激な人口増加によつて益々重大化して來た農民の生活状態を改善することが急を告げてゐるので、もつと速かに効果の現れるやうな手術を必要とする。人口の科學的分配をやれば助かるであらうといふことは前に記した。この人口分配は、聯邦内の一つの國から他の國への移民に於ても、また、一つの國內に於ける移住地設定に於ても、今日までの遣り方は、制限的で、不規則で、結局、無効に終つてゐる。これが成功に終るまで決然として永續的努力をするといふ熱意が當局側に缺けてゐた。失敗したのは、大規模の移住地計畫を遂行するための財源の無かつたことが大いに與つてゐる。移民中央事務所を置き専門官吏を支へる爲めには金が要る。移住民輸送にも金である。豫備の測量、村の建設、道路の造營、土地伐開及び排水設備、移住民への米及び現金の貸與等、いづれも金が要るのである。眞に東京の過剰人口地方を救ふべく、十分な移出民を動かさうといふには、數千萬ピアストルを要するであらう。故に、印度支那に於ける移住地問題は、要するに、資金問題である。東京のベサック地方以南に先づ百戸の一團を移植するといふ目下の試みは、單なる試験であつて、事實計畫を遂行してゐるものと考へることは出來ない。それでも、興味ある事であつて、十分の注意を拂ふ價值があるものである。

國內移住地設定は、良い地方に移された一部の人々の貧困を救ふに相違ない。更になほ自分の村に残つてゐるもつと澤山の人々の位地を改善してやる必要がある、この方面に於てこそ、協力といふことが非常に重要なのである。

印度支那に於ける協同組合運動の可能性

農村信用貸に關するフランス當局の行動は、大いに成功した。それについては前に、その成果について詳しく述べて置いた。交趾支那の土着人相互農業信用組合及び各保護領に於ける信用貸銀行は、有用な機關となつて、小地主をして、たえず金を借りる高利貸の束縛から遁れしめたのである。然し、これらの機關が農民に本當の相互扶助の精神を生ぜしめたとは言へない。これは、この組織の行政的基礎から見て、期待するのが無理である。農村信用貸資金の運営は、政府の保證の下に行はれてゐる。それは、結局、國家が個人に金を與へて自由に之を使用させるといふことになり、而も多くの場合、それを如何なる用途に役立てたかを調べてないものである。そこには、共同して責任を負ふといふことなく、従つて、お互に氣をつけるといふことも無用となり、相互扶助の精神は發生し得ないのである。のみならず、之等の團體は、在來の事務に携はつてゐる役人達の監督の下に置かれてゐる爲め、役人達は自分の専門仕事の方で手が塞がつてゐて、協同組合に關する知識が無い、そこで組合を教育監督するといふ大切な仕事が出来ないのである。最後に、あまりにも簡易な條件の下に貸出を行ふために、ひつきり無しに貸してくれ、貸してくれで、自分達が恒久的に裕福になる様な努力は少しもしないことである。これは此の組織が節約精神の發達乃至人格教育に基礎を置かなかつた結果である。安南人小地主が印度人金貸「チエテイ」から金を借りることを止めた——それもほんの少しばかり借りることが少くなつた——のは事實である

が、その代りに、もつと強力な金貸——政府に借金を負ふことになつただけのことである。此の組織の最大缺陷は、思ふに、當局に於ては、この農村信用貸といふ唯だ一面のみに全注意を向け、財政的支持を與へるに急にして、眞實に共同的性質を持つ制度を確立する可能性を忘れてゐたところに潜んでゐるのである。

印度支那に於ける農村信用貸の發達は、若し、當局が、元の形式の蘭領印度の信用貸制度を主なる模範として做ふこと無く、英領印度の例、又は支那の或る省、或ひは日本に於ける極めて優れた種々の協同組合を模範としてゐたならば、今とは變つた形をとつて進んだことであらう。之等の國々に發達した協同組合なら、安南人の状態にも容易に適應し、印度支那の農民の慘狀を改善するに大いに役立つであらう。その點の意味に於ける協同組合は、まさに印度支那に於けるフランス當局に大活動の舞臺を提供するものである。此の問題の研究の結論としてなし得ることは、此の國の事情が如何に此の運動に適してゐるか、そしてこれを發達せしむべき道筋がどこにあるかといふことを簡単に説くことである。

(註) かゝる組織を設定するに當つて、初めから新しくやる必要があると思つてはならない。既に多少試みられてゐるのであつて、こゝにそれを言つて置くのは當然と思ふ。約三十年前に設立されたドン・ロイ(Dong Loi)協同組合は、衰へて遂に解散した。或る土着人協同組合は、もつと後に設けられたのであるが、選良米種子の共同生産を目的とし、米穀局に有用なる協力を爲してゐる。クワン・ガイ(Quang-Ngai)の一協同組合は甘蔗から砂糖を採る人々の組合であるが、一九三六年四月十三日に創設され、同年末には組合員が百名に達した。柬埔寨では、最近收穫物を貯蔵し、生産品を直接輸出商の手に渡す爲めに、村を一つの農業協同組合とする案が提唱された。これ等は、やがて全印度支那に亘つて完全に張りめぐらさるべき協同組合設立の先驅である。

一見したところ、協同組合運動は、安南人の心理に逆らふやうに見えるかも知れない。安南人の心理について多くの観察者が、次のやうな特性を擧げてゐる。即ち、彼等は或る種の運命觀を持つてゐて、何の進歩をさせようとしたり、榮養や住宅の状態を改善しようといふ試みを最初から、麻痺さしてしまふであらうこと。創造或いは忍耐力の缺如。安南人の愛が狹隘で、自分の家族は愛するが、廣い愛他心に發展してゐないこと。同じ町村の貧窮階級に慈善を行ふにしても、悉く官公吏に依頼する傾向あること。終りに、節約貯蓄の精神が無いこと、これは家族制度の弊であつて、子供は各々家から離れて發展することを許されず、いつまでも家長の權威の下に置かれ、親が老いたとき之を扶養する者とされてゐるから、貯蓄心を必要とする行末の用意をして置かなくともよいといふ結果を生んでゐること等を數へてゐる。

これらの人種的特性のあることは否定出来ない。然し、それだからといつて、これを、協同組合運動といふ建設的事業を頭から排斥する議論の種にするのは大きな間違である。協同組合制度を編成するその事によつて、かうした傳統的心意状態を更新させ相互扶助の精神を振起せしめるであらう。協同組合は、眞實、成人教育の學校である。それは、組合員をして高利貸の手から免れしめるのみでなく、彼等を助けて、彼等自身より免れしめ、悪習を去り、自然に放任されてゐては生れない諸々の徳即ち紀律、先見、時間の正確、約束嚴守、進んで責任を負ふ觀念等を養はしめることになるのである。若し協同組合が、印度支那近傍の國々——印度、支那、タイ及びマレー半島——に良い結果を擧げてゐるのに、安南人の間に繁盛しなかつたら、これほど不思議なことはあるまい。協同組合は歐洲にばかり發達し得るものと極めるのは愚なこと、アジア及びアフリカ諸國には、少くとも諸種の協同組合の數一三〇、〇〇〇、組合員數一千万人が在るのである。

安南人の心理には、一見したところ、共同精神の發達を妨げるものがあるやうではあるが、この障害は一つの非常に有利な事があつて、その埋め合せが出来るのである。即ち、彼等の國々には、その社會の傳統の中に、幾つかの、自然的に發生した協同組合とも稱すべき舊慣、制度が存在してゐるといふことである。これには、共同目的のために使用されてゐる共有地^(註)、村内でやつてゐる或る種の協力(村を護衛する夜番、葬式の時互に助け合ふこと、洪水、火事、泥棒のあつたとき助け合ふこと、旅人の爲めに宿を定めること等)、更に大切な事は、昔から村々が各個獨立してゐるといふことから發達した責任觀念(たとへば、納税について言へば、税は、村全體として、一緒に掛けられて來るから、これを頭割にして一人々々から集めるといふ責任を生じる)等のあることを言へば足りるであらう。これらの習慣を基として、協同組合を造れば、あとは、可及的速かに、近代式の協同組合に發達するやう指導すればよいのである。或ひは、既存の協同組合のものから始めて行く方が、他の協同組合を模倣するよりも、永續的結果を生むであらう。協同組合運動は内から生れて發達すべきものであつて、官廳から天降つたものでは駄目である。それには、此の國の傳統と必要に根を下ろして成長させることである。

(註) 安南人の村は必ず、讓渡を許さぬ土地を所有してゐる。宗教目的の爲めに使用されてゐる墓地、貧民救助、幼兒教育の事業を行ふ慈善團體の爲め取除けてある慈惠田の如きである。

安南人の諸制度を注意して研究してみると、傳統的形式を持つ村が、協同組合を作るに詭向きの編成になつてゐる。共同動作に必要な條件が皆な備はつてゐる。即ち、村人達の間は自然に結合してをり、活動範圍が制限されてゐて村人達はお互を知り合ひ規則正しく會合に出席する便宜があり、團體紀律に基く單一な骨組が出来てゐる。協同組合は、彼等に貧困と闘ふ方法を教へることにより印度支那の人々に大なる經濟上及び道德的利益を與

へるに止まらず、同胞の幸福のため何か建設的の仕事をしたいと焦つて、政治的煽動運動に趨る教養ある安南人の熱意を、此の方面に向けさせることが出来るであらう。

印度支那に作り得る協同組合の種類を、こゝに列べることは、協同組合運動といふものは、新しい形式のものがいつでも生れ得るやう各種の必要に應じ、種族的、歴史的、地理的、経済的、社會的のあらゆる事情に適應し得るものであるから、簡單には出来ない。こゝには、印度支那の國情に酷似した國柄を持つ國々に於て最も有効な働きをしてゐる二、三の協同組合の形式について述べるに止めたい。次に擧げる例に見ても、現在印度支那の農民や手職人を苦しめてゐる病弊にして、十分目的に添ふ協同組合によつて投藥治癒の出来ないやうなものはないといふことが明かになるであらう。

印度支那の農民の最も必要とするものは、印度や支那と同じく信用貸である。信用組合は印度、支那、日本等のアジア諸國に於て大成功を収めてゐる。英領印度には、三千萬會員を有する九萬組合があり、支那には、九萬會員を有する二千組合がある。或る場合には、信用組合は、支那や日本に幾世紀の昔からあつた昔風の投機的遊戯に關係したもの、如き傳統的相互信用講から産れた子として發達した。たとへば日本に於ては、七、八百年前から存在した無盡講即ち相互信用組合に直接關聯して近代信用組合が發達した。無盡といふのは、普通、同じ町に住んでゐるとか、同じ商賣をしてゐるとか、或ひは同じ寺の檀家であるとかいふ人々三十人から五十人位の組合で、會する毎に幾何か宛の金を持寄る約束になつてゐる。そして集つた金を順番に會員に與へるのである。安南人の村にもこれに似たトンチン (Tontine) といふものがある。各戸から極く小額の金を毎月、村の頭に納める、頭はそれを預つて利子を産ませる責任を負ふ。誰か金が必要になると、彼はそのトンチンを「買ふ」、そして

使つた金を年賦で拂戻すのである。かうして集まつた資金が、四千ピアストル、五千ピアストルにも上ることがある。安南人のトンチン講が、日本の無盡講のやうに近代信用組合に成り得ないといふ理窟はなからう。印度支那の農民は極貧であるから、政府の助け無くては十分な資金を積立てることはできまいと思ふのは愚である。信用組合の會員といふものは、決して自分達の借金を保證にして金を借り出すべきものではなく、自己の個人的價値を保證とし、共同責任に於て借出をなすべきものである。

信用組合の他に、純粹な貯蓄組合を作ることが出来るであらう。それは郵便貯金に比すれば、近づきやすく、手續も簡單で貯金を引出すことも面倒が無いから便利であらう。協同組合的貯蓄組合は、市部にゐる永續的賃銀労働者、殊に、政廳に使用されてゐる土着人官吏、使用人達の間に、相當發展する可能性がある。官吏達なら、貯金をさせるために月給から差引くことをすれば可いのである。

農村購買販賣組合は、會員に教育がなくてはうまく行かないかも知れないが、アジア諸國、殊に英領印度では普及してゐる。それは多くは信用組合がその活動範圍を擴張して、會員の生産品を販賣する便宜を圖つたものに過ぎない。こゝで、農夫達は自分の作つた物が他人のものと一緒にされることを好まないといふ障害に打突かることを豫期しなければならぬ。また、協同組合の活用だけでは印度支那の米穀市場編成の問題を解決するには不十分であらう。然し、少くとも、米穀市場を、協同販賣組合が、その機關の一部を形成することに到ることの出来るやうな編成を試みることは可能だと思はれる。

植民地諸國に既に行はれてゐる種類の協同組合も、印度支那に試みて見れば相當役に立つであらう。例へば、肥料や種子の購買を目的とする組合、牛馬の相互保險、灌溉の爲めの組合、醫療の爲めの組合等である。醫療の

爲めの組合は最近日本に於て設けられ、農村の醫者不足、醫藥治療の高價を救ふことになつた。會員には一人の醫師と或る程度の醫療施設とを利用させる。マラリア豫防組合がベンガルに組織されて、會員からの會費と、當局の補助金とを得て、會員互に村の衛生状態改善の責任を負ひ、汚い溝渠を渌ひ、キニネを分配し、小施療所を持つてゐるものもある。

(註) 一九三三年に、日本に於ける醫療協同組合数は二十三、約八萬の會員を有し、四十三個の病院を持ち、三十八名の醫師の奉仕を得てゐた。

その他協同組合の一種として調停組合がある。これは印度に出来てゐるが、印度には極めて面倒臭い子供らしい裁判沙汰が多くて、一つの痛になつてゐるからである。調停組合は、會員が、絶え間の無い訴訟沙汰で無用の金を浪費するのを防がうといふ目的で組織されたものである。また労働協同組合のことも言つて置かなければならない。^(註)これは、印度支那に於ては、日雇労働契約とか、カイの活動に伴ふ悪弊に對して、有用な對策を立てることが出来るであらう。それから生活改善組合、これは、バンジャブに於て殊に活動してゐるが(一九三〇年に三百以上あつた)、色々な方法で、ある昔からの習慣のために非常な浪費をやつとゐるのを禁じたり、衛生標準を高めたり、教育施設を試みたり、また一般目的としては、村人達の日常生活程度を引上げるため良い健全な習慣を奨励したりして、會員の生活状態を改善すべく努力してゐる。

(註) 労働協同組合の例としては、モロッコのタザ山脈の中にある炭焼の團體がある。この團體は、山林の中で十月から翌年の六月まで炭を焼いてゐる人達が幾つか作つてゐるのであるが、貧乏な農夫達で、近所同志だからお互に馴染であり、團體の頭を選ぶ。必要品の供給は、純然たる共同心によるものであつて、各々何かの食料品を持つて来る。道具も各々自分で持つて来る。最も面白いのは、各國の頭は、自分の費用で特殊の道具を備へ、必要品を運ぶ牛馬を提供するに不均、それにお禮を貰ふといふことをしないことである。これは、各員は、皆の共同目的の爲めに各々分相應した持寄りをするといふ精神に依るものである。植民地に於けるかうした原始的協同組合については、國際労働局共同組合課長モリス・ロムバン氏(Maurice Colombain)が研究を遂げた。(一九三七年七月、モロッコ經濟雜誌第四卷第十七號所載、ロムバン氏のモロッコ視察團報告の抜萃“Les Coopératives indigènes au Maroc”また I. Turdy, M. Colombain 兩氏著 Le Coopération dans les colonies. 及び一九三六年國際労働案内共同組合の條を見よ)

協同組合は、農民達の爲めと同様職人の爲めにも有用であらう。その種類としては、ある商賣の爲めの共同購買組合、これによつて原料を安く手に入れる事と、自分で買出しに行く手間が省けるといふ二重の利益が得られる。其他種々の共同仕事(共同で製品の展覽會を開く場所を借りること、注文を集めて之を適當に配分するところの組合、仕事場を提供したり、機械を借りるための組合等々)がある。而して最後の發達階梯としては、手工業の爲めに購買組合を作り、共同仕事場を備へしめる。これには、會員の紀律訓練の必要なること勿論である。印度支那に協同組合制度を設けることは容易であつて、種々な形式のものを作ることが出来ることは、上記によつて明かであらう。それが印度支那民衆に與ふべき多くの恩惠についても前述した。然し乍ら、協同組合運動は、最初から二つの根本的條件が備はらなければ印度支那に發生し且つ進歩を遂げることが出来ない。一つは、協同組合に對して、初めから國家が大なる財政的援助を與へてはならないことである。斯かることをすると、會員の自主的精神を芽からして摘取つてしまふことになる。國家は、これを始める門出に必要なだけの援助に止めべきであつて、小さな組合の財政的必要といふものは高の知れたものである。第二の條件については前に述べ

た、即ち協同組合制度は、既成品を輸入して来て政府の机上の抽象論的政策として強ひるべきものではない。此の國に從來から存在するものから徐々に發達すべきものである。國家としては、その組織の作り方とか道德的方面の援助をやるのが大切で、協同組合とはどんなものを説明したり、強制的でない様に労働者達の加入を勧誘したり、大抵はさうしたことに知識を缺いてゐる新協同組合が經濟上の實狀を知るに到るやう指導したり、また、協同組合を監督して、組合内の仕事に専念せしめ、これを個人又は團體を利用して他の目的を達するための道具に使はないやう導かなければならない。これらの協同組合教育、編成、監督の任務を果たす者は、協同組合運動に關して特別な教育を受け、特別な資格を持つてゐる者でなければならぬ。モロッコの駐劄官が最近一人の協同組合顧問を置いて試みてゐるから、印度支那の参考として多くの有用な示唆を受け得るに違ひない。

協同組合は、賢明に考案され、慎重に之を實施すれば、農民幾百萬の生活状態を改善し得るものである。而してこれこそ、前述せる通り、印度支那に於けるフランス當局に課せられた最大急務である。今や此のアジアに於けるフランスの大植民地の運命が、人民の物質的道德的標準を引上げたいといふ希望を力強く述べた總督の手に委ねられてゐるこの時に於て、この聯邦内の各國農民・職人達の間に、成果多かるべき相互扶助の精神を養成せしめるため、遺漏無き努力の捧げられんこと希望に堪へない。

本書の著者は、目下の發達段階に於て、印度支那の最大希望は、協同組合運動に繋がれてゐると確信する者である。

附録一 統計表

第一表

一九三六年現在印度支那人口

總計	一九三六年				一九三一年			
	安南	柬埔寨	交趾支那	老撾	東京	全	同	上
一般人口	3,333,000	11,011,000	3,833,000	499,000	11,833,000	30,711,000	27,740,000	1,665,000
フランス人	1,000,000	101,600,000	102,700,000	3,100,000	3,550,000	3,550,000	428,000,000	—
其他歐洲人	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	—
特殊外國人	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	—
特殊外國人	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	—
陸海軍人	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	—
印度支那人	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	—
總計	5,639,000	22,922,000	44,444,000	1,000,000	8,633,000	33,777,000	31,222,000	—
一九三六年	5,639,000	22,922,000	44,444,000	1,000,000	8,633,000	33,777,000	31,222,000	—
一九三一年	5,133,000	22,806,000	44,666,000	1,000,000	8,444,000	33,044,000	31,222,000	—

(註1) 一九三六年七月推定。——一九三六年「印度支那經濟事情」九、十月號、七八二頁。
 (註2) 日本及び比律賓人を含む。
 (註3) 支那人のこと。
 (註4) 英領印度、タイ國人、爪哇人等を言ふ。

第二表

人種群別推定人口^(註1)

人種群別	安南	東埔寨	交趾支那	老撾	東京	全國
歐洲人及同待遇人	5,000	2,300	1,500	500	19,000	28,300
フランス臣民及保護國人						
安南人	4,835,000	1,910,000	3,979,000	27,000	7,677,000	16,679,000
東埔寨		2,570,000	3,300,000	1,400		2,971,000
タイ族		10,000	100	5,500,000	3,500	5,600,000
老撾人				100,000		100,000
其他	17,000				6,600,000	7,677,000
印度ネシヤ人	6,600,000	500,000	5,100,000			12,200,000
ムオン人	99,000				11,000	110,000
マニラ人	1,000				8,000	9,000
猫族				7,000		7,000
マレイ及チャム人	23,000	70,000	8,000			101,000
ミン・ホン人 ^(註2)			21,000			21,000
其他				10,000		10,000
外國アジア人					7,000	7,000
支那人	11,000	100,000	17,000	3,000	3,000	123,000
印度人其他	100	2,800	1,000	100		4,000
總計	5,666,000	3,046,000	4,666,000	1,010,000	8,700,000	23,128,000

(註1) 一九三六年調査、資料第一表、七八三頁。
(註2) 支那人と安南人混血兒。

第三表

一九二六年末東京國十五州應募労働者、州別實數及び比率^(註1)

州名	人口	應募人員	人口に對する割合(百分比)
タイ・ピン	913,817	7,495	0.821
ニン・ピン	327,106	5,183	1.584
ナム・デイン	849,329	4,684	0.551
ハイ・デュオン	500,511	2,543	0.508
フン・エン	394,650	1,840	0.466
ハ・ナム	415,000	1,471	0.354
ハ・ジョン	781,520	1,342	0.171
ソン・タイ	247,580	1,007	0.406
バク・ニン	399,016	810	0.203
キエン・アン	335,482	523	0.155
バク・ギアン	223,810	301	0.134
ヴァイン・エン	183,647	166	0.091
フク・エン	146,000	98	0.067
海防市	83,394	38	0.045

附録一統計表

河内市 九一、七一八

四

三五八

總計

五、八九二、五八〇

二七、五〇五

(註2)

(註1) 一九二七年—二八年労働總監督局報告、一八頁。

(註2) 兩市を除く各州のみの平均百分比は、合計人口の〇・四八パーセント。

第四表

一九二二年より一九三四年に至る各年十二月三十一日現在

南部印度支那の農園に於ける應募農業労働者及び家族員數

十二月三十一日現在	農業労働者數		
	男子	女子	兒童
一九二二年	一〇、四九一	一、一八三	四九九
一九二三年	一八、六七二	二、六四八	一、二一七
一九二四年	二二、三五二	四、一一九	一、五七七
一九二五年	一八、三七九	三、七八七	一、四〇八
一九二六年	一六、六九五	三、九〇四	一、〇九一
一九二七年	一〇、一〇九	三、〇〇四	二五七

一九三二年	五、五一八	二、二六九	
一九三三年	四、六七三	二、一七一	
一九三四年	六、六九七	一、九三九	

西貢移民及び應募労働者監督會社の統計に依る。

第五表

一九二二年より一九三四年迄の西貢下船、

南部印度支那向け應募農業労働者數

一九一九年一月一日より一九二二年十二月三十一日迄	九、一四二
一九二三年	三、八四六
一九二四年	三、四八二
一九二五年	三、六八四
一九二六年	一六、八六一
一九二七年	一七、六〇六
一九二八年	一七、九七七
一九二九年	七、四二八
一九三〇年	一〇、九二五
一九三一年	二、五六五
一九三二年	二〇六
一九三三年	五、〇六〇

附録一統計表

三五九

附録一 統計表

一九三四年(十月三十日迄)
労働總監督局報告に依る。

六、〇六八

三六〇

第六表

一九二二年より一九三四年迄の南部印度支那より
歸國せる應募農業労働者數

一九一九年一月一日より一九二二年十二月三十一日迄	二、二一九
一九二三年	四四二
一九二四年	—
一九二五年	三三六
一九二六年	一、五九三
一九二七年	二、二二二
一九二八年	四、〇〇六
一九二九年	六、九〇七
一九三〇年	八、九六〇
一九三一年	一〇、六四六
一九三二年	六、九五五
一九三三年	六、二六三
一九三四年(十月三十日迄)	一、八〇四

労働總監督報告に依る。

七表

一九二三年より一九三四年迄南部印度支那の雇主
等より労働監視所に報告せられたる契約違反件數

一九一九年一月一日より一九二二年十二月三十一日迄	一、四六二
一九二三年	七三〇
一九二四年	八四七
一九二五年	一、〇八一
一九二六年	一、六五三
一九二七年	三、八二四
一九二八年	四、四八四
一九二九年	四、三〇一
一九三〇年	二、九七三
一九三一年	七四三
一九三二年	四八七
一九三三年	五六二
一九三四年(十月三十日迄)	八六〇

労働總監督局報告に依る。

第八表

一九二三年より一九三四年迄南部印度支那にて不滿

附録一 統計表

三六一

附録一統 計 表

の爲め逃亡を企て雇主側に捉へられたる逃亡者數

一九一九年一月一日より一九二二年十二月三十一日迄	三五五
一九二三年	一三三
一九二四年	二一六
一九二五年	二〇八
一九二六年	五五八
一九二七年	一、〇七〇
一九二八年	一、四四六
一九二九年	一、九六一
一九三〇年	六八〇
一九三一年	三三一
一九三二年	三三七
一九三三年	三三一
一九三四年(十月三十日迄)	三五三

勞働總監督局報告に依る。

第九表

一五二三年より一九三四年迄南部印度支那の雇主等より勞働監視所に報告したる應募農業勞働者死亡者數

一九一九年一月一日より一九二二年十二月三十一日迄	五〇一
--------------------------	-----

一九二三年	一二六
一九二四年	一五八
一九二五年	一七五
一九二六年	一六二
一九二七年	七八八
一九二八年	一、三二三
一九二九年	八四八
一九三〇年	三六二
一九三一年	三九二
一九三二年	二〇三
一九三三年	二〇三
一九三四年(十月三十日迄)	二四三

勞働總監督局報告に依る。

第一〇表

南部印度支那及び太平洋植民地より歸還せる契約勞働者等が据置拂金として持歸りたる金額

一九二七年	南部印度支那より	二、〇〇〇	計	二、〇〇〇
一九二八年	太平洋より	一、二七〇		一、二七〇
	ピアストル			二、〇〇〇
	ピアストル			三六三

附録一統 計 表

附錄一統計表

一九二九年	七八五	三、〇〇〇	三、七八五
一九三〇年	三七、九〇〇	一一一、七六〇	一四九、六六〇
一九三一年	二三三、〇〇〇	二〇七、二八〇	四四〇、二八〇
一九三二年	二二三、五〇〇	二八九、九一〇	五一三、四一〇
一九三三年	一四八、一九〇	三四、三九〇	一八二、五八〇
一九三四年(前半期)	三二、九九〇	八三、二一〇	一一六、二〇〇
總計	六七六、三六五	七三二、八二〇	一、四〇九、一八五

勞働總監督局提出資料に依る。

三六四

第一一表

一九二〇年より一九三四年迄太平洋に於けるフラン
ス諸會社雇傭印度支那人勞働者出發並に歸還者數

一九二〇年	出發者數	九九三	歸還者數	—
一九二一年	—	—	—	—
一九二二年	六—	—	—	—
一九二三年	一、一二九	—	—	—
一九二四年	二、一六六	—	—	—
一九二五年	一、六二八	—	四九二	—
一九二六年	二、六四八	—	二〇〇	—

一九二七年	一、四三二	二二〇
一九二八年	三、〇四八	三七三
一九二九年	一、八三九	四三八
一九三〇年	六五五	二、八八六
一九三一年	—	三、四五四
一九三二年	二	二、七四八
一九三三年	八八三	六一一
一九三四年	五九一	七〇四
總計	一七、〇七五	一一、一二六

勞働總監督局提出文書に依る。

第一二表

一九二九年に於ける印度支那勞働者人口及び賃銀

一、農業従業者	雇傭勞働者 總數に對する 百分比	出身地 及役柄	實數	産業別人 員に對する 百分比	平均賃銀(ピアストル)			
					未熟練者	熟練者及監督	未熟練者	熟練者
東京人又は安南人	—	—	五八、〇六九	七一・五	〇・四四	一・四七	〇・二八	
交趾支那人	—	—	一五、九七二	一九・七	〇・五二	一・八三	〇・二五	
柬埔寨人	—	—	二、四二四	三・〇	〇・四七	一・九〇	〇・三九	
老獨人	—	—	二五	〇・〇三	〇・五〇	—	—	
附錄一統計表	—	—	—	—	—	—	三六五	

附録一 統計表

モイ人ラーデ人等	三、〇九六	三・八	〇・四九	一・六六	〇・四〇	三六六
マン人ムオン人等	四八七	〇・六	〇・三一	〇・二五		
支那	二八九	〇・三五	〇・五二	一・七二		
爪哇	三〇〇	〇・三七	〇・六二	二・五〇		
日本	二	〇		三・五〇		
専門技術員	三四七	〇・四三		一・三九		
監督	一七七	〇・二二		一・三二		
農業會社受給人員總數八萬一千八百八十八名。内男子七萬三百二十三名(八六・六パーセント)、女子一萬八百六十五名(一三・四パーセント)						
農業會社被雇備者八萬一千八百八十八名中四萬二千六百六十四名は賃銀の外に米の配給、又は米の配給及住所を供與せらる。						
二、商業・工業従業者						
東京人又は安南人	四六、三一七	五三・五	〇・五一	一・六六	〇・三一	一・〇〇
交趾支那人	二二、二四八	二六・八	〇・五〇	一・五八	〇・四〇	一・〇〇
東埔寮人	三、六九八	四・三	〇・六五	一・六〇		
老撾人	一八一	〇・二	〇・四〇	一・四二	〇・三〇	
モイ人ラーデ人等	一八八	〇・二二	〇・四〇	一・〇〇	〇・三七	
マン人ムオン人等	三〇〇	〇・三五	〇・四七	一・五九		
支那	一一、九〇六	一三・七	〇・五〇	一・七〇	〇・四七	一・二一
爪哇	一三二	〇・一五	〇・八五	一・二七		
専門技術員	四四六	〇・五		一・一一		

三、礦業従業者

東京人又は安南人	四五、四七五	八五・四	〇・四〇		〇・三二	
老撾	三、一〇四	五・八	〇・五〇	一・二〇		
支那	三、七七九	七・一	〇・四一	一・〇〇		
タイ	九〇〇	一・七	〇・四〇			

礦業會社受給人員總數五萬三千二百四十名
 礦業に雇はれる婦人の数は數ふるに足らず。
 農業、商業、工業、礦業諸會社に雇はれる受給人員總計は二十二萬一千五十二名とす。
 資料……労働總監督局出版のパンフレット。
 一九三六年九月までのピアストルは一〇フランであつた。

第一三表

一九二九年より一九三五年迄鑛物別鑛山年産額

一九二九年	實額一千ピアストル	燃料	亞鉛	錫及タングステン	金	其他	計
百分	比	七七・〇	九・七	一〇・六		五〇〇	一八、六〇〇
						二・七	一〇〇
							三六七

附録一統計表

年	實額一千ピアストル	百分比	實額一千ピアストル	百分比	實額一千ピアストル	百分比	實額一千ピアストル	百分比
一九三〇年	一三、九〇〇	六〇〇	一、七〇〇	六〇〇	一六、八〇〇	三六八	一六、八〇〇	三六八
一九三一年	一一、六五〇	三六	一、〇〇一	三六	一三、一五〇	三六	一三、一五〇	三六
一九三二年	一〇、四〇〇	一五	八八四	一五	一〇、〇〇〇	一五	一〇、〇〇〇	一五
一九三三年	八、二一四	一九	九六六	一九	一一、八〇〇	四〇	一一、八〇〇	四〇
一九三四年	七、〇〇八	一七	一、六二四	一七	一〇、〇三二	〇三	一〇、〇三二	〇三
一九三五年	八、二四〇	一七	二、〇八一	一七	九、六一四	〇一	九、六一四	〇一
印度支那經濟雜誌、一九三五年五、六月號、五七二頁。	七三・五	一二	二、三〇九	一二	一一、二〇四	〇〇	一一、二〇四	〇〇

第一四表

西貢—シヨロン地方(一九三一年—一九三三年) 日給平均賃銀(ピアストル)

年	人数	平均日給	人数	平均日給	人数	平均日給
一九三一年	四、一〇六	一・五〇	三、七六八	一・三五	二、七九三	一・二五
一九三二年	—	—	六〇九	〇・七五	二〇八	〇・七七
一九三三年	—	—	—	—	—	—

専門技術者
特殊技能者

第一五表

印度支那の北部に於ける(一九三一年—一九三三年) 日給平均賃銀(ピアストル)

職業	人数	平均日給	人数	平均日給	人数	平均日給
労働者	五、二九五	〇・七四	二、二六一	〇・六八	二、四三五	〇・六二
監督	四〇二	〇・四五	二九五	〇・四五	一八四	〇・四一
児童及徒弟	三三二	二・〇〇	二四〇	一・九〇	二〇一	二・〇〇
印度支那經濟雜誌、一九三四年、一、二月號、一六二頁。	三三二	〇・五〇	四三三	〇・四九	二六七	〇・三七

地域

地域	一九三一年		一九三二年		一九三三年	
	人数	日平均賃	人数	日平均賃	人数	日平均賃
(a) 専門技術者						
河内	一、六〇六	〇・六四	一、〇〇七	〇・六八	一、三八九	〇・六三
海防	四六一	〇・七七	一、八五七	〇・五七	一、二五六	〇・六六
其他の東京地方	三二九	〇・六二	二五三	〇・六四	二九七	〇・五八
安南	二八四	〇・八一	二八五	〇・七〇	三二三	〇・六四
鐵道	七〇三	〇・八三	七三六	〇・八一	九七四	〇・七三
雲南	六一七	〇・九〇	六四四	〇・八五	五三八	〇・八三
計及總平均	四、〇〇〇	〇・七四	四、七八二	〇・六八	四、七七七	〇・六八
(b) 労働者(男)						
計及總平均	四、〇〇〇	〇・七四	四、七八二	〇・六八	四、七七七	〇・六八

附録一統計表

附錄一統計表

河内	一、五二五	〇・三七	七四九	〇・三三	六〇六	〇・三三
海防	二九三	〇・三七	三、四八八	〇・三五	二、三二四	〇・三五
其他の東京地方	五六八	〇・三二	四三六	〇・三三	六一八	〇・二九
安南	六七	〇・三七	一五四	〇・三五	一八七	〇・三〇
鐵道	六七四	〇・三三	七〇〇	〇・三四	六一四	〇・三二
雲南	二、五八九	〇・四二	二、〇八八	〇・四一	二、〇五八	〇・三九
計及總平均	五、七一九	〇・三八	七、六一五	〇・三六	六、四〇七	〇・三五
河内	三四三	〇・二二	一六六	〇・二二	九〇	〇・二二
海防	三四	〇・四一	一、〇二七	〇・二五	四四六	〇・二三
其他の東京地方	二三七	〇・一八	四三	〇・一八	一四九	〇・一六
安南	一八〇	〇・二五	二一七	〇・二五	四六五	〇・二一
計及總平均	七九四	〇・二二	一、四五三	〇・二四	一、一五〇	〇・二一
總數及平均日給	一〇〇	〇・四五	五〇七	〇・四一	六七五	〇・四三
(e) 特殊技能勞働者(男)	一三三	〇・二二	六九	〇・二三	一四九	〇・二五
(f) 兒童及徒弟	四五三	〇・二三	一、三五三	〇・二一	五四三	〇・一八
總數及平均日給	四三三	〇・二三	一、三五三	〇・二一	五四三	〇・一八
(g) 監督及小頭						

總數及平均日給 七六三 一・〇〇 一、〇三九 〇・九五 五一三 一・一一

印度支那經濟雜誌、一九三四年、一、二月號、一六六頁。

第一六表

一九三一年—一九三三年西貢—シヨロン地方貨銀を基準とする各地方貨銀指數

專門技術者	西シヨロン	河内	海防	其他東京	安南	北鐵道	雲南鐵道	北印度支那平均指數
勞働者(男)	一九三一年 一〇〇	一九三一年 四三	一九三一年 五二	一九三一年 四一	一九三一年 五四	一九三一年 五五	一九三一年 六〇	一九三一年 四九
勞働者(女)	一九三一年 一〇〇	一九三一年 五〇	一九三一年 五〇	一九三一年 四三	一九三一年 五〇	一九三一年 四五	一九三一年 五七	一九三一年 五一
	一九三二年 一〇〇	一九三二年 四九	一九三二年 五一	一九三二年 四九	一九三二年 五一	一九三二年 五〇	一九三二年 六〇	一九三二年 五三
	一九三三年 一〇〇	一九三三年 五三	一九三三年 五六	一九三三年 四七	一九三三年 四八	一九三三年 五〇	一九三三年 六三	一九三三年 五七
	一九三一年 一〇〇	一九三一年 四九	一九三一年 六九	一九三一年 四〇	一九三一年 五六			一九三一年 五八
	一九三二年 一〇〇	一九三二年 四九	一九三二年 五六	一九三二年 四〇	一九三二年 五六			一九三二年 五三
	一九三三年 一〇〇	一九三三年 五四	一九三三年 五六	一九三三年 三九	一九三三年 五一			一九三三年 五二

印度支那經濟雜誌、一九三四年、一、二月號、一七五頁。

附錄一統計表

附録一 統計表

三七四

年次	第一四半期	第二四半期	第三四半期	第四四半期
一九三四年	七二二	七〇八	七〇七	七〇七
一九三五年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
一九三六年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
一九三七年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
一九三八年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
一九三九年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
一九四〇年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
一九四一年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
一九四二年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
一九四三年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
一九四四年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
一九四五年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
一九四六年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
一九四七年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
一九四八年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
一九四九年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
一九五〇年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
一九五一年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
一九五二年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
一九五三年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
一九五四年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
一九五五年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
一九五六年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
一九五七年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
一九五八年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
一九五九年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
一九六〇年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
一九六一年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
一九六二年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
一九六三年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
一九六四年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
一九六五年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
一九六六年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
一九六七年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
一九六八年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
一九六九年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
一九七〇年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
一九七一年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
一九七二年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
一九七三年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
一九七四年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
一九七五年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
一九七六年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
一九七七年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
一九七八年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
一九七九年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
一九八〇年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
一九八一年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
一九八二年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
一九八三年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
一九八四年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
一九八五年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
一九八六年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
一九八七年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
一九八八年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
一九八九年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
一九九〇年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
一九九一年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
一九九二年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
一九九三年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
一九九四年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
一九九五年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
一九九六年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
一九九七年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
一九九八年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
一九九九年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
二〇〇〇年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
二〇〇一年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
二〇〇二年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
二〇〇三年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
二〇〇四年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
二〇〇五年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
二〇〇六年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
二〇〇七年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
二〇〇八年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
二〇〇九年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
二〇一〇年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
二〇一一年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
二〇一二年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
二〇一三年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
二〇一四年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
二〇一五年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
二〇一六年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
二〇一七年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
二〇一八年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
二〇一九年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三
二〇二〇年	七〇三	七〇三	七〇三	七〇三

印度支那全國統計、印度支那經濟指數より。
比價とあるは生計費各項の總生計費に對する百分比なり。

〔附録表終〕

附録二 参考公文書類

契約労働者雇傭條件

本報告書第二篇第一章に於て、一九二八年に始つた南部印度支那のプランテーションに雇入るべき契約労働者を東京に於て募集することに關係して起つた激しい反對運動について、また、その時、それ等のプランテーションに於ける労働状態の悪弊に關する非難について述べて置いた。次に掲げるのは、その悪弊に關する二つの公文書の寫であつて、これらの悪事が暴露された當時から今日まで、労働者保護事業が、どの程度まで進歩したかを計る参考に供する。此の種の労働者の爲めに行はれてゐる契約の文面も、印度支那式の植民地農業會社に於ける労働の編成に關する或るプランターの意見と共に、こゝに掲載する。

- 一、交趾支那の農園に働かせる爲め東京人苦力を募集することに關するミイ・ホアのチ・フ官の報告、及び交趾支那の知事が此の報告を西貢ゴム園業組合に轉送せよときの公文

一九二九年四月二日 ミイ・ホアにて

フン・エン、トン・ドク官閣下

ミイ・ホアのチ・フ、ダン・クオク・ギアム

一九二九年三月三十日附第二八二C號理事官公文に對する答申として、本職は、交趾支那に於て働きありしダニエン・ヤン、ダン及びグーエン・ヤン・ダニといふ二人のロ・サア村の者が、歸村したることを報告するの光榮を有す。本職が受けたる報告によれば、此の二人は、東京に歸還せることを非常に喜びをり、交趾支那には何の愛着も感ぜざるもの

附録二 参考公文書類

三七五

の如し。
彼等は、甘蔗農園に於ける働きは、水も長く、機械を以つて鋤を入れるによりさして苦勞にあらずと言へり。労働者の仕事は、地面に灰を撒くこと及び苗を植うることに過ぎず。故に甘蔗農園に廻はされたる労働者達は幸福なりと考ふるならんと思ふ。

ゴム園に働く労働者の事情は、全く異なる。仕事は骨折れ、水亦健康に悪し。これらの事情により、ゴム園に働きをりし数名の労働者は死亡せりと。

總て農園に於ける労働時間は、午前六時より十一時迄、及び午後一時より六時までとす。午前の作業終れば、労働者達は食事の用意に掛り、食事を終りたる後直ちに仕事にかゝるを以つて休息の暇なし。

鹽と米は雇主これを支給す。野菜其他の食品は労働者においてこれを買求めざるべからず、その賣價は東京より一倍半高價なり。

一ヶ月の賃銀は十二ピアストルにて、之を月二回に分けて支拂はる。

此の手紙の冒頭に擧げたる二名の者は、甘蔗農園に雇はれをりし者なり。彼等は僅かながら貯蓄を爲すことを得たり。二名は、自分達にて豚を飼育し、その元手は、自分の財布より之を支辨せり。兩人の持合せたる資金は、各々約二百ピアストルなりと言ふ。

然し、不幸にして、兩人は豫告を與へらるゝこと無く其の園を去るを餘儀なくされし爲め、自己所有物を持ち歸ること能はざりし由。某日、兩人が甘蔗農園に働きをるところへ、呼出し來たり、そのまゝ直ちに東京向けの船に乗ることを命ぜられ、彼等の宿所に歸り貸金を集め或は自分達の家財道具を賣却するの時間も與へられざりし者なり。

再び國元に歸還し得たることは喜びをるも、勞役の結果儲けたるものを持歸ること能はざりしを残念に思ひをれり。

彼等は、農園を去るに臨み、彼等の家財道具を賣却し貸金を集めることを友人に依頼する外なかりしなり。その友人達が果

して委託に添ひ、集めたる金を送り來るや否や全く不明なり。

ダンとデュは、農園に於ける仕事は苦しきも、定められたる時間は守られをりしことを附言せり。歐洲人監督も土着人監督も労働者には親切にして、非道の取扱を爲すことを懼れをる由。それは、若し監督が過酷なる取扱をなすことあれば、労働者達は必ず共謀して彼を殺害し、屍を河に投棄するが故なり。

ダン及びデュの言ふところによれば、農園の労働は、概して、非常に骨の折れる仕事なり。この兩人の話を聞ける村人にして、農園の働きに應募せんと欲する者は、殆んど之れ無きこと確實なりとす。

(署名)、(労働監督官の承認署名)、(駐劄官に轉送されたること)、(之を受けたるフィン・エンのトン・ドク官ウイ・ヤン・デインの署名)

一九二九年六月十四日西貢にて、

交趾支那知事より西貢のゴム園業組合會長宛の公文

本官は只今、東京理事長官より、交趾支那に於ける農業會社に雇入るべく、東京労働者を募集することに關する、特にゴム園に關するミイ・ホアのチ・フ官發、フィン・エン州トン・ドク官宛一九二九年四月二日附報告第四一八號の寫本の送達を受けた。

本官は茲に、貴下宛、此の報告の寫を送る。此の報告は、概要的のものであるが、正確に、南部印度支那に送られる労働者移出民に關する東京人の所感を報告したものである。

他の諸點についても貴下に於て注意あらんことを望むものであるが、本官は殊に、労働時間及び労働者の食事調製に關する節につき貴下の注意を喚起したのである。勿論、本官に於ても、現存契約條文の下に於て、労働者は、二十四時間中十時間働き、自分の食事を調ふべきものであることを承知してゐる。然しながら、食事の調理は雇主側に於て之を準備することにすれば、労働者のみならず雇主の利益にもなると考へられる。これにより、疲勞してゐる労働者に食事用意の勞——彼等は極め

て大雑把なやり方をしてゐる——を免れしむると共に、必要な營養分を攝取せしめるといふ二重の利益ありと思はれる。人は、十分榮養を攝つて置けば、榮養不良に比して遙かに病氣に耐へ得るものである。然るに、労働者が一般に榮養不良に陥つてゐることは周知の事實である。彼等が東京に歸還したとき虚弱の状態を呈してゐる事實は、幾度となく警告を發せられあつてゐるに不拘、多くの雇主達が、尙ほ、誤れる考を持つてゐることを明瞭に物語つてゐる。南部に、現在の如き條件の下に、農業労働者を移出させることに反對して、全人民が非常に強硬な反對運動を起してゐる。本官は、萬一、現在行はれてゐる過誤が矯正されるに非れば、東京はやがて移出の門を閉鎖し、安價労働力の『無限の貯水池』たることを止めるであらうと思ふのである。

此の報告は、東京に相當永く滞在して、佛領赤道アフリカ政廳の求めにより、コンゴ—オーション鐵道建設のため八百名の支那人を募集したばかりの地方労働監督官の承認署名したものである。

これらの労働者の契約には、食事は、労働者に之を調理して供與せらるべしと記されてある筈である。それによつて、屢々交趾支那のゴム園従業労働者が榮養不良が原因にて病氣をすることを防止せんと目的より書込まれたものである。 (附録二、utheimer (署名))

一、南部印度支那の農園に雇はれる労働者達の作業及び生活状態に關する行政監督官デラマール氏 (Dela-marre) の報告。

仕事は困難ではないが、甘蔗の莖は、斜かひに切つてあるから、切り残された株が、地上に槍のやうに立つてゐて、靴や脚絆を穿かない労働者には殊に歩くことが危険である。

ミモ農園の支配人は、使用人は幾時間働かしてゐるかとの訊ねたとき、午前五時三十分に出発する、そして、労働者達が宿所を出るのが午前六時で、午前十一時まで作業する。午後は、十二時三十分から五時までであつて、食事は農園でとるのであると答へた。

然るに、労働者等の口を揃へて言ふところによると、彼等は午前三時に起されて、四時に集合を命ぜられる。さうすると、この農園には、約一千名の労働者がゐるから、仕事にかゝるべく合宿所を出るのは四時半になるであらう。労働者等も、晝一時間半の休みのあることは本當だと言つたが、然し、合宿所に歸るのは夜になると言つてゐた。

彼れ支配人の云ふ時間割にしても、次の通りになる。

午前五時半から同十一時まで	五時間半
午後十二時半から同五時まで	四時間半
計	十時間

右十時間に、労働者宿所から農園までの距離が五杆から六杆あるから、一時間四杆の歩行速度と見て、往復に一時間半かかるからそれを加へなければならぬ。即ち労働者は、毎日、仕事場と、そこへの往復時間とで、十一時間から十一時間半を費してゐるのである。東埔業社協定の條文或ひは、交趾支那に於ける労働者雇傭に關する大統領令のあるにも不拘、十時間といふ制限時間には、實際の作業時間だけを含まむのか、他の時間も込めるのか明記してない。作業と往復に十一時間から十一時間半を費すといふことは、男子でも無理であるが、女子労働者には更に過勞である。太平洋植民地に送られる東京労働者の契約は、實際の作業時間九時間、一時間五杆の歩行速度として、仕事場への往復時間一時間といふことが條文に備はつてゐる。萬一往復時間が一時間以上必要な場合は、その超過時間だけ實際作業の九時間から差引くことになつてゐるのである。

賃銀、割引、罰金、食物——問題の労働者の契約書は、男子の日給〇・四〇ピアストル、女子の日給〇・三〇ピアストルと定めてある。休日は賃銀を支拂はず、また**不可抗力**による休業も其の月のうち六日以上に及ばねば賃銀を與へない。

この規定は實に過酷なものである。東埔業政府が、この條項の入つてゐるミモ農園の契約書をそのまゝ寫して、同政府がクランシイからソムボルに到るメコン河谷に道路を建設する工事の爲め雇入れた工夫達に適用したことは遺憾至極である。

労働者は、契約書によつて三ヶ年間縛られてをり、その期間は、第二の雇主の爲めに働くことを禁じられてゐるから、雇主は、不可抗力による休業に對して給金を支拂ふことを拒絶することが有利なのである。かゝる條項は非契約労働の場合に限り許さるべきものである。一日〇・四〇ピアストルで雇はれてゐる労働者は、そのうちから、米の價を差引かれ前借金を分拂ひし、罰金を取られ、休業中は無給であるから、實際受取るものは、一ヶ月十八ピアストルにしかならないことを、自覺してゐた。

次の表は、労働者がミモに着いて以後受ける賃銀を示したものである。同會社の帳簿によると、これは、割引された給金或ひは缺席、病氣などしてゐる人々のものではなく、労働者が普通に受ける賃銀率を示すものである。

一月初の二週間（作業日数十日）	
一日〇・四〇ピアストル十日	四・〇〇ピアストル
差引額（米）	一・〇〇〃
同（返金）	〇・五〇〃
差引額計	一・五〇〃
支拂實額	二・五〇ピアストル
一月第二の二週間（十六日から休業二日を引き残り十四日間）	
一日〇・四〇ピアストル十四日	五・六〇ピアストル
差引額（米）	一・一〇〃
支拂實額	四・五〇〃
一月分支拂實額計	七・〇〇〃
二月初の二週間（十五日からナト祭休五日無給與を引き作業日数十日）	

一日〇・四〇ピアストル十日	
差引額（米）	四・〇〇ピアストル
同（返金）	一・一〇〃
差引額計	〇・九〇〃
支拂實額	二・〇〇〃
二月第二の二週間（作業日数十一日）	
十一日分	四・四〇ピアストル
差引額（米）	一・一〇〃
同（返金）	〇・三〇〃
差引額計	一・四〇〃
支拂實額	三・〇〇〃
二月分支拂實額計	五・〇〇〃
三月初の二週間（十五日から休業二日を引き十三日）	
十三日分	五・二〇ピアストル
差引額（米）	一・二〇〃
同（返金）	一・〇〇〃
差引額計	二・二〇〃
支拂實額	三・〇〇〃

これによると二週間の賃銀は平均三ピアストルになるのであるが、労働者等の大多数は、支配人の命令によつて課せられた

罰金を取られたため二ピアストルしか貰はなかつた。

この一ピアストルの罰金は、その額から云つても、皆に一律にかけたといふ點に於ても過酷であると言つて東京人は非常に苦しんだ。この罰金は、糞や笠(ラタニヤ製の笠は高く買へず、草の笠はミモには買つてゐない)を持つてゐない連中が、驟雨のとき仕事を中止したといふ理由によつてかけたものである。ミモ社が雨期に——雨期には雨が降るのは當り前である——労働者を強ひて働かせ度いといふのならば、仕事の性質から言つても缺くべからざるところの糞笠を當てがつてやるのが至當であらう。

ミモ社の支配人も此の點に氣が付いて、糞笠を注文した。もう出来て来たと思ふが、然し、それを労働者に分配するときには、必ず、代價を賃銀から差引くことであらう。

二週間の賃銀所得三ピアストル、前借金が済んだとして(これは約一年かゝれば、皆済になる計算である)四ピアストルでは、労働者達は、現場で、食物、衣類等日用品を満足に買ふことが出来るか何うか疑問である。

これは最も重大な問題である。かうして労働者達が栄養不長であると、病氣殊にマラリアに對抗する力を失ひ、元氣は衰へて来る。監督等は、普通の方法では満足な働きをさせることが出来なくなつて、イラ／＼して労働者等を殴打酷使するといふことになるのである。

かうなつて来ると、労働者等は、三つの途に落ちるより致方がない、即ち逃亡するか、叛逆するか、栄養不長から来る病氣で斃れるかである。健康體の安南人の平均體重は約六十五キログラムであるから、農園労働者は、氣候及び作業時間を考慮に入れて、日に大凡二、九二五から三、〇〇〇カロリーの食物を供給されるべきものである。更に、その食物の中には、消化を助ける各ビタミンを含有する新鮮食料品を十分與へなければならぬ。

保健政策を折込み、植民地の何處に於ても土着人労働者の雇はれてゐる總ての公私事業に適用されるべき一九二四年七月二十二日の植民大臣布告には、食物割當は、雇傭の最初の日から之を行ふべきもの、而して、割當量は、土着人軍隊に分配せらる

るものと同量たるべきものとすあり、通常割當と特別配給とを含むのである。

東京人歩兵に配給される食品は、次のカロリー量を含む。

兵營内に於ける通常配給

二、九〇七
カロリー

演習又は實際行動通常配給

三、〇四五

演習又は實際行動特別配給

三、五八二

右の配給の外に、兵營内に在る軍隊には、〇・四〇ピアストルの手當、演習又は實際行動中の軍隊には〇・一四ピアストルの手當を支給して、餘分の食物、調味料を買ひ得るやうにしてある。(一九二三年植民地官報、三五八九頁)

農園に使用する東京人労働者には、演習又は實際行動中の歩兵に對する通常配給と同等の配給を爲すべきものである。

ミモ農園に使用されてゐる労働者達に實際、會社から支給されるのは、給料支拂日に、八人一纏の二週間分の米百キログラム袋一個である。

二月に二百八十人の苦力が逃亡した事件があつたが、それまでは、この百キロ袋を十人で分けねばならなかつたのである。十キログラムの米を一人が十五日食べるといふと、一日六六六グラム、カロリーにして二、二九七である。即ち七〇三熱量(三、〇〇〇引く二、二九七)の不足である。その上に、後に述べるが、ミモでは食料品を得ること六ヶ敷く、而も非常に高し。その結果、労働者達は栄養不長に陥り、不平を起すのである。

然し、労働者は、米を動力とする農業機械では無いのだ。他の種類の食品、必需品が入用なのだ。ミモ社は、此の問題を取上げてゐない。余が質問した某支配人は、その使用人の受ける賃銀で、どれだけの物が買へるかと言かれたとき、簡単に、米に混ぜて食ふ『汚らしいお茶』が買へる位のものだと答へた。

クチエイ(Khchey)キャンブは、コンボン・チャム(Kompong Cham)から九十軒あるミモの土着人警官駐在所から更に十二軒行つた森の真中に在る。けれども、クチエイにもミモにも市場が無い。